哈爾賓事務所

調査時報

第壹號

大正十二年十月

目次

南満洲鐵道株式會社

發刊の辭

本課は本年四月哈爾賓事務所規程の制定と共に新設せられたる機關にして其使命は主として北滿及び接壤地方に於ける一般經濟調査就中各種企業調査を實施すると共に一方同上地方並に露國方面に關する一般情報を司どるに在る

本課の調査資料並に情報にして一般の參考に資すべしと思はるゝものは其都度別に謄寫又は印刷に附して關係の向へ頒布しつゝあるが此外尚ほ一時的、斷片的性質のものにして鷄肋捨て難きもの尠しとせず依つて之を蒐錄し且つ新着資料紹介の目的をも兼ね表題の如き命名の下に印刷を以て謄寫に代へ關係の向へ頒布することゝせり

從つて本時報は必ずしも定期的のものに非ず即ち相當材料の集まるに非らざれば出でず只だ概して云ふ時は月に一回若くば二ケ月に一回位は略豫定し得べし

因に元運輸部哈爾賓營業所に於ても同樣の目的を以て謄寫式の「時報」を作り同所直

接關係の向へ配布し來りて第六號に達せしが右は本調及び本時報の出現と共に自然廢止のことゝなれり。從來前者の配布を受けられたる向の御諒承を願ふ

本報第一號の頒布に當り一言其趣旨を述ふ

大正十二年十月

哈爾賓事務所

調査課長　山内勝雄

哈爾賓事務所　調査時報　第一號　（大正十二年十月）

◎日本の震災と罹災民の北滿移住

一、緒言　二、日本と地震　三、日本と人口問題　四、日本の移民
五、移民地としての北滿洲

一　緒　言

今回の日本大震災を聞くと同時に吾人は逸早くも彼等罹災民及び非罹災民の北滿移住の必然を直感して之れが實施の方策を考へつゝあるものであるが、茲に哈市商業電報（露文週刊新聞）も亦た九月十日の紙上に於て同しくこのことあるべきを論し、而し乍ら其影響に就いて不尠杞憂を抱いて居ることを示して居る。

曩には奉天の張作霖氏か日本總領事に對して「今回の震災に就き若し滿洲へ移民の必要あらば出來得る丈け便宜を計るべし」と提議せる由傳へらるゝ等、如何に內外人が日本人の滿洲移民を以て避く可からざる現象として肯定せるかを證するものである。

然るに當の日本人自身は此方面に對して殆んど無感覺と稱すべき程冷淡で、是迄何等の努力を試みようとさへ爲なかつたのは吾人の久しく意外とする所であつた、商業電報の所論は無論一部分ではあるけれ共正しく吾人の云はんと欲

せし所を道破せるもので、所謂殖民運動に保守的な日本人に取りて好個の警告たるを失はない。左に之を抄譯して參考に供する。

但し北滿に對する　本殖民の新運動を以て「恐るべき」と爲すは商業電報の徒なる杞憂であるのみならず、日本人は過去二十年間南滿に於て世界史上未だ其類を見ること能はざる所の平和的人類至愛的經濟的殖民の建設に成功して居るのである、更に日本人の到る所、そこは愛と義と、平和と文化の複十字街であつて永久の幸福の榮である、北滿洲は日本の殖民を歡迎し之に平等の參與を與ふることに依つて初めて且つ決定的に名實相添ふ「滿珠」となるのであることを深く信して疑はぬ。（小林）

二　日本と地震　以下商業電報抄譯

今回日本の大地震の原因は決して火山の噴出破裂等に依るものでなく、一に山岳構成の改變即ち地殼の收縮に依るものである。

抑も地殼の收縮と地震は初めから附もので、日本に於ては近世にも度々同原因から大震災を惹き起して居り、少なる地震に至つては殆んど毎年之を繰返して居るに係らず日本人は如何しても櫻と菊の國、而して富士山を離れて他に移住することが出來ぬ程其の祖國を愛するのである。止むを得ずして海外に在住する日本移民の唯一の目的は出來得る丈け多くの金を蓄めて速かに故國に歸り邦家の爲めに兒孫を養育しつゝ祖先墳墓の土地で其生を終らんとするにある。

三　日本と人口問題

日本人の斯の如き保守備傾向は日本が世界史上に現はれて來たことの極めて日淺きが故であるとせねばならぬ。五十年前の日本は四面海に圍まれ且つ未だ艦船の備なく、從つて殖民の何であるかさへも知らず、國民は富士山の見ゆる所でなければ住めないと外思はなかつた。日本が今日非常な窮境に陷いるに至つたのは畢竟斯る保守主義の結果に外ならない。それは日本の人口問題で近世に於ける數字は實に左の如き増加を示して居る。

年度	人口
一八九二年	四一、〇八九、九四〇
一九一二年	五二、五二二、七九七
一九二〇年	五五、九六三、〇五六

一九一二年より一九二〇年に至る一年平均の増加は七七二、五三一人で、斯くの如く著しき人口の膨脹は素と耕作地の不足に關聯して夙に日本識者をして食糧問題に就き極度に不安ならしめた。更に日本の人口密度を示すと

年度	一平方露里の人口
一八七二年	九八
一八九二年	一二一
一九一二年	一五六

一九二〇年	一六七

で、殊に西部地方の最も人口稠密な所に至つては一平方露里に付き三九三人に達し、白耳の二八〇、英國の二六〇、獨逸の二二二、佛蘭西の八二等に對し驚くべき高率を示して居る。

斯の如く日本及日本本土は世界に於いて人口密度の第一位を占めて居るのみならず日本の土地そのものは到る所狹隘にして農業上利する所が最も少である。

例へば開墾に便利な海岸地方の如きは火山の發生と海岸の侵入とに依つて狹められ耕作に適する平野の割合が非常に少くなつて居る、今各國の面積に對する耕地の割合を各國の夫と比較して見ると

伊太利	七六パーセント
英國	七三　〃
獨逸	六七　〃
日本	一八　〃

日本人が國家奉公の意味で米ばかりの外耕作せぬのは斯の如き狹き土地から少しにても國民の常食たる米を得んと欲する爲めで又た一方日本に於て土地問題の危機が叫ばるゝも此の爲めに外ならぬ。日本政治家の尤も患ふる所は玆にある。

故に今度の震災は益々日本の土地問題に影響し來り而して政府は必ずや此機を利用して國民が新植民地を捜す樣慫慂するに相違なしと考へねばならぬ。

四　日本の移民

斯の如くして今度の未曾有の震災の結果は先づ日本國民の大陸移住奬勵となつて表はれ來るべきは自然の勢である。

抑も日本の移民には二つの方法がある。一は國内の人口稀薄な土地へ移住する對内移民と他は本來の對外移民である。一九一三年迄は日本の移民は全く些細なもので、それが内外の注意を引くに至つたのは辛つと同年以後のことに屬する。一八八九年に於ける在外日本人の總數は一萬八千人に過ぎなかつた所一九一九年にはそれが五九〇、五八六人、一九二〇年には六四八、九一五人に達したのである。

主なる在住地を掲ぐると一九二〇年に於て滿洲は一八〇、二〇〇人、北米合衆國は一二四、三五〇人である。

然し乍ら出稼移民の四分の三が毎年日本へ歸還することに想到するならば此等移民の數字は殆んど意義なきものであることが判る。而して實際に於て日本の人口は此等の移民に依つて毫も減退調節さるゝ所が無い。

今や大震災の結果日本は愈々眞面目なる殖民の奬勵に取り掛り而してその主なる潮流は必ずや豫ねてより植民地となつて居る滿洲に向けられる事を考へねばならぬ。

五　日本移民地としての北滿洲

日本と北滿洲との人口密度を比較して見ると、日本は一平方露里に付き二三〇人、北滿洲は一五二人で此間に非常の差がある。

日本に於いては一塊の土地すら耕作に利用されて居らぬ所は無いが、北滿洲に於いては未だ何人も手足を觸れて無い所の莫大なる殖民用の土地か殘されてある。又た北滿洲は農産物(大豆)森林及其他原料の無盡なる富源を有し植民地乃至商工活動地として最適の地である。

北滿洲は地理上政治上夙に日本の勢力範圍となつて居た、而して此間若し日本が何等遠慮する所なく若くば第三者の反對がなかつたならば……今頃は果して如何になつて居たであろう。思ふに地圖上寬城子を以つて假に境界を定めてはあるがこれは勿論實際上の日本勢力境界とはなり得ないのである。

ポーツマスに於いてヴィッテ氏は米國及獨逸の後援の下に此の境界を決定したのてあつたが日本は今も尙ほ此の決定に從ふべきか否か。

今回の震災は實に日本の大陸進出をして恰も二十年前に見しか如き眞摯な態度と實際的方策とを執るに至らしむる動機で、而かもそれは是迄熟し切つた果物の樣な問題に最後の感情的經濟的一觸手を與へたに外ならぬ。

此の意味に於て吾人は日本今回の大震災は實に恐るべき結果を齎らすべきことを容易に看取するのである。(草野譯)

◎六十四屯回收問題

六十四屯とは愛琿の對岸六十四ヶ村のことであつて露國が義和團の變亂に乘じて此地方を全部占領し支那人を追放して今に至るまで還付しないので露支間の懸案として遺されて居る。六十四屯問題とは此事であつて露人が該地方を占領する際支那人に對して非常なる虐殺を行ひ之れを黑龍江に投じた。江水は爲に血で赤くなる程であつたとて當時世人を驚倒せしめた。其後土井晩翠が之れを新體詩(長恨歌)にして發表し一時公憤の氣慨を高調したものである。

本稿は露支交渉準備黑哈代表蔡辰白氏が最近露支交渉の豫備材料として徵した愛琿縣前勸學所長王純學同前縣會議會議員陶孜誠より民國七年十二月十二日附を以て衆議院省議會鮑督軍に提出せる愛琿江東六十四屯回收請願書の翻譯である。

愛琿縣の區域は黑龍江の東西兩岸に跨つて居つたが庚子(義和團の變)の年露國と戰端を開いて全域を喪失した。和議成るの後前清光緒二十八年四月露國駐支前公使と我が全權大臣(支那)と締結した條約に於て速に愛琿地方を軍隊が未だ占領しなかつた以前の如き狀態で支那の版圖に全部還付して該地方から流離して居た難民を招來し從來の業務に就かしむ云々と記載してあり其後東三省各地に駐屯して居つた露軍は陸續撤退したが愛琿の土地は數回に亘つて交涉し光緒三十二年に至つて始めて黑龍江の西岸だけは我版圖に歸し官署を設けて統治することゝなつたけれども、其江東(即ち左岸六十四屯の土地で溝渠を設けて界とし南北約二百餘支里東西約七八十支里)の土地は露人依然占據して居

つて還付しない之れが爲め代々江東に住居して居つた一萬餘の難民は今に至るまで各地に流浪して歸らんと欲するも故郷なき有樣である。咸豐八年愛琿條約第一條内に黑龍江左岸（即江東岸）にある精奇里河（俗名黄河）から以南豁爾莫勒津屯に至る間に古くから住して居る滿洲人等は從來の如く各村落に永遠に居住することを承認し支那官吏をして統治せしめ露人と親睦を敦くし相侵すことを得ずと記載してあり又咸豐十年の北京續約第一條内に黑龍江左岸に於て支那人の居住する地方及支那人の占據して漁獵に從事しつゝある地方に對しては露國は之れを侵すを得ず依然支那人に從來の如く其漁獵を許し境界は永遠に之れを改めず並に附近一帶の地方を侵す能はず云々と記載してあるが其後光緒十三年に至り江東地方は露支の人民互に開墾を始め相錯綜する樣になつてから屢次爭議を起す爲め清國政府より李金鏞を派遣して露國と交渉し境界を明にし溝渠を堀つて限界を設けた。以上の如き次第であるから之れに根據して言へは支那人に統治權及居住權のあることは條約に明かである、條約の改廢せられない限り當然繼續有效であつて露支の境界は溝渠を以て設けられて居る其の境界に線が依然として猶ほ存在して居るから確實なる證據として疑ふの餘地はない、此外何等此地を割讓した明文はないのに露人は勝手に此地方に居住開墾して已に二十年に及び更に退讓せんとする模樣がないのみならず反つて自己の領土とせるの觀かある。然るに支那政府は内外多事の爲め此江東六十四屯の難民を顧みるの遑なく二万方支里の土地を無償で喪失し居る。嗚呼之れをも尙ほ忍ふべくんは何をか忍ふ可からさるものあらんやである云々。（植岡）

◎松花江大洪水に就て

一、松花江の水準　二、本年出水の狀況　三、沿岸地方の被害「第二松花江、嫩江、哈爾賓一帶、松花江下流」

一　松花江の水準

本年松花江の增水は稀有の現象にして沿岸到る所氾濫漲溢を逞ふし其結果尠からざる損害を生起せしめたり。
今其狀況を述ぶるに先ち、松花江に於ける平常並に增減水期に於ける水準及其高低移動の大畧を序せんに松花江平生の水準は概して大ならず、高水時に於て零サーゼン七五乃至一サーゼン七五の間とす。最低水に對する最高水の差は普通三サーゼン、只だ吉林に於ては三サーゼン半に達す。測量地點は老燒鍋、哈爾賓、拉哈蘇々の三ケ所にして右三ケ所は松花江の河巾として尤も規準河巾に近きが故に水勢調査上最も適當なりとせらる。蓋し松花江中江岸の比較的低き地方に在りては增水至れば忽ち江岸を越ゑて恣に河床を擴張し必ずしも水準を增さゞる所あり、例へば富錦萬里河屯、德墨立の如きは最低最高の差は僅かに二サーゼン、新甸及三姓にて二サーゼン半を越えず、次ぎに水準高低の經過及び移動に就いて見んに、增水時に於ける水準の昇騰速度は比較的大ならず且つ經過も穩順なく即ち最大の昇騰速度一晝夜〇、三〇乃至五サーゼン、平常の場合にて一晝夜一〇分の一サーゼン以下なり。而して高水に極度に達したる後の減水の速度は增水時に比して二乃至三倍位遲緩なり。但し吉林地方にては時により一晝夜に一、〇七サーゼン（一九〇一年八月）を超えたることあり。又た松花江に於ける增水時の流速は一時間三乃至四露里なり。但

し牡丹江、湯旺河の増水に起因する高水時の流速は一時間五露里にして三姓、拉哈蘇々の間僅に二晝夜にて送水し増水の度小なる時に於ては五晝夜を要する割合なれども事實は八乃至九晝夜を要し、從つて一時間三乃至五露里の割合なり。松花江増水の性質は長距離に渉りて多少連續せるを常とす、故に増水の滯在期も長く隨つて減水も亦た延引する所以となるべし。尙ほ二サーゼン以上の増水にありては中部松花江岸にありては河水を防止する能はずして所々に氾濫個所を生じ就中草原區に在りては増水一サーゼン半にして既に氾濫の域に達す。（以上一九〇四―七年に渉り露國交通省並に陸軍省の實地調査に據る）。

二　本年出水ノ狀況

昨年十一月結氷期に於ける松花江水量の豐富なると本年四月解氷期の例年に比して約一週間早かりしことゝは露西亞船員間一般に本年度の洪水を予想せしむることを得たるものの如し。されば本年解氷の如き昨年度三姓淺瀨の水深の三呎八吋（實水深四呎）なるに對し實に四呎十吋の水深を示したるを見ても如何に本年は解氷當時より水量の大なるかを知るを得へし。加之六月下旬よりの降雨毎に松花江の水量は彌増水し七月に到りては三姓淺瀨の水深表五呎（實水深六呎）を示し續いて八月に到り（八月廿三日の分）七呎（實水深八呎―目標五、六號の附近）を示すに到れり。一般に三姓淺瀨の水深五呎以上なるときは松花江は洪水なりと稱して差支へなく、されば本年は解氷以來仔の期間を除き他期間は通して洪水期間と見て宜しく隨つて流域に於ける水害の如き長期間の浸水のため災害は實に予想以上なるべし最初本年六月下旬に至りて松花江水量は甚だしく浸水し其の儘推移して七月に入り増水する一方にて同月中旬に至り

松花江下流地方に於ては既に一部沿域の氾濫するあり七月十五日頃三姓淺瀬水深六呎を超え嫩江第二松花江の合流點三岔口附近又氾濫し漸やく沿域地方に於ける損害顯著となるに至れり。越えて八月に入るや水勢は彌漫甚しく之れに反し哈爾賓下流の支岐流は仔の増水もなかりき。

今左に東支船舶部の調査しつゝある水深表を示せば左の如し(旅順口の水平面を標準として單位米突)

月日 \ 測量地名	第二松花江 老燒鍋	嫩江 富拉爾吉	松花江 哈爾賓
7月20日	76—57	74—20	61—12
7月25日	76—71	74—42	61—25
8月 1日	76—70	74—25	61—32
8月10日	76—97	74—12	61—31
8月16日	77—60		
8月17日	78—70		
8月18日	78—84		
8月20日	78—60	73—70	61—54
8月25日		73—56	
8月30日	76—71		62—07
8月31日			62—14
9月 1日	76—72	75—46	62—15
9月 5日	76—50	73—50	62—08
9月 7日	76—49	73—55	61—99

右の表よりして之れを哈爾賓に於ける實水深を知らんに次の如くなる(松花江鐵橋下に於て單位呎)

	哈爾賓
7月20日	26—30
7月25日	26—65
8月 1日	26—73
8月10日	26—70
8月16日	
8月17日	
8月18日	
8月20日	27—30
8月25日	
8月30日	28—00
8月31日	28—23
9月 1日	28—26
9月 5日	28—03
9月 7日	27—97

前の表よりして見るときは第二松花江の最高水時は八月十八日、嫩江は七月二十五日にして尙ほ哈爾賓に於ける最高水時は九月一日を以て最大となす。之れを歷年中の大洪水と比較せんに哈爾賓に於ては九月一日の最高水二八呎二吋六分の一九〇九年の大洪水に比較して尙ほ一呎$\frac{2}{3}$吋の增水を示し一九一四年の增水に比して未だ一呎$\frac{6}{8}$吋少し、(松花江夏期の低水は平水面$\frac{6}{10}$呎にして今次の大洪水は實に平水面上二十二呎乃至十八呎の增水なりき)、今松花江近代數十年間の洪水年表を示せば左の如し。

一八六一年
　三十四年振
一八九五年
　繼續して
一八九六年
　三年振
一八九九年
　二年振
一九〇一年
　八年振
一九〇九年
　繼續して
一九一〇年
　四年振
一九一四年
　九年振
一九二三年

されば本年の大洪水は一九一四年の洪水以來九年振の出水にして九月一日を出水の絕頂時として尙ほ平水時に迄減少するには一ケ月半以上を要すべく十月下旬の結氷期に至らざれば減水せざるべきかと東支船舶部は謂へり。

三　沿域地方の被害

(イ)　松花江水源地方の被害

松花江の水源地域は東西長さ一五〇露里に渉り北南長さ同しく百五十露里に渉り面積實に二萬方露里强に及び世に云ふ吉林材の採伐地として有名なるが頭道河、二道河、拉法河等の水源地方は七月下旬の出水以來今日に到る迄木材の流失甚しく鴨綠江採木公司店員陶氏の歸來談に據れば本年度物の木材としては一本も餘すなく全部流失し損害甚大にして予測し難く尙ほ樺甸縣に至りては其の水害も甚だしく八月三日以來樺甸市街も浸水し張縣知事、韓稅局長等盡力して八月廿日以來飢餓に迫まれる住民に糧秣の補給を急ぎつゝある次第なり。

附加　今回の松花江の大洪水にて木材の流失せる整理の爲め駐吉林日本總領事は支那官憲と「漂水移動木材」辦法四ケ條を決議する所ありき。

一、此等の木材中一定の會社の所在地にあるもの或は特別地域內にあるものを除き他は總て日支官憲の協定に據りて之れを處理す。(例へは官銀號及松江林業公司、吉林製材公司の如きもの)而して日支官憲は同日各々本國商民に該布告を逕示し此等の木材を運搬するに舊買賣の刻印又は所有者の記號を書替へて新たに刻印して持出すことを禁止せり。

二、此等の木材をして原主に返すときは日支官憲及び關係被害者立會の上處理す。

三、日支兩國木商は各二名の代表を選定す但支那側は木商同業會及び木商研究所より該代表を選定す。

四、日支官憲は東は大灘より起りて東局子に至る間に該辦法を摘要し各地の木材協定、整理に就いての會合時日は追つて通知す。

東局子より以下に流失せる木材は歷年處理し來れる「木材辦法」によりて木材商自ら之れを處理すべし。

吉林、舒蘭、老少溝の被害は亦決して僅少にして留まらす、就中老少溝埠頭は久しきに渉りて浸入し、夏期河川輸送全く不可能となるに至れり。

新城即ち伯都納附近は浸水地域廣く(只新城は浸水せず)農産物殊に小麥の被害大にして陶賴詔よりの報知に據れば半作以下なりと。

（ロ）　嫩江流域の被害

嫩江は河川航行上より見るときは其の價値殆んど無しと云ひ得べきも特產物上より見るときは亦決して輕視する理には行かず、されど本流域は川系甚だ規則的なる故を以て第二松花江に於て見るが如き一晝夜に數呎の增水するが如きことなく(吉林上流にては時に一晝夜に一沙申以上の增水を見ることあり)增水も減水も順調なるが(本年の七月以降九月上旬に到るまでの增水の度は73米突と74米突の間を上下しつゝあり)これは隨つて該河川の江岸の一定せるを示せるものにして一部水源地方(嫩江の溪谷)の小被害(只穀物の被害即ち降雨のための實入悪きは甚大なり)を除き沿域地方の損害は未だ之無きものゝ如し。

（ハ）　哈爾賓一帶の被害

本年度の大洪水に於て哈爾賓一帶の被害は吉林地方の水害と共に其の損失甚大にして八月下旬以後特に著しき慘害を齎せり。今項を頒ちて記せんに

（A）　正陽河村上流地域(右岸)

該地域は一九一四年の大洪水以來特に水流の關係上甚しく江岸の欠壞(一ヶ年一沙申内外)と共に加はり來れるが八月

中旬に至り松花江の增水は遂に陸上を浚ひ同月下旬に至りては陸上の浸水の深少2—12呎內外に達せり、されど該附近は人畜其他農作物には何等被害なきも正陽河村に於ては浸水家屋數十戸外江岸に於ける小舟等の流失破損せるもの二三あり。

附　東支組立工場は這般の洪水にて一部工場へ浸水し危險伴ひ（八月廿九日以後）しにより東支線路課は急遽東支八區の支那苦力を派遣して臨時堤防を築き浸水を防げり。尙ほ同工場裏の江岸に近く工事中なりし「木激」の布設は未だ完成に到らざりしが今回の洪水に一ヶ所は（一ヶ所敷設中なりき）流失せり。

（B）　フリストフスキ島

該島上には露人の經營になる牧場並に東支經營の水浴場等ありしに八月中旬以來全島に渉りて浸水し牧場の家屋七戸水浴室等の被害甚しい。

（C）　鐵橋上流（船碼街—船員村）より元黑商船員宿舍間

同地の水害は特に甚しく浸水家屋三六〇戸（一九二一年江岸警察調戸數三〇〇—人口一、五〇〇）不浸水家屋僅かに十數戸に過ぎす、同所附近は哈爾賓河川船舶の冬營場なる故を以て船舶修繕工場始め船員宿舍の損害並に東支避暑病院等の災害は巨額の數に達せん。尙ほ同地域後方の支那村並牧場煉瓦工場等同じく浸水せり。

（D）　東支船舶冬營場附近

同地域は鐵橋左岸下流一帶にして八月中旬以來既に船碼街と同じく數旬に渉りて浸水（三呎—八呎）し流失家屋拾數戸浸入家屋八十戸、流失小舟拾數隻に上れり。

（E）松北鎭埠頭―松北鎭市街

該地域は東支船舶冬營塲下流を起點として遠く震大火磨工場の終端に及び延長約二露里半に達する間の江岸並に埠頭を控ゆる爲め其の水害の如き予想以上にして始め七月下旬の松花江の漸次增水し來るや松北鎭市制局は埠頭江岸一帶に渉りて麻袋を三段乃至五段の土嚢を積重ねて萬一に備ふると共に埠頭の破損個所等の應急修理に遑なかりき。然るに八月下旬の增水は遂に北端の一部支那村（馬家船口）に浸水し倒壞流失十數戶を生し尙ほ八月廿九日夜の風波のため數ケ所埠頭江岸を潰壞するに到り就中呼蘭製糖會社下手の潰壞は甚しく濁流は驀らに松北鎭市街の裏手に衝き突り八月卅日同地よりの來哈者の談に據れば水深五呎以上に達しこの邊一帶泥海と化し住民は附近の丘上に避難し減水を待ち居れり。其後該埠頭附近の木材の流失電柱の倒壞等相續き防護の手段殆んど盡き傅家甸方面へ漸次避難し只々手を拱いて成行に任すより外致方なき樣なる次第にして其の損失巨額に達すべく松花江の大洪水より見たる松北鎭は未だ多くの研究の餘地あるべく同市の建設にとりて一大致命的打擊たるを免れず。

附．尙ほ呼蘭製糖の位置の松花江の水系上より見て甚だ寒心に堪へざる今次の洪水にて特に其の感を深からしめたり。

附　連日の水患にて糧食に苦しみつゝある避難民（馬家船口船房子一帶）は約千七百名以上に達せるを以て傅家甸にては中國赤十字濱江分會長馬子元、同理事長干衡湘、同院長宜定九、醫師李等親しく巡案して救護に力を盡し朱慶瀾將軍亦小米子等を給與し尙ほ慈善會長姚錫九、白漢章、范聘卿、張維中等災民救濟に盡力しつゝ義捐金を募集しつゝあり。

（F） 傅家甸埠頭……四家子一帶

傅家甸埠頭は昨年五月以來多額の費用を投じ濱江縣署之れが主となりて延長一露里半の間を石疊を以て地面下一沙申地上一沙申半市四呎の築堤をなし如何なる增水にも堪ゆべしとの設計の下に本年五月末漸やく完成し今回の增水に逢遇せり。

八月下旬松花江の水勢漸次增加し來るや築堤の高さ水勢を防ぐに足らず、五道街、十二道街、十三道街の河口の埠頭の應急防護等の爲濱江警察は非常召集を行ひ一方濱江鎭守使司令部よりは軍隊を派して日夜警戒に努め八月二十九日夜來の風波にて危險に遭ふや緊急煉瓦を以て堤防の上に三呎以上を積み重ね萬一に備ふる等尙ほ加ふるに七月以來の降綱埠頭野積場（十一道街—十七道街間）に溜水となりて泄水の道なく爲めに道路家屋の浸水果ては木材、薪木、穀物の水濡れ算なく八月三十日頃の松花江の水量は實に傅家甸埠頭陸上より高きこと三呎以上にして漸やくにして築堤を以て防護せるに過ぎざりき。斯かる次第なれば十七道街下流の舊傅家甸區轄外の地帶に至りては工場木材置場人家總て浸水し一部薪木、木材の流失せるもの少からずして其の被害實に莫大の額に達し松北鎭の被害と合せて壹百萬元以上と註せらる。就中邦人經營の哈爾賓製材所工場の浸水は其の被害數十萬圓の見込なり、其他四家子附近には哈爾賓市民の供給の野菜等培かへる露國式畑の浸水等の水害の程度は全く回復の望なきまでに蒙れり。

叙上記載せし（A）—（F）に到る哈爾賓一帶の水害を綜合するときは其の損害は優に百万圓以上に達すべく實に近年稀なる大洪水にして尙ほ此の後數旬の間は浸水狀態を繼續するものと斷定するを得べく然るときは其の被害尙ほ以上の巨額に及ばん。

(二)　松花江下流地方の被害

松花江下流地方にては沿岸近くには農作物は作付けされたるもの少きを以て該作物の損害は差したる影響なからんも木材、薪木、人家等の被害は甚大なり。

(A)　呼蘭域附近一帯の被害

同地域一帯は呼蘭河の増水にて其の被害殊に農作物(特に小麥)の實入り悪く、哨家鎭子附近には浸水家屋等あり、同地方は哈爾賓市民需要の西瓜、胡瓜、茄子等の産地にして之等野菜類の損害亦莫大なり。

(B)　滴打咀子ー石頭河埠頭附近

この地域一帯の沿岸は草原區に屬するの故を以て出水と共に全流域浸水し倒壞、流失せるもの算なく兩埠頭とも全滅の姿なり。

(C)　新甸埠頭附近

同地も亦草原區なるを以て該埠頭は殆んと悉く浸水し被害莫大にして倒壞流失せるもの數十戸あり。

(D)　南天門ー岔林河一帯

南天門(碼延河の木材置場も含む)岔林河埠頭附近は松花江木材の集散地なるを以て今年の出水の災害は餘程大なるものゝ如く流失木材約三分の二、浸水家屋五十餘戸(流失せるもの十數戸)に達し沿域中最大の被害地なり。

附　岐流西林河(又は岔林河とも云ふ)碼延河等は著しき増水に非らざるを以て支那人の云ふが如く被害は大ならざるべしと「西京」號船長は歸哈して語れり。

（E）三姓埠頭一帶

三姓は本年の出水にて或は浸水地域ならんと思はれしに實は本年初夏洪水を見越して牡丹江岸の埠頭の堤防の增築を急きしため僅かに河原にありし小屋十數戶の流失木材若干の漂流せるに過ぎすして損害至つて輕微なりと三姓の邦人北內氏は語れり。

（F）湯旺河埠頭の被害

該埠頭附近は松花江中最も急流にして河床狹き地帶なるを以て其被害も亦隨つて大なり、同埠頭は數年前より新開地（埠頭の後方）設置中にして今度の出水にて殆んと全部（舊市街をも含む）埠頭より約三露里を距れる盆地）浸入せるため其の損害も亦莫大なるものゝ如し。

（G）佳木斯—蘇々埠頭の被害

松花江流域中最も大なる糧棧の街佳木斯、蘇々屯の埠頭も今回の洪水にては相當の被害を蒙れり。

佳木斯は上流の所一部倒壞家屋ある外只浸入せるのみにして他に大なる水害はなく、蘇々屯に二三の流失家屋の外糧棧に出水の浸入せるもの僅かにして悅來鎭市街は一帶に侵入せるもこれ亦災害大ならざりき。

（H）富錦埠頭一帶

同埠頭は每年潰壞甚しきに加へ本年の洪水の爲め著しく埠頭は彎曲を生し來り埠頭棧橋の流失並に漁家の流失等稍々被害大にして就中棧橋の破壞は同埠頭にとりて河川航運上損失甚しかるべし。

附　（イ）黑龍江は本年は少しも增水せず平年の水勢なり。

(ロ)松花江下流中木蘭縣、東撥拉、擺渡河、伊漢通、德墨瓦、大、小羅勒密、沙河子、西北子、湯旺河の各埠頭の薪木(叉は木材)の流失せるもの多額に達し之れがため流域の薪俄かに暴騰し出水前の約二倍乃至二倍半をするの狀態にして加ふるに目下奥山よりの搬出困難のため手薄となり益々上騰の傾向を生し目下薪木一沙申十五元—十八元を上下しつゝあり。

(ハ)大羅勒密の鏡波公司の製材場は特に甚しき災害を蒙れり。

尚ほ目下の水勢に就いて述べんに哈爾賓は日々若干の減水を示しつゝあれど、嫩江の増水しつゝある第二松花江の未だ水勢の衰へざる俄かに前途を逆睹し難きの感なきにしもあらず。(堀内)

◎松花江河豆輸送研究

第一章　緒論

松花江岸哈爾賓以下の穀類を汽船及麥多によりて哈爾賓へ運搬し來り之を陸揚せず其儘、或は之を戎克に積換へて更に上流へ輸送し伯都納或は出來得べくんば老少溝埠頭に陸揚して之を寛城子經由南滿線へ發送すると云ふことは强ち不可能の問題には非ず。從來東支鐵道が松花江貨物の吸集策として同江下流は勿論伯都納大賚附近の穀物を哈爾賓及老少溝の二ヶ所に集め之を特定運賃に依りて浦潮へ發送せる例（一九一四―一九一七年時代）に鑑みる時尙は一層然り。

下流地方は暫く措き松花江下流地方より哈爾賓へ移入さる穀類の總量は毎年大凡そ二千萬布度（約三十萬屯）を下らず此の内の約三分の一即ち十萬噸が當哈爾賓にて消費せらるゝとするも尙ほ餘剩として海外へ輸出し得べきもの二十餘萬噸の巨額を算す。

此等貨物の從來海外への輸出の經路を尋ぬるに大凡そ五あり、一は哈爾賓ポグラニーチナヤ浦潮經由、二は哈爾賓寛

城子大連經由、三は松花江より直ちに黑龍江に出でその江口ニコラエウスク經由、四は同上黑龍江を遡上して露領に入るもの及び五は哈爾賓滿洲里經由今じく露領に入るもの即ち是なり。而して從來の例を見るに以上五經路の内第一即ち哈爾賓ポグラニーチナヤ浦潮經由によるものは東支鐵道の政策と相俟つて獨り殷賑を極め其他は殆んど云ふに足らず。而かも其運賃たるや比較的高率にして荷主の頗る苦痛とする所、依つて今更ら他の何れかの經路により簡便且つ低廉に輸出の方法を見出さむことは地方の荷主並に運輸業者の夙に焦心考慮して止まざる所なり。

茲に云ふ伯都納或は老少溝へ松花江河筋の貨物を集めんとするの問題も畢竟斯の要求に應せんとするに外ならず、而して哈爾賓より上流伯都納乃至老少溝間に航路の關係上吃水深き汽船の航行を許さず自然戎克を利用するの外なきに至らんとす。

是に於てか本問題は一方人工による軌道と他方天然の地勢による水路との一大競爭を見んとするものにして直接關係者の利害以外興味殊に深きものなくんばあらず。

更らに松花江穀類の輸送に就いては勞農露國に屬する黑龍江水運管理廳が昨今全力を傾注して之を尼港に吸収せんと畫策するあり、又た烏蘇里鐵道も松花江穀類の哈府及びイマン經由浦鹽輸出を計畫する等あり。

前者は現時黑龍江水系に於ける汽船航運業の不振に乘じて北滿特産の尼港經由輸出を實現せんと欲するもの、後者は前者と相俟つて運輸成績の最も不良なるニコリスク哈府間の輸送を圓滿ならしめんとするものにして、双方共素より充分の可能性を有す。

然る時は茲に云ふ伯都納及び老少溝計畫は更らに最新文明の利器たる汽船と一方半世紀以上其影を絶せる支那帆船と

の顯爭と見ることを得べく第三者に取りての興味は更らに一層深からざるを得ず。
只だ憾むらくは此方面に關する調査資料甚だ乏しく今俄かに充分の研究を提供するに術なきことを。

第二章　松花江の水運と其の缺陷

イ、松花江の可航區域

松花江は其本流吉林以下一一九一露里、支流嫩江に於て五六六露里、同しく呼蘭河三〇露里、合計約一七八〇餘露里の間汽船の航行を許すと稱せらるるも穀類輸送の目的を以て組織的に利用され得べき區域は實際に於て其本流伯都納以下江口迄合計九四五露里に過ぎずとせざる可からず、今是を各區間に分ち且つ航行條件を附記して表示すれば左の如し。

一、齊々哈爾(卜々哈)—哈爾賓間　六七五露里　(吃水三—三、五呎來多曳航)
二、哈爾賓—伯都納間　二七〇露里　(吃水二—二、五呎同上)
計　九四五露里

尙ほ増水の際に限り機會的に航行可能なるものを附記すれば

三、呼蘭—哈爾賓間　二五露里　(木製吃水淺きものに限る)
四、伯都納—老少溝間　一六五露里　(吃水二、五—三呎帆船曳航)
五、嫩江々口—大賚—富拉爾吉間　五六六露里　(吃水二—二、五呎帆船曳航)

計　　七五六露里

ロ、松花江水路の特質と其缺陷

松花江は廣大肥沃なる北滿洲の平原を環流し、多くの重要なる穀產地と之れが市場たる都市とを連ねて、天然至廉の運輸路を與ふと雖も元來之が恩惠に浴するもの嘗て水路の改良に意を用ひざるため、同江の航運業は毫も發達の跡を見ず、殊に直接航運に從事せる者は常に尤も不利の地位に置かるゝを見る、就中一九一七年極東に於ける露國船舶の國有宣言以來黑龍江より難を避けて松花江に來れる船舶多く、之れがため後者に於ける船舶の過剩と運賃暴落の結果松花江の航運は前古未曾有の盛大を致したれ共、之れがために利益せるものは只だ地方の特產商のみにて船舶業者は屢々窮境に沈倫するのみ、遂に破產廢業に至りしもの尠しとせず。抑も松花江の水路の本資乃至其の缺陷は如何。

一、松花江水路の特徵の一は其河床の脆弱なることにして主として黃土砂土及泥土より成り、河流通則たる自己の運動により殆んど無制限に沿岸を侵蝕し、河床を擴張し變更するにあり。

二、松花江の河床の移動は縱斷的垂直的、橫斷的に變化す。

三、松花江中左岸は比較的山地帶少きに加へ「ベール」氏の河流一般の法則通りに（北半球中子線又は此の方向に走る河流は主として其の西岸を侵蝕すと云ふ理論）西岸即ち左岸方特に侵蝕彎曲多く河床の氾濫甚しきこと

四、水源地方に於ける森林地帶の密ならざると哈爾賓ー伯都納間が沙漠河區をなすによりて（一は又滿洲の大陸的氣候に關係して）黑龍江に比し水量少き割に河床が廣きこと

五、航運期間の短少なることを

先づ松花江は何れだけの開河期、航江期あるかを調べんに

年度	河開期			航運期日
	解氷期	結氷期	開河期	
一九一七	四月十七日	十一月廿七日	二三四日	二二〇日
一九二〇	四月十七日	十一月十一日	二一三	一九九
一九二一	四月十二日	十一月十三日	二一五	二〇一
一九二二	四月十七日	十一月廿二日	二一九	二一五
平均	四月十五日	十一月十八日	二二三	二〇八

註　開河期と航通期とは日數日に非らず開河期の前後各一週間内外の流水期は船舶の航通は不可能なり東支の發表する開河期は普通航通期を指して云ふものと知るべし、而して此の現象は上流になるに從つて流氷期は長し、露西亞人船員が解氷期を露暦三月二十五日前後なりと云ふは嫩江の解氷と知るべし

而して汽船航行所要時間數は一九一七年黑龍江水路管理局の調査に依れば哈爾賓三姓間三二五露里、哈爾賓佳木斯間四二五露里間、普通貨物船の一航江は月に二回乃至三回を出でず、又た三姓—尼港一往復は三週間を要し、三姓—哈府一往復は哈市—三姓と同日數なるが故に一ケ年間の航運は例へば哈爾賓三姓間十四往復乃至二十一往復を爲し得るに過ぎず

六、水量增減期の實際の必要に適合せざること

前項の如く普通四月中旬より十一月上旬まで約七ケ月間の開河期中にも水量增減の差ありて航運の難易一ならず

松花江に於ける水量は普通春夏及秋の三期に著しく減少を見又た春と夏とに於て增加す。春期の減少は三月初旬迄の冬期の低水に原因し、夏の減水は春の增水後に來り、秋は概ね十一月中旬とす。而して右の內春と夏の低水期は恰かも航運上尤も至要の時期に際會するを以て一般船舶業者並に荷主に大なる影響を與ふ。殊に夏の低水時は前年收穫の穀物の最終出廻期に屬するを以て、其影響は一層重大なりとす。

七、航江區域に淺瀨多きこと。

由來松花江水路中最大難所として數へらるるは(一)三姓(二)三岔河(三)歪子(四)富錦の四淺瀨にして右の中三姓歪子の淺瀨共其河床共に岩石より成り三岔江、富錦淺瀨其河床共に砂土より成る。

大正十年度に於ける最低水時に於て(九月十二日)三姓淺瀨水深一呎三分二(實水深二呎五吋)同日三岔江及び歪子にて三呎半、富錦にて三呎半なりき。

第三章　松花江下流に於ける川豆出廻の狀況

一、松花江下流に於ける穀物の出廻と取引事情

松花江川筋中穀物の主要產地としては先づ指を依蘭縣並樺川縣に屈せざるべからず、殊に樺川縣の輸出港佳木斯並之が補助港たる蘇々屯より積出す穀物は川筋總輸出額(哈爾賓の)の大正十年度にて四四パーセント、三姓埠頭輸出二四パーセントに相當する盛況を呈せり。

今左に近年の川筋穀物の搬入高を示さんに左の如し。(此の統計は當課の調査なるが故に必ずしも税關統計と合

致せず)

大正十年度分

船主別	三姓附近よりの搬入高	佳木斯附近よりの搬入高	其他の地方よりの搬入高	合計(單位布度)
東支船舶部	1,400,000	1,800,000	570,000	3,770,000
戊通公司	3,000,000	1,200,000	350,000	4,550,000
マルクス	—	1,920,000	250,000	2,170,000
アムル商船哈市支店扱	—	800,000	270,000	1,070,000
其他個人	800,000	2,400,000	750,000	3,950,000
戎克	—	—	4,090,000	4,090,000
合計	5,200,000	8,120,000	6,280,000	20,600,000

註 此の外黑龍江へ向け輸送せられしもの百八拾万布度あり前年度黑龍江へ輸送せらしもの二百十二萬七千五百布度あり

(大豆はその七割)

大正十一年度分

船主別	三姓附近よりの搬入高	佳木斯附近よりの搬入高	其他の地方よりの搬入高	合計(單位布度)
東支船舶部	1,500,000	700,000	500,000	2,700,000
戊通公司	1,300,000	1,000,000	1,200,000	3,500,000
マルクス	—	2,300,000	500,000	2,800,000

東亜火磨	—	三〇〇,〇〇〇	九八〇,〇〇〇	一,二八〇,〇〇〇
アムル商船	三〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	二三〇,〇〇〇
其他個人	五〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	一,九〇〇,〇〇〇	二,五〇〇,〇〇〇
戎克	—	—	三,五〇〇,〇〇〇	三,五〇〇,〇〇〇
合計	二,八〇,〇〇〇	五,二八〇,〇〇〇	八,五三〇,〇〇〇	一六,五〇〇,〇〇〇

註　右の外黒龍江へ輸出せられたるもの一、七五〇、〇〇〇布度なり

近年の川筋の穀物の輸出狀態よりして翻つて戰前の狀態を一瞥せんに松花江穀物中最も多くシベリヤ地方に輸出せらるゝ埠頭は新甸三姓、佳木斯、富錦を以て第一とす。

今左に下航せる穀物の數を示さんに

一、佳木斯埠頭

一九一三年　上流　三、六九〇石　下流　三〇、〇〇〇石

一九一七年　上流　一二、〇〇〇石　下流　二〇〇、〇〇〇石

二、三姓埠頭（輸出額七二、六〇〇石）

一九一三年　小麥　上流　一〇分の七　下流　一〇分の三

大豆　上流　一〇分の七　下流　一〇分の三

三、新甸埠頭（輸出額八〇〇、〇〇〇布度）

一九一三年　小麥　上流　一〇分の八　下流　一〇分の二
　　　　　　大豆　上流　一〇分の七　下流　一〇分の三

四、富錦埠頭（輸出額一、二〇〇、〇〇〇布度）

一九一三年　小麥　上流　一〇分の四　下流　一〇分の六
　　　　　　大豆　上流　一〇分の四　下流　一〇分の六

佳木斯三姓に於ける穀物の集散狀態

松花江川筋に於ける穀物の集散狀態は一般北滿各地方と異なることなけれども其の『買付け』に就ては東支沿線と異なり大いに商機を要するものあり、今之を左に大別せんに

一、哈爾賓にて相手方より穀物の賣買契約をして船會社に運送契約をなすもの

二、黑龍江より回航中の船舶の寄港を待ち川筋にて買付けをなして運送するもの

一は開航期に多く行はれ、二は終航期に近く行はる、而して後者は前者に比して多く一般に行はるゝ傾向を有するものの如し

今之等の穀物黑龍江へ輸出さるゝとして其の買付の狀況を觀察せんに

特產商は店員を川筋に派遣して現物を以て相場の立ちたる處にて之が買付けをなすと共に買方賣方共に哈爾賓に打電して哈市にて現金の取引をなし豫め契約せし船舶を差廻すと共に船積證券を以て哈市に持ち歸り處分さるゝ手筈となる。

而してこれが取引の可能不可能に就ては目下知るに由なきも或程度までは信用出來得るものとせざる可からず。

二、哈爾賓に於ける穀物集散統計

哈爾賓より水路輸出せし貨物の統計表（稅關發表）其一

類別	一九一〇年	一九一一年	一九一二年	一九一三年	一九一四年
豆粕	九、九六八	九、二七六	二、〇八五	六、一二八	一〇、一八六
大豆	一五九、六四〇	八六、二三八	五五、一二三	六四、五五二	二〇八、四五八
小麥	二五九、三三六	三六、四六〇	一四七、六九九	一四〇、六一九	二五九、五四一
麥粉	六八九、七一〇	五一四、八四六	四三五、五六四	一三七、五七六	一九一、三七二
合計	一、一〇八、六六三	六四七、八二〇	六四〇、四七一	三四八、八七五	六六九、五五七

一九二一年度分

小麥	一、四二八、六〇〇	各種豆粕	四九、二〇〇	玉蜀黍	七、四〇〇
大麥	五、八〇〇	黍	二四五、七〇〇	高粱	六五、五〇〇
其他	二、二〇〇	合計	一、七九二、五〇〇布度		

其二

		一九一五年	一九一六年	一九一七年
大豆	鐵路　浦塩	三、五〇〇、〇〇〇	一六、五〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇
	南滿	二、六〇〇、〇〇〇	三、九〇〇、〇〇〇	二〇、五〇〇、〇〇〇

	水路	沿黒龍	1,100,000	—	1,四00,000
		合計	四八,000,000	二九,四00,000	四1,八00,000
小麥	鐵路	浦鹽	二,六00,000	二,九00,000	五,四00,000
		南滿	四00,000	四00,000	四00,000
	水路	沿黒龍	二,四00,000	1,100,000	1,100,000
	鐵路	ザバイカル	—	—	1,二00,000
		合計	五,二00,000	四,四00,000	六,100,000
麥粉	鐵路	浦鹽	二五0,000	100,000	四0,000
	鐵路	ザバイカル	—	100,000	二,九00,000
		南滿	四0,000	七0,000	四00,000
	水路	沿黒龍	九四0,000	1,二五0,000	1,100,000
		合計	1,二四0,000	1,六二0,000	三,四四0,000
高粱粟	鐵路	南滿	四,000,000	1,四00,000	六,三00,000
		浦鹽	六00,000	五00,000	七00,000
	水路	沿黒龍	1,100,000	五00,000	1,100,000
		合計	五,七00,000	二,五00,000	八,100,000

大正十年度

東支八區に於ける穀物の發着數量(單位布度)

到着の分

		大豆	粕	麩	小麥	其他	計
自東支各驛	八區	九四、五七八		一、〇〇	五五〇、四三三	一、一〇〇、四六三	一、七四六、四七四
	埠頭	一〇〇、一四四			六〇、六六八	三二六、九五三	四八七、七六五
自川筋	八區・埠頭	三、六三三、三三一	四、三三一		一五、九六八、三一七	九九、八七三	一九、六〇八、四〇一
馬車搬入	八區・埠頭	三、九九九、八六一	三、二八三、三二三	三、七三三、〇〇二	三、一〇五、三一五	約一、五〇〇、〇〇〇	一五、四二八、一六一
合計		一七、八二七、八九四	三、三三七、四四四	三、七三三、〇〇二	九、六四二、七三三	二、九〇七、二八八	三七、四二八、一六一

發送の分

		大豆	粕	麩	小麥	其他	計
東支各驛へ	埠頭	一、一〇〇		四一、七八八			四二、七八八
	八區	一四、二七七		八八、九三一	九〇、四四六	八三一、七一五	一、〇二五、三六九
ウスリ鐵道へ	埠頭	一四四、二九七	九〇、一四六	二五、〇三二	三二、三二八	二三八、四四六	四八〇、二二九
	八區	三、二五八、一一〇	二、七七七、一一一	一二六、六二三	五四九、九二四	九七、〇八七	六、八〇〇、八六五
滿鐵へ	埠頭	一、六五九	一四、九四三	一三、一八〇	一二、二二八	七五〇、〇六三	二九二、〇六三
	八區	一、二五五、四五八	一、三三三、〇九八	二、九九五、〇一五	七、四九〇、一六五	一、一〇二、七五五	一、四九五、〇一一
市內（油房外）		一三、五〇〇、〇〇〇			一、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇
合計		一七、一四四、九〇一	四、三三七、二九八	三、二八〇、五六九	九、六五五、〇〇一	三、五一八、五九六	三七、八六六、三二五

今左に東支八區埠頭に於ける穀物に關する統計を列せんに

大正十一年度

東支船舶による松花江川筋よりの穀物の搬入高並發送高　　單位布度

年別	搬入高	東行	南行	殘額
一九二〇	三、四三八、七五三	一、二五七、六八三	—	二、一八〇、〇七〇
一九二一	三、六一〇、〇〇〇	一、〇五三、四四八	—	二、五五六、五五二
一九二二	二、七三八、七七九	一、六九〇、一八三	八九七、五五一	一五一、九八五

註　殘額の中に再び發送せられたる物あれども其の數不明

大正十一年度

東支埠頭並八區に於ける夏期穀物發送高（單位一露車）

	大豆		豆粕		豆油		其他		合計	
	東行	南行	東行	南行	東行	南行	東行	南行	東行	南行
四月	二〇六	一六三	五八六		四八		二	三八	八四二	二〇〇
五月	一、四四五	一九〇	三四三		七一	一三		二八	一、八五九	二四一
六月	九六八	一、〇九五	四〇四		五三	二六	四一	五三	一、四八三	一、一七四
七月	四〇三	四九五	一〇三		一〇		一〇	三	五二九	四九八
八月	九〇七	不明	三六九	不明	四一	不明	三六	不明	一、三五三	
九月	八	不明	四五三	不明		不明	一	不明	四六二	

十	月			四一					四一
合	計	三、九五五	一、九四三	二、二九九	三三	三九	九〇	一三	六、五五六

大正十年度

東支八區埠頭よりの各穀物の發送別　(單位布度)

イ、浦塩(エ埠頭)向

	大豆	豆粕	麩子	小麥	合計
埠頭	二四、二九七	九〇、一四六	一五、〇四三	一三、二二八	四八〇、一二九
八區	三、一五八、二一〇	二、七七九、二二一	一二六、六二三	五四九、九二四	六、八〇〇、八六五
合計	三、三七二、四〇七	二、八六九、三六七	一四一、六六五	五六三、一五二	七、二八〇、九九四

ロ、大連向

	大豆	豆粕	麩子	小麥	合計
埠頭	二五、九五六	一〇五、〇八九	四六五、六一三		二九二、〇六四
八區	一、二五五、四五八	一、三五三、〇九八	二、九九五、〇一五	七、四九〇、一六五	二五、四九〇、〇二一
合計	一、二七一、四一四	一、四五八、一八七	三、四六〇、六二八	七、四九〇、一六五	二五、七六二、〇七四

註　(一)埠頭とは東支埠頭傳家甸をも含む
(二)「一」「二」は合計合致せず夫は前年度の繰越(又は持越)高或は本年度繰越せれたるものあるに依る
(三)市内搬入は大略を示せり
(四)市内搬入後更に發送されたるものあるやも知れざれど其數は知るに由なし

三、黒龍江口尼港經由北滿穀類輸出高表

尼港經由は明治四十三年初めて試みられ爾來斷續的試驗的に行はれ來りしを以て或年の數字を以て他を率す可からざること勿論なるも試みに一九一五年分を掲ぐれば

		大豆	豆粕	計
日本　小寺	日本仕向	一一、一五〇	三、五〇〇	一五、一五〇
丁抹　ワツサルド	歐洲仕向	一三、〇〇〇	—	一三、〇〇〇
日本、三井	日本仕向	七、二〇〇	—	七、二〇〇
日本　帆船	日本仕向	五〇〇	—	五〇〇
	合計	三一、三五〇	三、五〇〇噸	三四、八五〇噸

（二、〇九一、〇〇〇布度）

第四章　松花江主要埠頭並に黒龍江下流に於ける設備と荷役

イ、哈爾賓埠頭（八區傅家甸を含む）に於ける穀類荷役狀況

先づ川筋より回航し來れる穀物を載せたる船舶の來港するや稅關の檢閱後荷主の指定する埠頭に繫船さる、（イ）にて述べし如く當地にて穀物の賣買契約せられたるものはその陸揚手續も簡單に濟めど川筋にて買付け來るものは普通哈爾賓にて荷主は買手方を見出して然る後船荷證券を賣付けて運賃を支拂ひて後始めて稅關の手續をなすの順序にして

若し市中に相場立たず買手なきときは船は旬日に亘りて停泊すること敢て珍しきことに非ず。

加之北滿一帶稅關の營業時間の短時間なる(露、支、祭日、日曜を始め普通の日とても午前十時より十二時に至る午後一時より三時に至る間を以て輸出入の申告出帆手續時間と限らる)若し之等の事情に精通せざらんには船主の蒙むる損害は蓋し僅少に留まらざるべし。

尙ほ東支八區に關しては近年同區に陸揚げせらるるものは夏期は多く直通貨物として取扱はれ其の繁忙期に際しては貨車直取り盛んにして其の陸揚能力はよく川筋ものの殺倒に堪ゆべしと東支は辨明せり。

因に東支八區の倉庫に於ける保管料倉敷料は川筋もの穀物には免除さる

イ、老燒溝埠頭

第二松花江鐵橋の左岸下にあり、元東支が伯都納附近より搬入し來れる穀物を浦鹽に聯絡輸送したるときは一時陶賴照埠頭に陸揚せることありしも現今は殆んど該埠頭のみに據ることゝなれり。

埠頭の延長三十沙申來多一隻を辛して橫付することを得、埠頭附近の水深は深し

ロ、哈府埠頭

玆に云ふ哈府埠頭とは烏鐵の鐵道棧橋を指して云ふものと知るべし。

哈府烏鐵棧橋埠頭驛より五露里支線を設く荷揚場五ヶ所あり延長大にして來多八隻を橫付けすることを得、若し荷役を爲すとせば拾數隻一時に荷揚することを得。

保管倉庫としては黑龍鐵道に屬するもの四棟、面積四一四坪、烏鐵專用のもの四、面積四一四坪、黑龍商船のもの

二庫あり、然れども松花江川豆の連絡用埠頭としてはこれを尚十二露里上流（烏蘇里河）の「クラスナヤレーチカ」埠頭に俟たざるべからず。

該埠頭は「クラスナヤレーチカ」驛より六露里の支線を有し長さ二百沙申來多三隻を一時に横付けして荷役することを得。倉庫としては「アルヒーボフ」所有一、烏鐵專用の倉庫二（一は壁なし一は鐵力屋根（面積二五五〇坪））黒商倉庫一（一一三〇坪）あり收容積約五十萬布度内外にして烏鐵は枝線を以て貨車直取をすることを得。

ハ、「イマン」埠頭

「イマン」埠頭は哈府より烏蘇里を遡ること約三八四露里、烏蘇里河の左岸にあり、「イマン」驛より枝線を引きて積卸貨物を直取直卸することを得、埠頭の長さ二〇〇沙申、岸壁の深さ一、五沙申來多五隻を一時に横付けて荷役することを得、「チチコフ」所有倉庫一、（鐵屋根收容積十五萬布度）烏鐵倉庫二（鐵屋根一、壁なし一、收容積各二十萬布度）水流六露里（一時間）

一体に烏蘇里河は埠頭「イマン」ヲ除き他は水流緩かにして哈府より曳船にて溯航四日半順航一日半迄航行するを得其間に有名なる淺瀨カズロフスキー（河床は三姓淺瀨と同じく岩石より組成さる此の部分延長五〇沙申）並「カザケーウイチ」淺瀨ありて低水時水深三呎に下ることあり。

ニ、尼港に就て

イ、港の設備

一、河川口より約八十露里を遡りたる左岸に位し舊埠頭並倉庫は「黒商」尼港市の所有物にして桟橋八個倉庫の收

容力は優に百五十萬布度を超へたり。

二、然れども目下新尼港に就ては之等棧橋倉庫の中一部分を存せり。

ロ　尼港の缺點として擧げらるべきは

水深の淺きこと（干潮十三呎滿潮十七呎）

而して尼港に入らんと欲せば先づ「デカストリー」で「水先」を雇入れざるべからざることにして尼港港務部の監督下にあり。

ハ、戰前尼港―「デカストリー」間の水先案内料金

一、片道登錄噸數一噸に付　十三哥

二、船舶を安全に尼港に誘導したることの船長の證明あるときは前項の料金に尙一割增すこと

三、五百噸以上の船舶に對しては前各項の料金外に吃水五呎を增す每に三留を加ふ

四、帆船は水先を要せざれども每航に一留を徵收す

五、尼港―「マゴー」間の水先料は往復一噸に付八哥

ニ、尼港埠頭荷役其他に關しての諸掛費（一九一四年度分）

勞働賃金

一、普通貨物

小口扱は一作業每に　一布度　一錢

大口扱は　一布度　七釐五毛（大豆、魚類）

二、貨物卸諸料金

小口扱　一布度　一錢二釐五毛

大口扱　一布度　一錢

（イ）海洋船舶に積込み又は陸揚に至る費用（ロ）河川船より海洋船又は海洋船より河川船に至る費用に就ては

大小口共に　一布度　五錢

但し之は普通料金なるも自ら爲すときは三錢にて濟む

右の內譯を明記すれば左の如し

（イ）海路積卸荷賃	一布度に付	一―一、二五錢
（ロ）三萬布度積の來多の一日の借賃は八〇―一〇〇留	一布度に付	〇、二七―〇、三三錢
（ハ）小蒸汽借賃海洋船と埠頭又は川船間十五留	一布度に付	〇、〇五錢
（ニ）埠頭に於ける積卸賃	一布度に付	一、〇〇―一、二五錢
合　計	一布度に付	二、三二―二、八八錢

尙沖取り積卸賃北又は南水道にて主として「リマン」沖にて　一布度に付　二〇、〇錢

（但し之を自ら爲すときは一布度六―七錢）

三、倉庫保管料　（自五月十五日至十月十五日　夏期　自十月十六日至五月十四日　冬期）

夏期一布度に付(五日間)　一錢　　冬期一布度に付(一ヶ月間)　一錢

四、通關手續及諸掛

貨物の通關手續は必ずしも即日のものに非らず一旦本船より保税倉庫に納め數日後に手續きを經るを普通とす但し輸入通關に關しては輸入貨物の檢査願を税關に提出し所定の關税を納付して貨物を取ることを得其の諸掛左の如し

(イ)關税　不明

(ロ)布度税又は水路税とも云ふ

輸出入貨物　一布度に付　二、〇〇錢

(ハ)市税　市の財政補助のため

輸出入貨物　一布度に付　一、〇〇錢

(ニ)印紙税　輸出入檢査願　一通　三〇錢　申告書　二〇〇、〇〇錢

五、ニ港の荷役力

船積荷役力は一船に對して一日六十名—百名にして午前六時より午後六時迄作業するときは普通二五、〇〇〇—三〇、〇〇〇布度の荷役をなす

即ち　一船舶　一日の荷役力　五〇〇噸

全　舶　同　一、三〇〇噸

（ホ）マゴ埠頭

「マゴ」埠頭は二港を遡る四十露里の地點、黒龍江へ「パルウィンスコイ」岐流が會流する左岸「マゴ」村の前面に位し河川海洋船の繫船用棧橋並に倉庫（二十五萬布度容れ）を一九一〇年黒龍商船の手によりて建設せられ、翌年「アレセーフ」父子商會亦倉庫を建て其の後邦人中之の地に倉庫を建設するものあるに至れり。

二港より當埠頭までは海洋船にて吃水十三呎内外の船足にて航行し來るを得べく大豆の積替埠頭として著名なる所なり。

第五章　松花江穀物運賃調

一九二一年度分（哈爾賓埠頭迄）

イ、東支鐵道船舶部　（單位一布度に付き哥以下同じ）

三姓	大豆	六―七、五	小麥	七―八、五
佳木斯	大豆	七、五―九、〇	小麥	八、五―一〇、
新甸	大豆	二	小麥	三、五

註　三姓、佳木斯の運賃の二様なるは三姓淺瀨にて積替へたるときは高率を然らざるときは低率を適用す

ロ、黒龍商船の分

		六月	八月	十月
新甸	小麥	三、〇	三、〇	三、五
	大豆	三、〇	三、〇	三、五

ハ、戊通公司の分

		四月	六月	八月	十月
三姓	穀物	七、五	一一、〇	一〇、〇	一〇、〇
佳木斯	穀物	七、五	一一、〇	一一、〇	一三、〇

ニ、マルクス商會の分

		六月	八月	十月
三姓	穀物	一〇、〇	一〇、〇	一一、〇
佳木斯	穀物	一一、〇	一一、〇	一三、〇

一九二二年並に一九二三年度分

イ、東支鐵道

		三姓淺瀨にて積替たるとき
滴打咀子	〇、〇二五	—
石頭河	〇、〇二〇	—

新甸	同	—
木蘭縣	同	—
南天門	〇、〇二五	—
岔林河	同	—
伊漢通	〇、〇四〇	—
三姓	〇、〇六五	〇、〇七五
歪子	〇、〇七五	〇、〇八五
湯旺河	同	同
佳木斯	〇、〇八〇	〇、〇九〇
蘇々屯	同	同
富錦	〇、一〇〇	〇、一一〇
伯都納	〇、〇四〇	—

ロ、マルクス商會

	四月	六月	八月	十月
佳木斯	〇、〇八〇	〇、〇六〇	〇、〇七〇	〇、一二〇
三姓	〇、〇九〇	〇、〇二五	〇、〇四〇	〇、〇九〇

ハ、戊通公司外中國輪船主同盟會の運賃

濱打咀子	〇、〇三八	富錦	〇、二九六
石頭河	〇、〇五七	新甸	〇、〇七一
木蘭縣	〇、〇七八	岔林河	〇、一一〇
伊漢通	〇、一二〇	三姓	〇、一六三
湯旺河	〇、一八三	佳木斯	〇、二二三
蘇々屯	〇、二二一		

二、哈爾賓―伯都納間の運賃　（一布度に付）

イ、戊通公司　穀物　一二仙（一九二二年）　一五仙（一九二二年）

ロ、東支船舶部　同　〇四仙（一九二二年）　〇四仙（同）

ハ、スレジコフ商會　同　二六仙（一九二二年）

附　一九一七年の東支運賃は左の如し

イ、一布度七仙、千布度以上六仙、一萬布度以上五仙、五萬布度以上四、五仙

ロ、浦港連絡運賃（自四月十五日至十月十四日）一布度に付　小麥　二七仙六（二五、一）　大豆　二〇仙〇〇（一七、五）

ハ、我克の運賃

哈爾賓―岔林河　四仙　　哈爾賓―伯都納　四仙　　伯都納―老少溝　五仙

○川筋の税關外諸掛りに就て

イ、繋船料（一晝夜に付）

一、哈爾賓埠頭	二、三姓埠頭	三、富錦埠頭	
汽船　三金留	汽船　一金留	汽船　一金留	來多　三金留

○江税の諸掛りに就て

ロ、穀物税

大豆　一擔に付　大洋元　○、○二四　（○、○四海關）

小麥　なし（其他穀物には若干あり）

ハ、水路税

滴打咀子（以内）	百擔に付	○、一二五海關
新　甸（同）	同	○、二五一
三　姓（同）	同	○、五○一
拉哈蘇々（同）	同	一、○○三

ニ、輸出税

大　豆　一擔に付　○、元○六

ホ、通過税

輸出税の二分の一を徴收さる　〇元、〇三

へ、哈爾賓東支埠頭（八區入江も同じ）繋船料として毎布度一哥克（金留）

ト、川筋に於ける普通時の穀物の積込賃一袋一仙と見て大差なし、大体に於て松花江川筋より船舶にて運送せらる穀物は右の範圍にて税關、諸掛、運賃其他手數料を支拂へは足れるものと知るべし。

然れとも茲に一言せざる可からざるは近年松花江上に船舶過剰にて穀物の運送契約は殆んど熱狂的にして爲に「運賃タリフ」の如き何等適用せらるゝなく如何にして貨物を吸收するかゞ大の問題にして東支船舶部の如き其の毎年發表せらるゝ「タリフ」の之れが適用を實施せられあるを未だ聞かず。

但し東支船舶部にては貨物搭載員を派遣して川筋至る處にて貨物の運送を契約引受け適宜運賃を規定して哈爾賓へ船舶の配船方を打電するの手筈となれり。

昨年七月より施行され居る筈の松花江の特定運賃は只東支は鐵道のみ之を施行し河船の運賃には適用なき等は全く右に據るものなり。

第六章　河豆の輸送各經路運賃比較

三姓より哈爾賓經由大連へ輸出する場合の F.O.B. に對する運賃諸掛

（一）自三姓至哈爾賓汽船運賃　五〇、〇〇

水路税	三、三二（一、四海關所）
穀物税	一〇、〇〇
三姓積込費	八、〇〇
東支埠頭税	五、〇〇
自東支八區至長春運賃諸掛	九九、九〇
自長春至大連運賃諸掛	二四六、六〇
仲買口銭麻袋縫代	一〇、〇〇
關税	二八、五〇
合計	四五九、四二

註 三姓し哈市間の船運賃は普通運賃を以てせり（東支協定「タリフ」は適用せず）

三姓より哈爾賓經由浦鹽へ輸出する場合のF.O.B.に對する運賃諸掛

自三姓至哈爾賓運賃諸掛	五〇、〇〇
水路税	三、三二
穀物税	一〇、〇〇
三姓積込費	八、〇〇
東支埠頭税	五、〇〇
自哈爾賓至ポグラ運賃諸掛	二二八、七〇
輸出秘金	一八、九〇
仲買口銭麻袋縫代	一〇、〇〇
關税	一九、〇〇
自ポグラ至浦鹽運賃諸掛	九八、五〇

合計	四五〇、四二一

三、三姓より伯都納、老燒溝經由大連へ輸出する場合のF.O.B.に對する運賃諸掛

自三姓至伯都納運賃諸掛	九〇、〇〇
水路税	四、六四
穀物税	一〇、〇〇
三姓積込費	八、〇〇
小計	一一二、六四
於伯都納積替費外	四、九〇
自伯都納至老燒溝戎克運賃諸掛	五〇、〇〇
東支埠頭税	五、〇〇
關税	二八、五〇
自老燒溝至長春運賃諸掛	五五、八〇
自長春至大連運賃諸掛	一四六、六〇
仲買人口錢痲袋縫代	一〇、〇〇
合計	五一三、四四

四、三姓より尼港へ輸出する場合のF.O.B.に對する運賃諸掛

イ、F.O.B.迄の運賃	一五、〇〇〇
哈府通關手數料	〇、〇一七
ニ港布度税	〇、一二五〇
ニ港港務税	〇、一二五〇
ニ港戰時割增税	〇、一二五〇

ニ港税關手數料	〇、〇二〇
船内人夫賃	〇、四八四
ウインチメン	〇、〇三〇
大豆の乾燥及麻袋の繕賃	〇、〇三七
ニ港倉敷料	〇、三二四
リマン沖積込費	〇、五四〇
計	一七、二〇二
ロ、哈市本多積込費	〇、八〇〇
東支埠頭江岸費	〇、二〇〇
松花江水路費	〇、三五〇　（一三〇）
哈ー尼間保險料	〇、九二〇
三聯單に對する支那側の輸出税	二、四〇〇
麻袋代	七、〇〇〇
ネットグロースの差	〇、三〇〇
哈市買付口錢	〇、二五〇
目減百分ノ一	〇、三〇〇
哈市江關税	〇、〇〇四
店費	〇、〇五〇
金利	〇、〇五〇
（現物買付より輸出船積爲替に取組迄）	
合計	一二、五二四

イ、ロ、合計　三〇、七二六

千布度として　三〇七、二六〇

但し之が積出地は哈爾賓なれど若し川筋三姓、佳木斯地方より積出の場合此の『タリフ』面より尚三厘二毛の減率を見るべし。即ち　三〇四、〇六

五、三姓より『イマン』經由浦鹽へ輸出する場合の F.O.B. に對する運賃諸掛

自三姓至イマン F.O.B. に對する船運賃諸掛	一五、〇〇
イマレ水路税	二、三二
穀物税	一〇、〇〇
三姓積込費	八、〇〇
自イマン至浦塩運賃諸掛	一二五、八〇
哈府通關手數料	一、七〇
イマン荷役料	一〇、〇〇
輸出税	一八、九〇
仲買口銭蔴袋縫代外	一〇、〇〇
浦鹽着後船税迄	九九、九五
合計	四三六、六七

自イマン至浦鹽運賃は現在適用のものに非らず

六、三姓より哈府經由浦鹽に輸出する場合に對する運賃諸掛

自三姓至哈府運賃	一〇〇、〇〇
水路税	二、三二
穀物税	一〇、〇〇

三姓積込費	八、〇〇
哈府通關手續料	一、七〇
哈府埠頭荷役費	一〇、〇〇
自哈府至浦鹽運賃	二六〇、八七　（又は一四〇、〇〇）
輸出税	一八、九〇
仲買口銭痲袋縫代	一〇、〇〇
浦鹽着後の船積迄	九九、九五
合計	四〇一、二九　（又は二八〇、四二）

註　自哈府浦鹽の運賃は現在適用のものに非らず
（　）内は東支調べのもの

第七章　結　論

今前章の指示に従へば

イ、三姓、哈爾賓、大連	四五九、四一
ロ、三姓、哈爾賓、浦鹽	四五〇、四二
ハ、三姓、伯都納、老少溝、大連	五一三、四四
ニ、三姓、ニコラエヴスク	三〇四、〇八
ホ、三姓、イマン、浦鹽	四三六、六七
ヘ、三姓、哈府、浦鹽	四〇一、二九

とたりユ濱輸出帯烏蘇里鐵道輸出は遥かに哈爾賓經由ものに比して安くなる理由なるが此の間尚研究の餘地として水路輸送の運賃は現今『タサフ』面に據れるを以て之を戰前の「タサフ」と對照するときは差額尚大なるを發見すれど現今の盛にて斷滑業が推移するものとすれば（黑龍江七系の河川中松花江のみ活潑なり）松花江川筋穀物の輸出は各船主の競爭のために暴騰（運賃）することは當分無かるべしと觀測せらる。

次に之が黑龍江へ輸出の可能、不可能に就ては前述の通り斷定することを止して玆には只或る程度迄は之が可能性あることを認容することにして置く。

尚又の第二松花江へ遡航することに就ては俄に速斷し難く（實際に運送せし經驗なし）加之運賃諸掛費用の巨額に達するは（イ）―（ヘ）中最高位にある點より察して尚幾多の研究と經驗を必要とする。例へば

イ、我克航江に就て

哈爾賓―伯都納間	遡航	十日間・	順航	四日半
伯都納―老少溝間	遡航	十五日間	順航	五日半

故に普通哈爾賓老少溝間に要する一航江は往復四十日間を費し（稀には例外あり數年前當地協信洋行は古鐵類を哈爾賓より吉林の丸站まで僅かに二週日にて運送せることあり）春夏中即ち航江期間を通して五―六航江をすることを得

ロ、汽船遡江に就て

一時間に順航を一五露里遡航を六露里とすときは

哈爾賓－伯都訥間	遡航　四十三時間	順航十七時間
伯都訥－老少溝間	遡航　四十八時間	順航廿八時間

然ども右は只數字上に視はれたる統計に過ぎずして事實近年の三姓の水深表より推すときは右の時間以上を要することと爲々にして殊に伯都訥上流の航江に差支へなき船舶としては伯和號、東支の十九號、戊通の名由、「ヱスレヂヨフ」商會の「オリドイ」號外數隻に過ぎず之等の船舶の曳引力は微々たるものにして松花江航運界を左右すべきものにあらず而して之等汽船の夏期中の航江回數は十五航乃至十八航江なり。

今哈爾賓の下流より來れる穀物を老少溝へ輸送せんとするには(一)戎克輸送にて五百隻(二)汽船輸送にて曳船十五隻、來多三十隻(戎克一隻の積載量を五、〇〇〇布度、曳船の曳引力四〇、〇〇〇、來多の積載量を二〇、〇〇〇布度として)を要することとなるべし。

如是推算か若し合理的のものであるとし尙第二松花江の水系には多々の障害か横はり加之運賃比率に現はれたる數字等より推察するときは汽船輸送は之を伯都訥迄にして其の上流を中型の戎克(一一、〇〇〇－一二、〇〇〇布度積)にて輸送するを最も得策とするならんか、況や第二松花江は航路を指す標識なく僅かに船舶は樹木を折りて之を目標として進航するが如き汽船の航行はなる可く之を避くるを可とせん。

要之大体に於て採算上且つ技術上松花江水系より黑龍江に運送することは哈爾賓上流に運航することに比して易々たるものにして此の現象は哈爾賓を距るにつれて(三姓淺瀨下流にては特に)甚だしいことが分る、何となれば其の川筋ものの哈爾賓に送らるるは哈爾賓を遠ざかるに從つて運賃は高率となるに反し黑龍江へは近くなり運賃は低率

を適用せらる可能性を有することゝなる、然れども今急に黒龍江へ松花江の川豆を出したとて之れが證券に對する資金の囘收爲替の取引を何處でやるべきかの問題となるときは當然哈市を置て他て求むること能はざるべし、其哈府經由穀物の輸送に至りては途中危險其他の責任を烏鐵自身にて負ふと雖も川豆の運送機關としては黒龍江水運官廳の管理船舶を置ては他に之を求むること不可能にして保險問題支那側の危險狀態或は又航行問題等の點を考慮するときは一律に之等を首肯することは出來ざる點あり。

斯かる問題は昨年の開氷期にも宣傳せられたることにして支那側が易々として拉哈蘇々に露國汽船を入るゝや否やは目下不明に屬するとき之か判斷に迷はずんばあらず。

附録

本年二月東支鐵道の調査に依るも大體に於て吾人の所見が不當に非ず

ハバロフスク經由エゲルセリド向輸出

當所の調査に依れば現在浦鹽に於ては國立黒龍江汽船會社と鐵道運送諸機關代表者との間に水陸兩方面よりハバロフスク經由の滿洲穀物輸送計劃に關して會議開催中なり、而して松花江沿岸埠頭より黒龍江沿岸なるニコライエフスクに向つて穀物輸送も亦これに含まるゝものにして該穀物は同所に於て外國行の汽船に積換へらるべきものなり。

二月十二日以降黒龍江汽船會社は哈爾賓に出張し之に關係する諸商會諸機關と交渉せんとする意嚮なり。

極東政府の種々なる制度に依つて生ずる各結果が適時に且正確に調査するを得ばその結果の内實支鐵道廳のために有益なるものは之を利用し有害なるものは之を防止すべきなり。

以下説明する觀察は唯單に豫想に過ぎず、黒龍江汽船會社の代表者の來哈の後には或は更に該問題に付詳細なる説明をなすことあらん。

黒龍江汽船會社は目下總て國有にして政府より任命せられたる社長によりて統轄せらる。

社長は全權を有し經濟的にも獨立し所謂獨立會社とも稱すべきものなり。
社長としてモスコウ政府よりマルシャン氏任命せられ補佐役としてラグチン技師任ぜられたり。
滿洲より東支鐵道を迂廻して東行する輸出品の輸送計劃を觀察するに純然たる理論上よりせばニコライエフスク向は全く絶望なりと斷ずべきなり。
戰前極東亞細亞商會(ワツサルド)はアレクセエフの汽船を傭ひ哈爾賓よりニコライエフスクの上流約四十露里に位するマーゴーの埠頭迄一布度十四乃至十五錢の運賃にて可なり大量の大豆輸送を計劃せり。
波なき日來多は汽船の舷に接し直ちに積換を行ひ得るも通例先づ倉庫に陸揚せし後再び特別なる小汽船に依つて汽船に積込まる。斯の如きニコライエフスクに於ける積換の不便傭船の困難は同地をして海上運送の起點とする上に大なる障害をなすものなり。
尚且現在市内不秩序にして港灣は著しく荒れ港口は破船の沈沒によりて淺くなれるも亦障害の一なり。
茲に於てワツサルド商會は常經濟調査局出張所の調査に依つて全く現在の狀態に於てはニコライエフスク向の發送を復活せしめんとする計劃を有せざるに至る。
然るに他方松花江による輸送方向(即ちハバロフスクを經てエゲルセリド向)は甚だ注意すべく考慮を要すべき關係を有するものなりと吾人は思惟す。
理論上よりしても此方向は可なり有利なる條件を有するものなり。即ちハバロフスクは一千萬布度の貨物を收容し得る甚だ整頓せる埠頭を有し必要なる引込線をも有す。而して外國行汽船への積込はエゲルセリドに於て行はる。
浦鹽に集まれる輸出貨物をハバロフスクニ輸送せんとする極東政府の計劃は松花江方向(ハバロフスクよりエゲルセリドに向ふもの)の輸送に大なる特典なり、即ち換言せばこの計劃によりてハバロフスクに於て生ずる空車を利用し得るものとす。
此の輸送方向は賃金を最低の布度露里に該當せしむるものなり。
前述せる該運送方向にも次の如き不備の點あり。
一、輸送時日の長きこと　二、松花江各埠頭とハバロフスク間の水運直行不能
後者の狀態は唯單に想像によりて判斷せるものなり。
極東政府は松花江各沿岸との水運方法に對して次の三案を有す。

(一)黑龍江汽船の完全なる獨立、これが爲に黑龍江各埠頭向の貨物は總てラハスス埠頭に於て全部積換を必要とす
(二)黑龍江上個人所有の汽船の自由航行禁止但しラハスス埠頭に於て來多を交換することを得、
(三)黑龍江上總ての汽船の自由航行

大勢より察すれば恐らく第二案を採用するならんも確實なることは汽船會社代表者の來哈に依つて明瞭となるべし。第二案によれば松花江各汽船會社の汽船はラハスス迄來多を牽き此處にて此等來多を黑龍江汽船會社に引き渡し同量の來多を受取るものとす。此のハバロフスク經由の輸送新計劃は大體に於て東支鐵道に對し如何なる危險を與ふるものなるか當經濟調査局代表者は各運輸會社及汽船會社に質疑せり。

結局はハバロフスクより浦鹽迄(七一七露里)の運送賃金は全く不定なるものなり。恐らく該運賃は五〇分ノ一布度露里以上にして即ち如何なる場合に於ても運送實費以下にはあらざるべし。此の計算に依れはハバロフスクより浦塩迄の賃金は大豆一布度につき金一四、三四錢以下には下るを得ず。

更に船賃に關してはイ、イ、マルクス汽船會社が運航實施に先ちて豫想賃に關する指示を基礎として算出せば次の如し

哈爾賓―ハバロフスク　一二乃至一四錢
三　姓―ハバロフスク　八乃至一〇錢

其の他支那政府より課せらるゝ税金及沿岸税二、七錢積込費一錢にしてハバロフスクに於ける積換料二、〇錢なり。新く黑龍江に於ける輸送は黑龍江汽船會社に依つて行はるゝ場合は船賃は前年度ニコラエスタよりハバロフスク(カガン氏の輸送に參照して)迄十五錢或はそれ以上徵收せしより見て幾分松花江上より高かるへし。

以上說明せし事情に依りて次の比較表を作製するを得(切捨て)

大豆一布度エゲルセリド迄運賃並附帶料金(但し船艙渡)

自哈爾賓	東支鐵道による	三四、〇〇
	松花江によりハバロフスク經由	三八、〇〇
	松花江により哈爾賓經由(運賃一八號)	四三、七五
自三　姓	松花江によりハバロフスク經由	三四、七

上記の數字よりして三姓より下流に位する埠頭より搬出せらるる大豆は少くとも九錢の利を得るは明瞭なり。又三姓よりハバロフスクに達する水運による賃金は九錢にあらす十五錢若くはそれ以上徵收するを得。理論上黑龍江汽船會社及ウスリー鐵道が少しく此の方面に意を用ひんか三姓より下流に位する各埠より搬出せらるる貨物は東支鐵道より奪ひ去るは明白の事實なり。該貨物は約九百萬布度にしてその內大豆は六百萬布度以上を占む。

(一月十二日堀內)

◎自一九一七至一九二一露國中央購買同盟（チエントロソユーズ）の業績

露國に於ける消費組合、特にツエントロサユーズの取扱ひたる商品の數量は內亂時代に於てすら減少せざるのみならず著しく增加して居る。

國內の一般商品取引は甚だしく縮少せられたる時に於てツエントロサユーズの取引高は戰前の其れに比し絕對多數を占め得たるのみならず、一九二〇年乃至二一年度に於ては著しき增加を見る、今ツエントロサユースの取扱高を戰前の留價に引直して比考するに左の如し

一九一七	四二、一一二
一九一八	三〇、二四七
一九一九	四四、一七九
一九二〇	九五、三三五
一九二一	四五、一八五

右表に依つて見るに一九二一年の取扱高と其の前年に比し約半減して居る。

此の現象は一九二一年の新經濟政策實施の爲にツエントロサユーズは其の一切事業方法を立直した結果同年九月より本式の業務に著手した爲めである、故に此の年度の取扱高は僅か四ケ月間の取扱高を示したものであつてツエントロサユーズは當時漸く獨立して自已の業務を行ひ特別の契約又は委託販賣の形式にて國家の消費生產に關する使命を遂

行する樣になつた。

九月以前に於けるツエントロサユーズの重なる業務は專ら人民食糧委員會の命令に依つて對價商品又は紙幣によりて國家の分配及生產に從事したるが爲め其の取扱高は左迄高額に達せず、此の間に於けるツエントロサユーズ本部の一ケ月取扱高は平均左記の如き少額を示すに過ぎず。

一九一七	二、二〇二、〇〇〇（戰前り留）
一九一八	一、六二四、〇〇〇
一九一九	二、一六二、〇〇〇
一九二〇	三、七七七、〇〇〇
一九二一	二八、七二七、〇〇〇

右表の取扱額は何れもツエントロサユーズのモスコー總本部の一ケ月の平均取扱高を示したるものであつて國內及外國の各重要都市に於ける事務所取扱高を算入せざるものである。

右表中一九二一年度に於ける取扱高は九月以後四ケ月間の一ケ月平均取扱高を示すもので同年九月ツエントロサユーズが新經濟政策に基き全然新なる業務を始めたのである。

ツエントロサユーズの資金は左表の如く革命以來年々著しき增加を示す。

一九一七	三、四二九
一九一八	五、六七七

一九一九	六、六六八
一九二〇	七、二八二
一九二一	八、六八八

サウエト政權が食糧分配制度より食糧稅制度に變更すると同時に各產業組合期間は新たなる經濟的業務に携る事となつた、軍事共產黨の時代に於けるツエントロサユーズ及地方支部の任務は專ら國家の命令にて分配及生產方面に集中せられたのである。

謂ゆる國家資本主義の制度となつて以來各產業組合は其れ其れ獨立したる經濟單位と變じ漸次其の業務を擴大する樣になつた。

一九二一年四月七日付の命令が發布せられてよりツエントロサユーズが從來の狀態にて分配の任務に對して其の事業の全力を傾倒した爲めツエントロサユーズの總取扱高は六八パーセントを減じ然して國家的使命による生產高は一ケ年の總取扱高の四分の一となり斯て一九二〇年一月一日以降生產高は一ケ年の總取扱高の二割乃至一割六分迄減小し爲に生產事務は他の獨立したる共同組合機關に比し著しき劣勢を示すに到つた。

假令へば穀類糧秣の生產の如き直接消費組合機關の取扱ひたる業務は豫定數の約四分の三を占め九月末日迄のツエントロサユーズへの穀類供給高は一、三七〇、〇〇〇封度に達して居る。內大口の契約品としてはリリ、サユーズとの一、五〇〇、〇〇〇封度、ツエントロサユーズ、ウクライナ代表者との取引高は一、〇〇〇、〇〇〇封度、ウーユブスピルカとの取引高は二、〇〇〇、〇〇〇封度、シベリア、ツエントロサユーズとの取引高は一、〇〇〇、〇〇〇封度であつて

又グフサユーズは九月末日迄に二、四八〇、九一五封度納入すべき契約の所實際に於て契約數量の半分を納入するに過ぎなかつた。

右の穀類中ツエントロサユーズは各種の機關に對し八、〇八一、〇〇〇封度の穀類を供給する義務を帶びて居た。

概して右の中ツエラザセクチヤ及其の他に對して各一、〇〇〇、〇〇〇封度、國立銀行に對して一、七五〇、〇〇〇封度、ツウスキラシンに對し五〇〇、〇〇〇封度を供給する義務を持つて居る。

ツエントロサユーズの一般供給事務の中主要部分を占むるものは原料品の供給である。

今左にツエントロサユーズが自ら生産し且一九二二年九月迄に實際受入たる原料品の數量を參考の爲めに示さう。

月	品名	布度 文數 箇	亞麻及亞麻絲	麻	藍	毛皮（委託數量ヲ含マス）	馬毛	剛毛 未製品	剛毛 精製品	生皮	獸毛
十二			三五、〇〇〇	七、〇〇〇	—	一五、二五〇	八三五	六七四	一〇三	一五、六八三	—
一			一八、四八四	九、八〇〇	八、六〇五	一三、四〇一	八二三	五九五	—	一三、六八三	一三、三七七
二			一〇四、二四四	二六、〇〇〇	一、二九六	一四、二二二	七三四	—	—	四〇、三四一	一、〇〇三
三			九一、五[illegible]	五五、一五〇	一〇、六一七	四八、一三一	二〇二	一五	—	三三、五一七	三五、二七一
四			七九、二六一	一〇、〇〇〇	一八、八一八	七三、五七三	一、九六八	四八六	—	二四、一三九	三一、二九三
五			六一、三〇一	一〇、〇〇〇	三四、一六六	五〇、一一〇	三〇三	三三五	—	一七、二〇六	—

六	七	八	九	合計	右ノ内地方消費組合ヨリ委託品トシテ受付ケタル分	供給機關：消費組合ノ手ヲ經タルモノノ割合	供給機關：國家各機關ノ手ヲ經タルモノノ割合	供給機關：個人ノ手ヲ經タルモノノ割合
四三、四三五	一三、〇二九	五、〇〇〇	二一、六〇〇	六二一、九四八	一四八、二二一	九六	一、五	二、一
二七、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一一、四七〇	二七、〇〇〇	一五四、九二〇	五九、三四六	一〇〇	—	—
六六、六九二	六五、一四五	五八、三八六	四〇、三三一	三〇三、九五〇	—	八二、八	一六、五	一、一
二八、三三三	五三、六九八	五〇、一三六	三〇、八二七	九七七、六一九	五〇三、五七〇	九九、六七	〇、三	〇、三
四一〇	二、七二〇	三、六〇三	二、八八六	一三、九七二	七、三三五	八三	八	九
一四八	一六〇	二四九	三、一二〇	五、七八二	七四四	三〇、四	一五	四、一
九三	五一三	三八	五三四	一、二八〇	—			
二八、四三九	六九、五六一	一五六、六三五	三、四九三	三八一、六九六	一、六四一	一〇〇	—	—
三、七八九	三六三	一、六六八	一六一	一六、九二二	—	九六	四	—

右表中には未だツエントロサユーズが檢收せざる原料品、人民食糧委員會用として商品交換の形式にて調達せる原料品並に各消費組合か各地に於て調達し、そうしてツエントロサユーズ以外に直接調達地に於て販賣せる原料品を含んで居らぬ。原料品の約九割七分乃至八分は消費組合機關の手を經て調達せられたのである。調達原料品の中には輸出向

の物約一、三五〇、〇〇〇英磅、ツエントロサユーズは各種輸出向原料品最少限二、〇〇〇、〇〇〇英貨を調達して居るツエントロサユーズの原料品調達業は其の數量に於てのみならず其の品質に於ても良果を收めて居ると云ふ事は本年九月十六日付英國雜誌ライチントレー、サーキリアー、第四九〇五に於て左記の如く報道せるに鑑みるも明らかである

『勞農露國產亞麻のデンデエー大量輸入は總ての購買者の需要を滿足せしめて居る、アルコス及ノーワオエ、オブシチエストウオ』

此の雜誌はツエントロサユーズを斯く稱す。

二つの露國の消費組合は莫大なる亞麻を有す、亞麻及亞麻絲は五〇〇屯の麻の如く一等品であつて此等は舊貯藏品に屬し一九一六年度に收穫せるものものである。

然れども何れも品質優良なり、此等兩消費組合の商品は何れも新出廻りものであつて品質又優良である。一九二三年度中に於てはツエントロサユーズの在外支店の事業に著しき發展を遂げ八、九、十の三ケ月間に於て在ロンドン、ベルリン、コンスタンチノーブル、レーウエリ、及リーガ三支店の外國より購入したる商品の價格は約三〇四、〇〇〇英貨の多きに達して居る。

此等各支店の取扱商品は主として食糧品、生活用品及技術的設備とす、ツエントロサユーズは自己の運送機關、倉庫を持つて居る。

ツエントロサユーズの在外支店は外國商店より莫大なる信用貸を得、西歐諸國各市場との商業關係は著しく擴大して居る。

九、十月の二ケ月間に於て一五〇、〇〇〇英貨の商品信用貸を受けて居る、又獨逸に於ては露國產業組合との商取引の爲め金融合併會社の設立を計畫しつゝあり。

ツエントロサユーズの業務の重なるものは貿易であつて總取扱高の七〇パーセントを占む（右は單に購入を除きたる販賣をしめすものである）

然して三月以降の貿易高は總取扱高の九割を占む。ツエントロサユーズが商業を開始したる一九二一年九月一日現在の商業資本を見るに三、六〇一、〇〇〇金留を算し此等は主として人民食糧委員會の取引許可を與へた商品一、五八四、〇〇〇金留及從前ツエントロサユーズの在庫品約二、〇一七、〇〇〇金留より成る、一九二一年中に於けるツエントロサユーズの貿易高は二五、〇〇〇、〇〇〇金留に達し營業開始當時の資金に比し十二倍の增加を示し、ツエントロサユーズが晩近に至り漸く國營金融機關より資金の融通を受くる樣になつたのであるか、之等の事業の大部分は專ら自己の資本のみで成したるものと云はねばならぬ。本年八月に至り國立銀行はツエントロサユーズに對し約四、八〇〇、〇〇〇金留の貸出しをして居る、又五月三十一日付勞働及防衛委員會の決議により最高國民委員會はツエントロサユーズに對し國營產業資金中より一〇〇、〇〇〇、〇〇〇金留を商品貸を開始する事となり同商品貸八、六〇〇のトラストの間に分配せられた。實際に於ては分配によつて換價すべき予定額よりは少なく換價することが出來る、總ての換價したる信用貸の分配は穀類にありては七〇パーセント、肉類にありては一四パーセント、原料品にありては一、三パーセント、魚類にありては一、五パーセント、然して商品部にありては一、五パーセントと云ふ風に行はれた。

右の外尙最近に於て發展を遂げたるポコバンクの業務をもこれに加算しなければならぬ、然して同銀行の割引貸付業

務により取扱高の増加を見るに左表の如し

月別	貸付口數	各種貸付額	單位
二月	六、	八九、二	舊通貨百萬留
三月	三一、	一二四、〇	
四月	二三、	九三、四	
五月	四八、	二九四、四	
六月	四四、	七四三、一	
七月	七三、	二一九三、九	
合計	二二六、	三五三八、五	

ボコバンクの業務は主として各地方の機關の取扱に係り居る事は同行の左記の得意先表によつて之を知る事を得べし

消費組合の種別	貸付口數	貸付額但シ單位ハ舊通貨百萬留	總金額ニ對スル貸付額ノ割合
消費組合中央聯合會	一九	七九二、〇	二二
消費組合縣洲各同盟及縣勞働組合	九六	二二七七、一	六五
ЕПО	三七	九六、七	二、五
ТПО	一二	四六、二	一、五
軍事消費組合	五	四三、〇	一、二

義友消費組合聯合會	五七	二八三、五	七、五
	二一六	三五三八、五	一〇

統計の示す所によればツエントロサユーズの一ケ年間に於ける購入額は販賣額を越過して居る。ツエントロサユーズ業務中特に注意を要する事柄は農業的及農村の電氣化に對し投資する目的にて設立せられたる株式會社の株主となつた事である、又ツエントロサユーズは産業組合機關の監督教育並に出版事業の發展と改良を計つた事は著しき事である。

又ツエントロサユーズは手能者の打合會、會議等を盛に催し尚目下組合に關する講習所、學校等高等專門學校附屬一〇三〇を有し過去五ケ年間に於けるツエントロサユーズの業務の概要は以上述べたる如く國家の援助により著しき發展を遂げて居る。目下新經濟政策實施の結果、産業組合は次第に國民經濟の一制度として重要なる任務を全うしつゝある。（エル、ヒンチエーリ。

◎勞農露國に於ける外國特許會社（コンセッション）

一、獨逸　二、米國　三、英國　四、諾威　五、丁抹　六、和蘭　七、瑞典　八、墺國
九、伊太利　一〇、土耳古　一一、希臘　一二、其他

本調査は在滿洲里杉原外務省留學生の手になれるを同地帝國領事館より頒布せられたるものである、當調査課に於ても豫ねてより同樣の目的を以て資料を集めて居たが今此稿と比較するに互に增減あり當課增の分は次號に於て補足することゝし茲には杉原氏の分を其儘乞ふて載することゝした、材料の出所は何れも內外の新聞雜誌てある

第壹章　獨逸資本

第一節　利權

一、西東歐洲交易會社（商業）

一、商號　西東歐洲交易會社（畧稱 Востваръ）

二、事業目的　露國々營「コオペラチーフ」、個人經營の事業又は個人との間に契約を締結し、露國との商品輸出入に從事す

三、事業地　「モスクワ」市に本社及倉庫を設置し且つ對外商務省の認可を經て各地方に支店を置くことを得

四、事業組織　監督官として對外商務省より代表二名を任命す

業務擔當者は双方より選出す

五、資本額及其出資法　本契約保證の爲め對外商務省との協議の上、一外國銀行より三十萬金留額面の保證書を差入ること

五、利權存續期間　一九二四年一月一日迄

七、其　他

（イ）事業各種類の取引高百二十萬留を下ぬこと

（ロ）輸入額は輸出額を越えさること

（ハ）利益は折半、會社は輸出入商品の送狀記載高の二五パーセント以上の利益を對外商務省に保證すること

（ニ）對外商務省代表の同意なくして本契約を基礎とする何等の契約をなすの權なし

（ホ）契約上生ずる一切の紛議は之を相方より各二名代表選出して成る仲裁々判に附す、尙同裁判は相方協議の上裁判長を選擧す、之に關し異議を生せるときは「モスクワ」取引所委員會之を任命す

（一九二三年五月十日「イツブエスチヤ」、「エコノミー、チエスカヤ、ヂースニ」紙）

二、獨逸「ヴォルガ」農業信用銀行（農業）

一、商　　號　獨逸「ヴォルガ」農業信用銀行（Немицко-Болжокій Банк Сельекохо вѣйет веннаго кредита）

二、事業目的　農事企業

三、事　業　地　本店を「ウォルガ」河上の「パフロフカ」市に置く

「ヴオルガ」沿岸の獨逸人殖民地たる「フエトロフスキー」、「クラスノクーツキー」、「パラソフスキー」各郡内の土地十萬「デシヤチーン」

四、利權存續期間　三十六ケ年

五、其　他

（イ）最初の四ケ年内に全良地の二十五パーセントを開拓播種し次の六ケ年内に殘餘の土地を耕作すること

（ロ）會社は一般法律の定むる所に依り租借地に對し單一農業税を納むること且つ政府に拂込むコンセション料の二十五パーセント乃至七十五パーセントの糧食税、人馬税以外の規定國税及地方税納付の義務を負ふ

（ハ）個々の場合毎に政府の許可を經て自己に許可されたる條件にて租借地を他人に貸與することを得

（ニ）契約の解釋及實行上に爭議發生の場合は双方同數の代表より成る仲裁委員會に附す
右委員會は協議の上委員長を選擧すること

（ホ）業務上に於て露國の法律一切殊に勞働者、從業員の雇傭、勞働保護、及び勞働者の社會保險に關する一切の「デクレット」及法律を嚴守すること

（一九二三年五月十日エコノミーチエスカヤ、ヂーズニ紙）

三、「ダワ、ブリトポール」（貿易）

一、商　號　「ダワ、ブリトポール」（獨波合辦會社）

二、事業目的　特許たる羊毛、豚毛、ボツクス、皮、羽毛、獸角、木材、テレビン油等六百萬留以上を輸出し

[illegible]高以下の諸食料品、化學製品、薬品を輸入す

三、利權存續期間　八ヶ月

四、認　　　可　一九二二年十月十一日

五、事業開始　同　　十二月

六、其　　他

（イ）輸入品中八〇パーセント國家機關へ、二〇パーセントは個人へ供給すること

（一九二三年六月五日エコノミーチエスカヤ、ヂーズニ紙）

四、獨露倉庫運輸「ヂルールト」會社（倉庫、運輸業）

一、商　　號　獨露倉庫運輸「ヂルールト」會社

二、事業目的　倉庫及運輸業

三、事業組織　「ハンブルグ」―「アメリカ」線汽船會社との間に合辦

（一九二三年五月三十一日イヅヴエスチヤ紙）

五、「トイチエ、ザアーイバアウ、ゲゼンシヤフト」商會（苗圃）

一、商　　號　「ドイチエ、ザアーイバアウ、ゲゼスシヤフト」商會

二、事業目的　種苗場設立

三、事　業　地　「モスコウ」縣

（一九二三年五月三十一日イツブエスチヤ紙）

六、「ユンケルス」商會（飛行機製造）

一、商　號　「ユンケルス」商會

二、事業目的　飛行機製造

（一九二三年五月三十一日イツブエスチヤ紙）

八、「メイチックス」株式會社（機器造製）

一、商　號「メイチックス」株式會社

二、事業目的　「ロシア」測量器製造工場に右會社製作の比重計内部器械作品を販賣するの特權を賦すこと及ひ本製造工場の作業を簡易に改善すること

三、事業地　全露領土に販賣

四、其　他

（イ）本會社は「ペルスラリ、カルロビツワ」市に存在

（一九二三年五月三十一日イツブエスチヤ紙）

八、「ルーベン」「ピレエフエリド」會社（魚皮輸出）

一、商　號　「ルーベン」「ピレエフエリド」會社

二、事業目的　魚皮買付及輸出

（一九二三年五月三十一日イッフェスチャ紙）

九、　東洋產業合辦會社（鐵道工事及林業）

一、商　　號　　東洋產業合辦會社

二、事業目的　　鐵道工事及森林伐採

三、事業地　　「モスクワ」―「ルィビンスカヤ」鐵道（約三百露里）完成及其沿線約八千萬「デシャチン」の森林

四、資本額　　鐵道工事用七百萬金留

五、利權代表者　　「リュドヴィグ、ガアス」博士（獨逸國會議員）

六、利權存續期間　　二十ヶ年

七、其　　他

（イ）伐採に對しては此種事業に對する現行規定に依り切株毎に支拂ふ、同支拂額は搬出する木材量額より「ロンドン」相場にて計算す

（ロ）一ヶ年の伐採面積は八千「デシャチーン」を越ふ可らす

（ハ）其他國內の獨立會議主義に基く同業「トラスト」に課しあると等しき諸稅の納付を遵守すること

（ニ）貸付けたる森林は凡て合理的に開拓すること

（ホ）挽木工場、枕木浸漬場及木纖維化學製造所を建設すること、但し此等の工場及其設備は十ヶ年を經過せは政府に於て讓渡を要求することを得

（ヘ）事業上の勞働條件は「コンセッショナー」と相當職業組合との間に締結せる一般規定に依り之を定む

（ト）鐵道工事經費と相殺的に木材の鐵道運賃を低下す

（チ）本契約は五月五日豫備的に締結せるか締結後二ケ月以内に本契約を完了するを要す

（一九二三年五月十日イツヴエスチヤ紙）

十、「クルップ」會社（農業）

一、商　號　「フリードリヒ、クルップ」會社

二、事業目的　農業

三、事業地　「ドン」縣「サアル」地方二百五千「デシャチン」の未開墾地

四、資本額　事業經營のための金融機關として Russian Land Concession manytsch Limited なる英國株式會社を倫敦に組織す、本會社の資本金は初め四萬磅にして英國側は三萬、「クルップ」會社は一萬磅を出資し必要に應し此資本を倍額にすることを得

五、認　可　一月十六日

六、其　他

（イ）初二年間に千四百「デシャチン」を開墾し漸次開墾地積を增加して六年間に二萬三千五百「デシャチン」に達せしむること

（ロ）租借料として穀物收獲高の一七、五パーセントを最寄鐵道驛渡にて十一月三十日及二月十五日の二期に納付

し其他一般の租税課役に服すること

（ハ）政府は會社生産穀物を「ロッテルダム」取引所の價格より運賃諸掛を差引きたる額にて買上ぐる優先權を有す

（ニ）會社は露國の法律命令に服し其勞働法をも遵守するを要し一般に政府の監督を受く

（ホ）租借地は政府の許可なくして他人に貸與するを得す

（ヘ）關税は政府の許可したる企業用具の外總て納付すること

（ト）契約期間滿了後は契約實施後十二年乃至十八年間の平均せる程度の企業用機械及器具を政府に交付すること

（チ）契約實施後十二年を經過するときは政府は之を買收することを得

（一九二三年一月十七日エコノミーチエスカヤ、ヂーズニ紙
五月三十一日イヅウエスチヤ紙）

第二節　合辨事業

一、「ヲイフズイゼンノフスコエ」會社（農具供給、農業改良、農産物輸出）

一、商　號　「ライフズイゼンノフスコエ」會社

二、事業目的　凶作に依る饑饉に苦む在露獨人に農具及其他の機械を供給し農業振興及ひ其生産物の輸出

三、事業地　「ヴォルガ」河沿岸地方

四、事業組織　露國政府と「ライファズイゼンノフスキー」金融組合との合辦會社、双方より各二名の監督者を出して監督會議及理事會を設く

五、資本額及其出資方法　資本金二萬五千金「マーク」運轉資金は右金融組合より中央銀行に提供しある貸付金一千萬「マーク」を以てす

六、事業開始　一九二二年二月

七、其他

（イ）輸出入は一切露國對外商務省の管理する所にして右地方に必要なる農具等の購買發送は在外機關をしてなさしめ「ロシア」よりの原料品購入及輸出は地方「オブラストヌイ」購買組合同盟會に一任す

（一九二三年三月十六日エコノミーチエスカヤ、ヂーズニ紙）

二、露獨貿易運輸會社（運送業及附帶貿易）

一、商號　露獨貿易運輸會社

二、事業目的　露領經由波斯への商品通過輸送、並に是れに附帶する貿易一切

三、事業組織　一方露國對外商務省、交通省と他方獨逸「ヴエンカガウズ」會社との合辦

四、資本額及其出資方法　資本金二十五萬金留、株式數二千五百株内一千二百五十株は「ヴエンカガウズ」會社にて既に拂込終り、殘株中、對外商務省及交通省は二〇パーセントのみを拂込み他は事業の利益より償却す

九、其　他

（イ）汽船航路は海岸及「ヴォルガ」河にして一船の積載量最小を二萬噸とす

（ロ）運輸業に依りて獨逸各地より波斯への海運業を發達せしめ、露獨商品を波斯に供給すること

（一九二三年三月二十二日イッウエスチヤ紙）

三、獨逸「ペッケル」會社（鷄卵の生産及輸出）

一、商　　　　號　獨逸「ペッケル」會社

二、事　業　目　的　鷄卵の生産、海外市場への販賣

三、事　　業　　地　「ソヴエト」共和國聯邦全領土

四、事　業　組　織　「ペリケル」會社及露國「西北商業部」との合辨

五、資本額及其出資方法　資本額不定、事業に必要なる金資を「西北商業部」に提供すること

六、存　續　期　間　一ケ年但し毎年契約の更新をすることを得

七、其　　　　他

（イ）個々の場合に双方の協議決定せる價格に依り兩者の手を經て外國市場に販賣す

（ロ）「ペッケル」會社は鷄卵賣買地の決定及専門家招牌に關し援助をなすこと

（ハ）利益は折半、但し輸出高の最小限利益卽ち一〇パーセントを「西北商業部」に保證すること

（ニ）契約實行上生ずる一切の債務及爭議に對しては「ペッケル」に於て其の責を負ふ

（ホ）契約上の紛議は一切「西北地方商業會議所」内の仲裁委員會之を處理す
（ヘ）一九二三年五月上旬勞働國防會議之を認可せり

（一九二三年五月八日エコノミーチエスカヤ、ヂーズニ紙）

四、「ミルメタル」會社（商業）

一、商　號　「デルメタル」會社
二、事業目的　露西亜より金屬古物品の輸出利用
三、事業組織　獨逸「レウイ、シヤッルロテンブルグ」商會と露國營「シンヂケート」なる「メタゼトルグ」との合辦事業
四、創立年月　一九二二年六月三十日

（一九二三年五月三十一日イヅウエスチヤ紙）

五、「デルトラ」（運輸倉庫業）

一、商　號　獨露運輸倉庫「デルトラ」會社
二、事業目的　運輸及倉庫業
三、事業組織　露國政府及「ハンブルグ」―「アメリカ」線汽船會社との合辦有限責任會社
四、資本額　當初五萬「マーク」なりしか一九二二年六月十日一千萬「マーク」に增加し獨逸側四百九十萬「マーク」露國側五百萬「マーク」出資

五、事業地　本店漢堡、支店伯林、「シテッチン」及「ペトログラッド」

六、其他

（イ）一九二三年五月十三日最初の契約をなし
次に一九二三年六月十日追加契約をなす

（一九二三年五月三十一日イヅウエスチヤ紙）

六、「オットー、ヴオリフ」會社（貿易）

一、商號　「オットー、ヴオリフ」會社

二、事業目的　露獨交易

三、事業組織　一方露國對外商務省、他方「フエリタス」「ウオリフ」、「ライシタル」、「ホン、デア、ホレン」の諸商社より成る獨逸「コンソルシタム」の合辦

四、利權存續期間　無期

五、創立年月　一九二三年十月九日

六、其他

（イ）「コンソルシウム」は會社に對し一年七十五萬磅の貨物を信用貸し其他年五十萬磅の貨物を對外商務省に融通し、同省必要の貨物一百萬磅高の賣込をなす

（ロ）契約會社は自己の欲する貨物を露國内に於て買付け之を輸出し又は必要品を輸入す

(ハ)利益は一割を株主配當とし、其餘力四割以下なるときは折半し、其以上は露國に七割五分を配當す

(一九二二年十月十二日イヅウエスチヤ紙)

七、「クニイガ」(書籍出版販賣業)

一、商　　號　「クニイガ」(露語書籍の意)

二、事業目的　書籍出版販賣、文房具、教育參考品、樂普の販賣、廣告業

八、「コオジエスイリヨ」(獸皮類、原料品貿易)

一、商　　號　「コオジエスイリヨ」

二、事業目的　獸皮、毛皮、獸毛、豚毛、角蹄等の內外商業

三、事業組織　露國對外商務省と人民經濟最高會議及「シテインベルグ」の合辦

四、資本額　千五百萬留

但し一株千留にて一萬五千株とす

六、認　　可　一九二二年二月一日勞働國防會議にて之か定款を認可せり

九、「デルリユフト」合辦會社(航空運輸)

一、商　　號　「デルリユフト」合辦會社

二、事業目的　「ケーニヒスブルグ」―「モスクワ」間航空路開設及航空運輸業

三、事業組織　露國側在伯林商務省と獨逸伯林「アエロ、ユニオン」株會式社との合辦有限責任會社

四、資本額　五百萬「マーク」、折半出資
五、存續期間　無期
六、認可　一九二一年十一月二十四日
七、其他
（イ）利益は折半

第二章　米國資本

第一節　利權

一、米露建築會社（建築）

一、商號　米露建築會社（略稱A.P.K.）
二、事業目的　建築、修繕及諸既設造營物利用、建築材料販賣
三、事業地　ソヴエト共和國聯邦全領土
四、事業組織　株式會社
五、資本額　二百萬留、株數八〇〇株
六、認可　一九二三年六月上旬勞働國防會議にて認可せり
（一九二三年六月十三日、六月五日エコノミーチエスカヤ、ヂーズニ紙）

二、「アメリカ、インタナショナル、バリスヂール、コーポレーション」合資會社（石油業）

一、商　號　「アメリカ、インタナショナル、バリスデール、コーポレーション」合資會社
二、事業目的　石油類發掘
三、事業地　「バキウ」地方

（一九二三年五月三十一日イツウエスチヤ紙）

三、「アメリカ」勞働團（石炭採掘）

一、商　號　「アメリカ」勞働團
二、事業目的　石炭採掘
三、事業地　西伯利「クズチツキー」炭坑地方

（一九二三年五月三十一日イツウエスチヤ紙）

四、聯合「アメリカ」會社（石綿採掘製造）

一、商　號　聯合「アメリカ」會社
二、事業目的　石綿採掘製造
三、事業地　「ウラル」內「ナラバエフスク」
四、事業組織　聯合會社にて「コンセスション」を受く
五、利權受有者　同會社

六、其　他

本「コンセション」は露國の外國に交付せるものの嚆矢とす

（一九二三年一月二十八日、五月三十一日イヅウエスチヤ紙）

五、「シンクレヤ」株式會社（石油）

一、商　號　「シンクレヤ」株式會社

二、事業目的　石油、天然瓦斯、地瀝青の採掘

三、事業地　北樺太

四、利權受有者　同會社

五、利權存續期間　三十六ケ年

六、其　他

（イ）政府は總面積千平方露里以下の土地開拓を許可す

（ロ）政府の同意を得て本島東海岸に二ケの築港地點の選定權を與へらる、但し右二港は其完成後は政府の命令監督下に入り又其の所有物となる

（ハ）最初の五ケ年内に事業に四十萬金留を投資すること

（ニ）石油、天然瓦斯、及地瀝青の一ケ年販賣高の五パーセーントを租借料として毎年納付すること、但し最初の五ケ年内に販賣せざる場合は毎年二十萬留を納付すること

（ホ）右租借料の外に左の如き從量稅を徵收す

（一）一曆年内の第一回販賣石油四千萬布度の價格の一パーセント

（二）同しく第二、第三回の同量販賣高に對し其の二パーセント、五パーセントを

（三）若し同一年中に一億二千萬布度を超過せる場合は其七五パーセントを

（四）同年中採掘の地瀝青總量價格の一パーセントを

（五）右總從量稅高の三〇パーセントを地方官廳收入として

何れも政府へ支拂ふこと

（ヘ）米國政府にして對露關係上反感的政策を計畫し又は五ケ年經過するも露國政府を正式に承認せさる場合は政府は隨意隨時、本契約を廢棄することを得、但し其場合政府は「シンクレヤ」會社に對し何等の法理上道德上の責任に應せす

（一九二三年一月二十七日イッウエスチヤ紙）

六、「アメリカ、プロダクト、エクチエンヂ、コオポレーション」會社（貿易）

一、商　號　「アメリカ、プロダグト、エタチエンヂ、コーポレーション」株式會社

二、事業目的　國營「コオペラチーヴ」及個人より米國に於ける生産物賣買の委託を受け、此種事業に付ては在露米國代表となり、在米露國代表となる

三、事 業 地　「モスク・」、「ペトログラッド」、「ハリコフ」、「ノーヴオ、ロシースク」、「タシケント」に支店を分置

す

四、其　　他

（イ）營業上に於て露國の法律に從ふこと

（ロ）對外商務省監査の場合は一切の關係書類及作業を明示すること

（ハ）同類の露國會社との關係に於て米國か其の相互關係の基礎を侵害し又は本會社にして既定の契約條件に違反せる場合は本會社の行爲か露國の利益とならさる時は本利權を剝奪す

七、亞米利加「コンミユン、カリフオルニヤ」農業組合（農業）

（一九二二年五月十日「イヅウエスチヤ」「エコノミーチエスカヤ、ヂーズニ」兩紙）

一、商　　號　亞米利加「コンミユン、カリフオルニヤ」農業組合

二、事業目的　農事企業組織

三、事　業　地　「ドン」州「サアール」地方「ツエリナ」驛附近

四、利權受有者　亞米利加「コンミユン、カリフオルニヤ」農業勞働者組合

五、利權存續期間　二十四ケ年

六、其　　他

（イ）政府は「サリスキー」地方「ツエリナ」驛附近の土地千「デシヤチーン」を提供す

（ロ）「コンミユン」は右土地の價値を損することなく合理的に事業をすること

（ハ）右土地中播種に適する土地の半以上は今年中に、翌年は全地を耕作播種すること

（ニ）受有土地に對し總收穫の五パーセントを每年政府に納付すること、但し第一回納付は第三回收穫後に實施のこと

（ホ）期間終了と共に無條件にて建物施設物、器具、家畜等一切を含み全企業を其儘政府に移讓すること

（一九二三年一月下旬イヅウエスチヤ紙）

八、『シモン、スッタ』（貿易）

一、商　　號　『シモン、スッタ』

二、事業目的　一百萬弗以下の毛皮買付　內四割は特許を要せす

三、利權存續期間　六ケ月（一九二二年十月二十六日契約締結）

四、其　　他

（イ）露國對外商務省は一定の保證配當を受く

第二節　合辦事業

一、露米工業『コオポレーション』（工業投資）

一、商　　號　露米工業『コオポレーション』（略稱P.A.U.K.）

二、事業目的　露國商工業金融機關及ひ企業へ投資

三、事業地　諸種の國營的工業、金融聯合機關並人民經濟最高會議管理内の企業に參加

四、事業組織　人民經濟最高會議と露米工業『コオボレーション』との合辦
其第一歩として『ミシン』器械工業『シンヂケート』に加入すること

五、資本額及出資方法　人民經濟最高會議は右『シンヂケート』積立資金募集に加入し先づ『モスクワ』ミシン、『ペトログラッド』衣服、『タット』衣服等の機關の運轉資金を合併して總額五百萬金留及び本契約認可に當り人民經濟最高會議の提供せる長期貸付金を政府拂込額中に計上すること
『コオボレーション』は『シンヂケート』參加の際百萬弗を拂込む、其中二十萬弗は『コオボレーション』の露國内に於ける法的地位を規定せる政府決定の公布日より二ケ月以内に、殘餘の八十萬弗は米國に於ける株券發賣濟後とす
政府は P.A.U.K. の拂込資金を完全に保證し且つ八パーセントの利子を附す

五、代表者氏名　人民經濟最高會議及び P.A.U.K.

六、其他
（イ） P.A.U.K. は各個別々の條件に基き諸規定事業に參加し得
（ロ） 聯合機關若は企業の合同新組織の場合、人民經濟最高會議は其機能に必要なる工場、作業器械場（現在の設備燃料、生品、粗製品、精製品をも含む）を讓るものとす
（ハ） 『シンヂケート』脱會は第一回拂込後三ケ年を過ぎたる後になすこと

（ニ）P.A.U.K. は米國に理事會を置く

（ホ）P.A.U.K. の加入に依り其『シンヂケート』は構成を變更すること・

（ヘ）一九二三年十一月中旬人民委員會議にて認可せり

（一九二二年十一月十七日エコノミーチエスカヤ、ヂーズニ紙）

第一回創立總會は一九二三年六月二十日開催さる

（一九二三年六月二十一日エコノミーチエスカヤ、ヂーズニ紙）

第三章　英國資本

第一節　利權

一、『ホドソン、ベイ』商會（必需品輸入、毛皮輸出）

一、商號　『ホドソンベイ』商會

二、事業目的　一般必需品輸入、毛皮輸出

三、事業地　『カムチヤツカ』及『チユコート』半島

四、其他

（イ）總額三十五萬弗の高を倫敦卸價に二割以下の利益を附したる價格にて供給すること

（ロ）輸出毛皮價格一割を極東對外商務部へ支拂ひ尙純利益は折半のこと

（一九二三年五月三十一日イヅウエスチヤ紙）

二、『ユニオン』商會（鷄卵輸出）

一、商　　號　『ユニオン』商會

二、事業目的　露國より鷄卵輸出

（一九二三年五月三十一日イヅウエスチヤ紙）

三、英國電信會社（電信架設）

一、商　　號　英國電信會社

二、事業目的　印度―歐洲間電信線架設及其復舊

（一九二三年五月三十一日イヅウエスチヤ紙）

四、英國『シエリイ』石油會社（石油輸出）

一、商　　號　英國『シエリイ』石油會社

二、事業目的　露國の石油買收

三、其　　他　既に買付けたる石油七萬噸にして尙十三萬噸迄の權利を有す

（一九二三年五月三十一日イヅウユスチヤ紙）

五、聯合露亞會社（石炭採掘冶金）

一、商　　號　聯合露亞會社

二、事業目的　石炭諸金屬採掘冶金

三、事　業　地　前「クウイシユツウイムスキー」鑛區、南「露バシキール」の「ガバリー、バイマクスカヤ」領地、西「アルタイ」の前「リツデルスカヤ」コンセスション地方、「セミバラチンスカヤ」縣「バウロルド」に近き「キルギース」草地中の「オスバスースコエ」石炭產地を含む地方一帶、北緯四十六度―五十度、東經四十二度より「ザイサン」湖東南岸に到る「キルギース」草地

四、代表者氏名　「レスルイ、ウルクオート」

五、利權存續期間　九十九ケ年

六、其　　他

（イ）四十ケ年經後政府は之を買收することを得

（ロ）毎年約二千四百萬金留高の金屬產出の義務あり

（一九二三年二月四日イツウエスチヤ紙）

右は戰前露西亞商會及其投資團か經營せる企業にして一時停止せるものを新制度に應ずる爲め合同して利權とせるものなるか英露の政治的關係に依り露國政府に於て取消せり

第二節　合　辨　事　業

一、「ルズアングロレス」（林業）

一、商號　有限責任『ルスアングロレス』聯合會社

二、事業目的　材木伐採

三、事業地　(イ)『コムイ』州(舊ヴオロゴツスカヤ縣)『ウスチ、スイソリスキー』郡『ボモズヂンスキー』山林區(但し『ヴイチエグダ』河上流より山林區に沿ふ分流を含む)、(ロ)及ひ『ヴイリヤンスキー』林區と舊造船用山林十三ケ所に亘る地方、其總面積一、〇二九、二三八『デシヤチン』、山林面積約九七五、五〇〇『デシヤチン』、(ハ)北『ヅウイナ』河兩岸の『クレスノフスカヤ』『キセムスカヤ』『クラスカヤ』、『コルバアリスカヤ』、『ウエルフネワアヂスカヤ』、『コネツゴルスカヤ』、『タールゴミンスカヤ』、及ひ『ツールガンスカヤ』、各林區を含む、『コネツコルスキー』大山林區、其總面積二三八、三四一『デシャヂン』、山林面積二〇九、〇六七『デシャヂン』

四、事業組織　會社は『北部林業部』(セヱウエロレス)及北方貿易株式會社との合辨

五、資本額　十五萬ポンド

六、事業開始　一九二二年二月七日

七、認可　一九二二年四月二十一日勞働國防會議にて本契約を認可せり

八、其他

(イ)其他凡ての條件は和蘭『ルスゴランドレエス』ゴンセスション契約と一般

(一九二三年三月三十一日イヅウエスチヤ紙)

二、「ユニオン」商會（腸詰製造輸出）

一、商　　號　『ユニオン』商會
二、事業目的　腸詰製造、買付、輸出
三、事 業 地　ロシア及其他のソウエト共和國聯邦内
四、事業組織　『ユニオン』商會及『西北商業部』（『ゼエウゴアプードルグ』）の合辨
五、資 本 額　必要なる資本を供給す
六、其　　他
（イ）商會は事業に技術上の援助を與ふ
（ロ）純益は凡て『西北商業部』六七パーセント、『ユニオン』三三パーセント、但し純益最小の場合と雖も『西北商業部』へは輸出品額の一〇パーセントを與ふること

（一九二三年五月十一日エコノミーチエスカヤ、ヂーズニ紙）

三、「チャールス、スエーリ」商會（石油輸出）

一、商　　號　『チャールス、スエーリ』商會
二、事業目的　石油輸出
三、事業組織　『チャールス、スエーリ』商會及石油『シンヂケート』合辨會社
四、資 本 額　二萬五千ポンド

五、其　他　露國石油「シンヂケート」は十ケ年後本會社の全株を買收することを得

（一九二三年五月十二日エコノミーチエスカヤ、ヂーズニ紙）

第四章　諾威資本

第一節　利　權

一、諾威林業會社（林業）

一、商　號　諾威林業會社
二、事業目的　森林開拓
三、事業地　「オネガ」山林區
四、事業組織　「コンセスション」交附
五、利權受有者　同會社

（一九二三年五月三十日イヅウエスチヤ紙）

右は勞働國防會議にて尙審議中

二、「フリスデンセン」氏（捕鯨）

一、個　人　「フリステンセン」
二、事業目的　捕鯨業

三、事　業　地　『カムチヤツカ』沿岸十二浬以內

（一九二三年五月三十日イザウエスチヤ紙）

三、『ウィングヱ』商會（獸獵）

一、商　號　『ウ井ングヱ』商會

二、事業目的　獸　獵

三、事　業　地　歐露北部地方

（一九二三年五月三十日イザウエスチヤ紙）

四、『ナンセン』博士模範農場（農業）

一、商　號　『ナンセン博士模範農場

二、事業目的　二ケの模範農場設置及び農

三、事　業　地　露國及『ウクラ井ナ』共和國

四、資　本　額　各農場毎に少くも一萬磅

五、利權受有者　『ナンセン』派遣團

六、利權存續期間　五ケ年、但し協議の上更に繼續することを得

七、其　他

（イ）事業に必要なる器械、農具の輸入を許可す

（ロ）輸入品に對する關税は事業收穫物中より拂込む

（ハ）農具販賣は一般規定に基き自己の選擇に依り「コオペラチーフ」並國營機關に對してなすことを得

（ニ）露西亜及「ウクラ井ナ」兩政府は本契約實行上に諸ゆる協力をなし、第一農業年度の農作種子は純收獲より償却するものとして補助金の形にて貸付く、又は必要なる倉庫を提供す

（ホ）農具及家畜輸入の際交遞者は關税九〇パーセントのみを徵し殘半は政府之を拂ふ

（ヘ）契約中止の場合は其事業は現狀の儘にて凡て之を政府に收容し、若し政府側より中止を要求せるときは「ナンセン」側は普通の手續を以て之を停止すること

八、認　可　一九二三年六月六日勞働國防會議之を認可せり

（一九二三年六月七日エコノミーチエスカヤ、ヂーズニ紙）

第二節　合辦事業

一、露諾威航海株式會社（航海業）

一、商　號　露諾航海株式會社

二、事業目的　「アルコス」の支店として傭船に依る輸出業をなす

三、事業地　本社を「ベルゲン」に置く

四、事業組織　「ベルゲン」汽船會社、「アルコス」、「北部林業部」との合辦

五、資本額　百五十萬「クロン」

六、代　表　者　專務取締役前大臣「レムクーリ」

（一九二三年三月十五日イッヴェスチヤ
　五月十日エコノミーチエスカヤ、ヂーズニ紙）

第五章　丁抹資本

第一節　利　權

一、丁抹電信會社（電信）

一、商　　號　丁抹電信會社
二、事業目的　海底電信線回復

二、「ローヤル、ダッチ」石油會社（石油）

（一九二三年五月三十一日イッヅエスチヤ紙）

一、商　　號　「ローヤル、ダッチ」石油會社
二、事業目的　石油の輸送販賣
三、利權受有者　同會社
四、其　　他
（イ）買付量、四月下旬既に七萬噸の石油買收契約成立し、尙二十萬噸迄輸出の利權を有す

（一九二三年五月四日エコノミーチエスカヤ、ヂーズニ紙）

第六章　和蘭資本

第一節　利權

一、「ルスゴランドレエス」（林業、パルプ、製造）

一、商　號　「ルスゴランドレエス」
二、事業目的　伐材及木維織の化學製造
三、事　業　地　「チエレフコフスキー」及び「ヴィチエゴッドスキー」山林
四、事業管理　農務省中央山林廳
五、利權受有者　「ルスゴランドレエス」株式會社
六、利權存續期間　二十ケ年
七、其　他
（イ）契約期間は延長又は一時事業を中止することを得
（ロ）若し「コンセスヨナー」にして右期間内に毎年の規定量の搬出木材の爲めに充分なる生產能力を有する木纖維化學製造工場を完成するを得は尙四十八ケ年の期間延長を許可す
（ハ）納付金は十二月一日及四月一日に分納す、最後決算は木材販賣處分後となす
（ニ）政府は曩に「アッヰウース」會社に屬せる「アルハンゲースク」所在挽木工場を内容其儘にて「コンセンヨナ

ー」に讓與す

八、認　可　一九二三年三月下旬人民委員會議之を誘可す

（一九二三年三月三十日イヅヴエスチヤ紙）

第七章　瑞典資本

第一節　利權

一、「シャリコ、ボトシイニック」商會

一、商　號　「シャリコ、ボトシイニック」商會（金屬製造）

二、事業目的　車輪用鋼丸製造

三、認　可　一九二三年四月十日勞働國防會議にて之を認可せり

（一九二三年五月三十一日イヅヴエスチヤ紙）

第八章　墺國資本

第二節　合辦事業

一、露墺貿易株式會社（貿易）

一、商　號　露墺貿易株式會計（畧稱 P.A.T.A.O.）

二、事業目的　露國より諸商品、墺國より自國商品を露西亞へ各輸出入す

三、事業地　本店を「モスクワ」、總支店を「ウィンナ」に置く

四、事業組織　對外商務省と墺國企業家、兵器廠、產業組合との合辨

五、資本額及出資方法　三百萬金留、一株百五十留、墺側は其四分の三額を拂込み無報酬にて七千金留に相當する株を露政府に讓與す、殘額四分の一は政府の負擔にして P.A.T.A.O. 社の營業利益中より受取る可き金利を以て拂込む

六、存續期間　五ヶ年

七、其他

（イ）双方同數の理事を出し六名の理事會を組織す、社長は露政府よりの理事之に付せらる

（ロ）利益か基本金の五〇パーセントを越へさるときは折半し、越ふるときは露側七〇パーセント、墺側三〇パーセントとす

（ハ）許可品と雖も其輸出入の度毎に對外商務省相當機關の許可を經、且對露輸入品購買優先權を政府に與ふること

（ニ）營業上現行若は將來公布さる可き法令を守ること

（ホ）事業擴張のために墺國側は一ヶ年一千萬留以上の商品信用を本社に提することを得

（一九二三年六月七日エコノミーチエスカヤ、ヂース二紙）

第九章　伊太利資本

第一節　利權

一、「イタリヤ」組合（農業）

一、商　　號　「イタリヤ」組合

二、事業目的　農業

三、事業地　「ロシア」南部

（一九二三年五月三十一日イヅヴエスチヤ紙）

第十章　土耳古資本

第二節　合辦事業

一、「ケラミット」（窯業）

一、商　　號　「ケラミット」

二、事業目的　煉瓦、瓦其他の窯業製品の內外製造販賣

三、事業組織　露國對外商務省及前工場主（土耳古人）

四、資本額　六千「リル」（土耳古紙幣）、內露國側は四千「リル」投資

第十一章　希臘資本

第一節　利權

一、「ウイタリ、カムヒ」（貿易）

一、商號　「ウイタリ、カムヒ」

二、事業目的　輸入品の販賣及原料品の買付及輸出

三、利權存續期間　一九二二年十月十二日「クリミヤ」對外商務部と締結せる契約に依り六ヶ月

四、其他

（1）「カムヒ」は二ヶ月毎に十五萬「リラ」以上の輸出をなす義務を負ひ、紙幣一億「リラ」以上の貨物又は金錢を以て契約保證をなし輸入純益の二割五分以上を「クリミヤ」外國商務部に保證す

第十二章　其他

「アルメニヤ」資本

第一節　合辦事業

一、「ルスコ、アルメヤンスコエ」綿布會社（紡績）

一、商號　「ルスコ、アルメヤンスコエ」綿布會社

二、事業目的　紡績

三、事業組織　「アルメニヤ」政府と露國棉花總委員會との合辦

四、認　　可　一九二三年三月二十九日勞働國防會議に於て認可せり

（一九二三年三月三十日イヅウエスチヤ紙）

「アゼルバイヂャン」資本

第一節　利　　權

一、猶太殖民會社（農工業改善）

一、商　　號　猶太殖民會社（略稱 E.K.O.）

二、事業目的　猶太人の勞働、産業狀態並に農學校、機械工業學校の回復即ち猶太殖民に蒔種材料、牛馬其他農具を信用貸主義にて且つ企業家には器械、原料を給し同時に彼等の農工業恢復機關の建設經營に參加す

三、事業地　露西亞「ウクライナ」、「ベズシキール」の三共和國

四、資本額　第一營業年度中に三百萬「フラン」以上を投資すること

五、利權存續期間　一九二六年一月一日迄

但し一方を廢業若は改訂を希望せさるときは尙三ケ年を延長す

六、認　　可　一九二三年一月一日勞働國防會議にて之を認可せり

七、其　他

（1）事務監督の目的にて双方より各二名並に相互協定にて一名都合五名の理事會を組織す

（一九二三年一月二十七日、五月三十日イヅウエスチヤ紙）

第二節　合　辨　事　業

一、「ルスコ、アゼルバイヂヤンスコエ」棉花會社（紡績）

一、商　號　「ルスコ、アゼルバイヂヤンスコエ」棉花會社

二、事業目的　紡績

三、事業組織　「ア」政府と露西亞棉花總委員會との合辨

四、認　可　一九二三年三月二十九日勞働國防會議にて之を認可せり

（一九二三年三月三十日イヅウエスチヤ紙）

「ブハラ」資本

第一節　合　辨　事　業

一、「ブハルスコ、ルスユエ」棉花會社（紡績）

一、商　號　「ブハルスコ、ルスコエ」棉花會社

二、事業目的　紡績工場經營

三、事業組織　「ブハラ」政府と「エゴリエフスキー、トラスト」との合辨

四、資本額及其出資法　運轉資金六十萬金留、内政府は三十萬留高の棉花提供「トラスト」は同額の燃料補助材料及現金資本拂込み

五、認　可　一九二三年十二月二十二日勞働國防會議にて之を認可せり

六、其　他

（イ）本「トラスト」管理下に在りし「ザライスカヤ」紡績工場を「ブハラ」共和國に讓與す

（一九二三年十二月二十四日エコノミーチエスカヤ、ヂーズニ紙）

◎國立銀行券（チエルボネツ）及び極東に於ける金融

（知多極東經濟會議機關雜誌「極東經濟」所載）

極東共和國は一九二一年五月十六日附を以て、極東に於ける金貨留の流通を許可した。爾來金貨留は現在に至るまで流通し、政府も屢々これが援助を與へてゐる。

これより先き、政府は屢々紙幣を流通せしめむと試みたが、極東に於ける經濟的特殊事情、特に極東が隣接國（日本及び支那）と密接なる爲替關係を有すると及び極東農民間には無價値なるサヴ井ツト紙幣の代りに日貨及び支那貨が流通しつゝあつたが爲め極東共和國は常にその目的を達する事は出來なかつた。

故に五月十六日法令を以て金貨留を流通せしめむとしたるは政府の餘義なき政策であつたと共にサヴ井ツト紙幣の極東に於ける崩壞を意味するものである。

然るに金貨留を流通せしむるや、極東財務官はこの制度の凡ゆる點に於て不備、不完全なるを熟知するに至つた。遍く世界何處にも金硬貨を市場に流通せしむるが如き、金貨制度を採用する國はない、何れの國に於ても金貨制度は地金と兌換する銀行券或は國庫證券の形式を以て紙幣を流通せしめてゐるのである。即ち金貨留を流通せしめる事の非文化的且つ非經濟的なるは云ふまでもなく尙當時は既にコルチヤツク及びセミノフ時代に比し遙かに金貨留は少量であつた。

若し極東共和國金貨留の爲替相場が下落し、金貨は海外へ流出し從つて國內拂底を來したる場合は如何、極東共和

國々民は常に金融の逼迫に惱まねばならぬ。故に金貨制度を維持し且つ確立する爲めには豫め諸文明國に見る如き制度を採用し、先づ紙幣問題を次に貨幣鑄造問題を解決する事が肝要であらう。

極東共和國銀行(現在は極東銀行)は創立當時より兌換券發行權を與へられ、從つて同行支配人等は紙幣發行政策に腐心し、莫斯科政府と極東に産出する金を以て金貨を鑄造する會議をさへ開催したる位であつた。勿論極東共和國の金貨制度は不完全を免れなかつたが相等の效果を舉げ、國家及個人の經濟機關も可成りの金融を受け、困難なりし予算案も漸次緩和されたるを以て、將來地方的紙幣を發行し、金貨鑄造の問題を解決せば愈々確固たる基礎を得る範圍にまで達した。

然し極東共和國がサヴ井ットロシヤに聯合さるれば、當然國内貨幣統一の必要に迫まられて極東に於ける第二の貨幣問題は早晩惹起せねばならなかつた。卽ち極東共和國がサウ井ットロシヤに合併さるるや、確固たる基礎を有するサウ井ット紙幣を極東に流通せしめむとする二つの議論―根本に於て全々相反せる―が起つた。

然し乍ら極東共和國銀行紙幣がサウ井ットロシヤの國立銀行紙幣と共存するは全く不可能事たるは疑無い。

卽ち極東共和國内にサウ井ット貨幣の流通を見るや、極東舊貨幣は直ちに影響を蒙り昨年秋毛皮出廻期には金貨の拂底を來した。因にこの影響の如何に甚しかつたかは日貨の暴落を見ても直ちに窺知さるゝ所である。卽ち從來圓銀と金留とは一〇、三二に對する一〇、四〇至及一〇、四五の相場を維持して居つたが昨年十一月には圓銀は一〇、八一、十二月には一一、二〇至乃一一、三〇と漸次底落した。勿論これを以て直ちに圓銀の底落と見るは甚だ早計にして當時圓銀の世界市場に於ける相場は平準にして只極東に於ける金留及商品に對する相場にのみ影響を受けたるに過ぎ

ず近く哈爾賓は依然何等の影響さへ受けなかつた。故に圓銀は露國金貨との相場が底落したるのみ即ち直言すれば露國金留かその拂底により自然價値を生じたるに過ぎざる現象である。

爾來この現象は益々激烈となり中央政府は銀貨を以てこれを補はんとしたが「良貨は惡貨を驅逐す」の方則に依り愈々金貨の市場流出に影響を及ぼし、銀貨を手にしたる人民は所持金貨を使用する事を惜み愈々金融は逼迫となり、現在は金貨留と圓銀との相場は十金留に對する一一、六〇至乃一三圓の相場にして、金留は一種の投機的商品に過ぎざるに至つた。之を要するに極東經濟は未だ確固たる貨幣制度を有せず産業も爲めに不振の狀態にあるを免れぬのである。

然るに如斯極東に於ける金融狀態は混亂否無秩序の有樣なるに露國本國に於ては漸次金融は回復し現在既に底落せる留紙幣と共に充分確固たる基礎を有する國立銀行券即ちチエルウオネツを流通して居る。

今このチエルウオネツ流通の經路を見るに、一九二二年十月十一日人民委員會議は國立銀行に紙幣チエルウオチツの發行權を附與する法令を發布し貨幣制度を確立した。即ち政府はこの銀行券に保證を與へると共に現在窮乏の極に達せる國庫救濟さへ之を用ひず自からは政府發行紙幣（カズナチエイスカヤー、エミーシヤー）を發行して万事をしのぎ國立銀行券は特に國家産業開發にのみ使用する事を定め玆に初めてチエウオネツはサヴ井ソト貨幣となつた。

現在政府は財政窮乏の極に達して居るを以て未だ政府發行紙幣の廢止を實行することは不可能である。然し將來財政豊になり、從つて商工業の發展を見んか、銀行券は唯一の法律上露國通貨となるべきもである。

（附言　現在露國は貨幣制度の復活に關し上記の二條件を實行しつゝある、即ち昨年紙幣發行額は國家收入の約九

〇パーセントであつたが現在は約三〇パーセントとなつた。商工業も亦輸出が輸入に比し漸次増加しつゝあるを以て漸次復活の域に達しつゝある）

再言す、現在露國に於ては國立銀行券と全く無價値なるサヴ井ット紙幣とが流通して居るが、國立銀行券は既にその價値も認められ、露國國民經濟に資し、露國經濟の重鎭たるトラスト及びシンヂケートも愈々この銀行券に依賴せむとしつゝあるを以て將來は確固たる露國通貨となるであろう。

次に國立銀行の發行額及び正貨準備額統計を示さむ。（千チエル單位）

月次	發行額	正貨準備額
一九二二年十二月	五一四、六	二〇〇、〇
一九二三年一月	一、五〇二、七	一、一一八、〇
二月	二、六七九、四	一、九三〇、〇
三月	三、七八八、六	三、〇〇〇、〇
四月	五、〇六四、〇	四、五〇〇、〇
五月	七、六五九、〇	六、〇〇〇、〇
六月	九、〇〇二、六	八、〇〇〇、〇

即ちチエルウオネッの發行高はこの期間内既に一七、五倍に増加し且つ市場流通額も露國紙幣總額の三〇パーセントに達して居る。

次に國立銀行券の正貨準備即ち保證程度に就いて見るに經濟新聞(エコノミーチエスカヤ、ジーズニー)所載七月一日の調査に依れば兌換準備總額八〇〇萬チエルウオチツにしてこれが準備金の内容を示せば

種類	金額
露國金留	八七六、〇〇〇チエルボネツ
外國金硬貨	三、〇四四、三二〇、七
銀硬貨	五八、三〇六、九
外國銀行券	三一五、七二三、二
合計	四、三〇四、三五〇、八

如斯國立銀行券は凡て硬貨及び外國銀行券を以て五〇パーセント以上の兌換準備を有し、この外人民委員會々議も亦二五パーセントの保證を與えてゐる。然し乍ら保證されたる國立銀行券は全部市場に流行するものにあらず事實流通せるは約四五〇萬チエルウオチツに過ぎざるを以て、金留即ち地金を以て準備されて居ると同樣で、換言すれば現在國立銀行は人民委員會の法令に依り殆んど現在の紙幣發行高まで發行しても差支ない譯である。只國立銀行券發行高の激增はサウエート通貨全体に影響を及ぼす恐あるを以て國立銀行はその發行權を完全に遂行しないまでの事である。

次にチエルウオネツの相場に關する統計を示さん、但し現在莫斯科に於ける十金留の相場は空相場なるを以て英國磅及び米國弗との相場比較統計を示すべし

月次	チエルウオネツ	磅	弗
一月一日	一七五	二〇〇	四三、五
二月一日	二一二	二一九	四九、
三月一日	二四〇	二二二、九	四六、
四月二日	三〇四	二六五	五九、
五月十六日	三九〇	三六八	八〇、

以上縷々述べたる所に據り吾人は極東通貨問題に對し次の如き結論に達せり、即ち

（一）極東に於ける金融が通貨の不完全の爲め、非常なる困難に遭遇しつゝありたる際、露國本國に於ては通貨は確立し從つて金融は漸次緩和、復活されつゝあり。

（二）サヴエート紙幣を爲替相場の緊縮せる極東地方へ流通せしむる事は余り賢明なる策でない。これに反しチエルウオネツを極東經濟界に流通せしむる事は凡ゆる經濟機關の活動を助長するならむ。

（三）現在爲替相場の底落せるサヴエート紙幣を流通せしむることは極東經濟の危機を誘導するものにして、國立銀行券を以てすれば金融の確固たる基礎を作る事は至難でない。若し國立銀行券が將來露國の正式なる通貨となるとすれば極東にこれを流通せしむる事は露國通貨統一政策の第一歩である。

（四）然るに中央政府は極東經濟に對しては特に用心を拂ひ居る模様なれば、直ちに銀行券を流通せしめず且つ金貨を全然廢止するか如き策も執らず、先ず銀行券を金貨及び銀貨と共に流通せしむる策を執るなるらむ。

◎沿海縣に於ける金融と露國の貨幣政策

（ケ、クルチエエフ氏）

一九一八年末以來沿海縣に於ける露國の經濟的勢力は全く地に落ち漸次極東露領には外國貨幣の流入を見るに至つた。即ち最初は諸外國聯合軍、後には特に日本軍の占領により外國貨幣は愈々不斷の流入を續け、一九一九年には沿海縣のみにても約一〇〇、〇〇〇の外國軍隊が駐屯し、凡ゆる軍事費用は總て外國貨幣を以て支辨したるを以て從つてその流通額も莫大なる額に達した。特に當時駐屯軍の約八〇パーセントは日本軍であつたので、日貨即ち圓の流通が最も優勢であつた事は明瞭なる事實である。

然るに一九二〇年西比利駐屯軍撤兵開始以來圓の流入も漸減し一九二二年十月浦潮撤兵を終局として軍隊費用としての日貨の流入絶無となつたが、これに反し撤兵と共に外國資本特に日本資本は沿海縣に經濟的流入を開始し、從つて日本人は漁業權、森林伐採權を握り且つは沿海縣に於ける魚類、麻種、大豆等の取引に從事し、一九二〇―二二年には極東露國の主要顧客となつた。

即ち浦潮港よりの輸出品（大豆、豆粕、其他北滿農作物）は日本を主とし、輸出大豆の大半及び輸出豆粕は殆んど全部日本人に依つて取引され、而も哈爾賓に於ては圓は大洋と肩を並へて金融市場に競ひウスリー鐵道貨物輸送賃銀及び沿海縣向け輸出貨物（粒穀、麥粉、碾割麥、肉類、鷄卵、バタ等）の支拂は殆んど圓を以て行はるゝに至つた。

次に稅關の調査に依る最近二ケ年間に於ける沿海縣外國貿易統計を見るに

輸出（單位千金留）

輸出先

年次	日本	支那	其他
一九二一	八、〇〇〇	二、五〇〇	八〇〇
一九二二	三、〇〇〇	二、〇〇〇	六〇〇

（附）日本向輸出は全部日貨圓を用ふ

輸入

輸入先

年次	日本	支那	其他
一九二一	六、五〇〇	四、九〇〇	二、六〇〇
一九二二	三、九〇〇	二、五〇〇	六、四〇〇

（附）日本品又は支那品の一部も圓を用ふ

以上の統計に依り明かなる如く、沿海縣外國貿易は殆んど日本或は日本人の手を經て行はれ、住民も亦日本品を使用するの餘義なきに至り、斯くして圓及び狹少範圍に流通する少量の銀貨は沿海縣に於ける通貨となり金留は恰も商品の如く取扱はるゝに至り、現在沿海洲貨幣流通總額約一八〇〇至乃二〇〇〇萬留の內圓は約一〇〇〇萬圓を占めて居る。

如斯國は沿海縣地方經濟と密接なる關係を有するに至り而も現在沿海洲にはこれに代るべき確固たる基礎を有する露國貨幣は勿論他の外國貨幣もなき狀態である。然るに一國經濟の一部分たりとも外國貨幣の流通を無期限に許容することは決して國家の利益にあらず。今や沿海縣貨幣問題はサウヒート露國の緊急問題たるは何人も疑ふ能はざる處である。

一九二二年浦潮莫斯科間の政治、經濟的聯絡復活と共に露國金貨及び滿洲より流入せる銀貨が通用するに至つた、即ち最近半ケ年間に於けるこれ等貨幣の流入統計を見るに次の如し

一、金留　六〇〇、〇〇〇金留

二、銀貨　六〇〇、〇〇〇金留

尙この外沿海縣に流通せしめ得べき銀行、國家機關及個人企業所有の露貨有高は次の如し。

一、金貨　八〇〇、〇〇〇金留

二、銀行銀貨　七〇〇、〇〇〇金留

三、白銅貨　八〇〇、〇〇〇金留

然るにこれ等も亦沿海縣貨幣問題を解決することは出來ない、何となれば沿海洲は地勢上日本及び支那と隣接するを以て從つて經濟的關係も密接であり比較的確固たる貨幣制度を有する諸國の圍繞を受けつゝある。同地方の經濟も亦地方的自足經濟にあらずして外國市場と不斷の關係を有す、されば沿海洲に於ける貨幣問題も亦露國が比較的確固たる基礎を有するサヴエート貨幣を流通せしめたる時初めて解決さるべきものである。

故に現在露國か採用しつゝある如き貨幣制度を以てするは經濟的不利且つ到底永續し得べきものにあらす、況んやサベート紙幣を強制的に流通せんとするは嘗て同地方の經濟を破壞するものにして、斷じて政府の執るべき策にあらざるは明かなり、勿論現在露國にはチエルウオネッと云ふ比較的確固なる基礎を有する通貨があり、國内にては相等の權威を備へて居るが、これ又圓と競爭して存在する事は不可能であらう。

之を要するに沿海縣に於ける金融を復活し且つ確固にする道は現在流通しつゝある圓に比し、より以上強固なるサヴエート貨幣を流入するにありとの結論に達す、即ち次の二策の內何れかを選ぶより外なからむ。

(一)チエルウオネッを以て現在同地方に流通しつゝある貨幣に代ゆると共に、これを最も強固に保ち、住民のこれに對する信用を喚起すること

(二)國立銀行をして最も強固なる基礎を有する地方的兌換券を發行せしむる事

即ち第一案チエルウオネッを流通せんが爲めにはこれか保證として地方的保證基金を作る事か必要であり、最初は少くとも沿海縣に流通せしむるチエルウオネッ總額の五〇至乃六〇パーセントの兌換準備をせねばならぬ。これと共に沿海州に於ける外國商品の輸入を制限し、且つ露國本國よりの輸入商品を以てこれに代らしむる策を講し國家產業機關及びコウペラチーフはこれが任にあたらねばならぬ。尙水陸運輸の便を改善し、或る商品には保護關稅を賦課するの必要もあらむ。斯くしてサヴエート商品が順潮に沿海縣に撒布され市場を充すに至れば將來の發展を期待し得べく銀行券圓に代りて種々の取引に用ひらるゝに至るべし。

因に現在沿海縣には小貨幣の窮乏の爲め一、二、五或は一〇哥の勘定に不便を感じ一〇、二〇及五〇錢を有すると雖

も朝鮮行券も亦この不便を免がれざる有様なれば、チエルウォネツを流通せしむると共に政府はこれら諸點を考察し小貨幣の流通策をも講せねばならぬ。（譯者註一チエルウォネツは十金留に相等す）

◎國立銀行モスコー本店及び各支店貸借對照

一九二三年八月一日に於ける國立銀行モスコー本店及ビ各支店の貸借總勘定は四三、〇六三、四〇〇チエルウォネツと一九八〇、六〇〇留（サウエット留紙幣）とである。上記サウエット留紙幣額を當日のチエルウォチツ相場に換算して合計すれば四四、〇三九、〇〇〇チエルウォネツとなる。（以下チエルウォチツをチエルと畧す）これを七月一日に於ける貸借總勘定額三七、三〇三、〇〇〇チエルと比較して六、七三六、〇〇〇チエルの增加を示すのである。（約一八一パーセント）最近數ケ月間に渉るサウエット留紙幣の價値はチエルに評價して減少を來してゐるのである。七月一日に於ける國立銀行貸借バランスは勿論チエル單位にて表はされてゐるが其の中サウエット留紙幣は僅かに七、七パーセントを占むるに過ぎす、更に八月一日に於けるバランスには四パーセントに減少して居る。かくサウエット留紙幣をチエルに換算する所以は說明の便に資せんが爲めである。

以上の如く國立銀行貸借總勘定額の增加を來せる原因は一は銀行券發行の增加と他は財政人民委員會の財源增加に依る。

今國立銀行發行券の流通額を見るに七月一日には九、六〇〇、〇〇〇チェルなりしか八月一日に至つて更に三、九〇〇、〇〇〇チェルの増加を來し合計一三、五〇〇、〇〇〇チェルとなる、（即ち八月一日には七月中の發行總額の四〇五パーセント増加せり）

尚又財政人民委員會の財源増加額を見るに同委員にては八月に至つて特別貸付資金たる八八八、〇〇〇チェルの財源が不要となり、之れに依つて同委員會の所有財産は七月一日の八、五二二、〇〇〇チェルより八月一日に至つて九、四一〇、〇〇〇チェルに増加し、從つて同委員會の國立銀行預金額が八八一、〇〇〇チェルの増加を示せしたるに依る同委員會の七月一日に於ける預金額は一、四三八、〇〇〇チェルなりしものが八月一日に至つて二、三一九、〇〇〇チェルとなつた。

上記の如く銀行券發行と財政委員會の財源増加に依つて國立銀行貸借總勘定額の増加額は五、六六九、〇〇〇チェルとなり全増加額の約八十四パーセントを占むることゝなつた。

尚國立銀行本支店の流動資本額一〇〇、〇〇〇チェルは何等變化せざれ共、留單位勘定たる資本金一億三千七十五萬留は之れをチェルに換算すれば留紙幣價減少の結果一七二、〇〇〇チェルより一一七、〇〇〇チェルに減少せる事になる。

今該銀行の當坐預金及ビ預金として預け入れらるゝ主なる名簿を見るに、一は國庫財政からの預金即ち人民財政委員會預金と豫算偏成局特別當坐預金である、其他の金融機關からの預金としては、定期、不定期預金、利付及ビ無利息當坐預金と金留及外國通貨預金とす。

國庫財政より國立銀行に預金せらるゝ額は八月一日に至つて三四〇、〇〇〇チエルの增加を示せり、之れを詳細に區分して觀察すれば財政人民委員會の預金額が八八一、〇〇〇チエル增加せるに反し、豫算編成局の特別當坐預金が五四一、〇〇〇チエル減少せる結果差引三四〇、〇〇〇の增加を見た事になる。

定期及び不定期預金は大した額ではないが少し減小の傾向である、即ち七月一日の六七一、〇〇〇チエルより八月一日に至つて五七三、〇〇〇チエルに減小せり。差引九八、〇〇〇チエルの減小となる。

無利息當坐預金は非常な減小を來し三四七、〇〇〇チエルより一七三、〇〇〇チエルとなつた。

利付當坐預金は二、二八一、〇〇〇チエルより二、六一四、〇〇〇チルに增加し差引三三三、〇〇〇チエルの增加となる。

同金留及び外國通貨預金額は一、五〇五、〇〇〇チエルより一、六七二、〇〇〇チエルに增加し差引一六七、〇〇〇チエルの增加となる。

上記の各預金增加額を合算すれば二二八、〇〇〇チエルの增加となる。其の他の借方勘定科目中最も利益の大なるは受託手數料にして七月には三一四、〇〇〇チエルの增加を示した。然し之れが建相場はサウエット留を以て行はれたるが爲めチエルに換算すれば當然減小する事になる。之れを以て見るも國立銀行の資本金は嘗てクトレール氏の呈言せる如くチエルウオネツ單位にする必要のある事を示してゐるのである。

貸方勘定科目額は非常な變動を來した、即ち七月一日には國立銀行に二九五、〇〇〇チエルウオチツとサウエツト留紙幣は僅かに四二、五百萬留に過ぎざりしが、八月一日に至つてチエルウオチツ券は一九〇、〇〇〇チエルに減じサエエツト留紙幣が二〇〇白萬に增加したのである、このサウエツト留紙幣をチエルウオチツに換算して最近の國立銀行

國立　行モスコー本店及び各支店貸借對照

の會計狀態を見るに三五一、〇〇〇チエルから三六八、〇〇〇チエルに增加せる事になる。かくの如く變化を來せるは國立銀行がサウエット留紙幣を一手に集中した結果に依るのである。特別工業貸付金は非常に增加し七月一日の六七八、〇〇〇チエルより八月一日には八、七三一、〇〇〇チエル即ち二、一五四、〇〇〇チエルの增加せる事にある。尙此の特別工業貸付金の全貸付に對するパーセントを見るに七月一日には一八パーセントなりしが八月一日には二〇パーセントとなつて居る。

次に手形及び割引手形勘定科目を見るに七月一日に於ては四、八七六、〇〇〇チエルにして其の約半額以下即ち二、三〇九、五〇〇チエルは紙幣發行保證金に當てられた、然るに八月一日には此の勘定科目に依る債務額は五、九〇四、〇〇〇チエルとなり即ち七月一日より一、〇二六、〇〇〇チエルの增加を示し其の中紙幣發行保證金として四、一一三、〇〇〇チエルが當てられた。尙此の科目を分類すれば三個に分たる、即ち手形割引當坐貸越、有價證券貸付とす。蓋露國現時の狀態より觀察して手形貸付が商取引上に信用を保持する事が出來るならば有價證券貸付は尙それ以上の至便なる金融機關とならなければならない、何となれば有價證券貸付は金貨評價債券か或は中央會計債務支拂債券を保證として貸出を行ふものであるからである、此の債券は紙幣發行の正貨準備金とはならない、何となれば此れ等の有價證券は決して商取引市場の關に生じた債務關係とはならないからである。

尙七月中の割引手形は四五一、〇〇〇チエルに、手形當坐貸越は二九九、〇〇〇チエルに、有價證券貸付は二七六、〇〇〇チエルに何れも增加した。

手形貸付が發展すれば從つて他の勘定科目たる商品貸付は減少する譯であるが商品貸付額は四三〇、〇〇〇チエルに

増加せり。此の商品貸付部を區分すれば次の如きである。即ち(一)生産維持貸付(二)貨物及び貨物代表擔保當坐貸越(三)貨物代表證書擔保定期貸付(四)荷爲替信用狀貸付(五)商品取引貸付である、次に各部を分ちて其の狀況を觀察すれば(單位千チエルウオネツ)

	七月一日	八月一日	増減
一、生産維持貸付	三四六八	四二九一	八二七(増)
二、貨物及び貨物代證書擔保當坐貸越	四四一六	二七六四	一六五二(減)
三、貨物及び貨物代證書擔保定期貸付	九八	八〇	一八(減)
四、荷爲替信用狀貸付	五二三	五六二	三九(増)
五、商品取引貸付	六六〇	五九五	六五(減)

上記の如く貨物及び貨物證書當坐貸越の大減少を來せるは一部分は國立銀行が工業商業企業者の銀行の信用を利用して商品を倉庫に貯藏して價格を引上げんとせる事を防がんが爲めに執つた政策の結果に依る。

銀行所有の荷爲替預金及び有價證券預金は余り變化せず唯前者が六三、〇〇〇チエル減じ後者が一三五、〇〇〇チエル増加せるのみ。

手形額面及び地金銀は非常に増加せり、即ち七月一日の七九九、六〇〇チエルより八月一日の一〇、二九七、〇〇〇チエル即ち二、三〇一、〇〇〇チエルの増加を示せり。此の紙幣發行準備金として一、四一一、〇〇〇チエルを増加する事になれり、即ち從前の準備金五、七五一、〇〇〇チエルより七、一六二、〇〇〇チエルに増加せられた譯である。此中手

形額面額は金額の二三、四パーセントを占むるものにして七月一日の二一、五パーセントよりも增加してゐる。次に紙幣發行準備額の統計を示せば(單位千チェル)

	七月一日	八月一日	差引
一、外國銀行紙幣と外國貨幣	一三〇七	二六八八	一三八一(增)
二、內外爲替手形	五三〇	六五五	一二五(增)
三、地金銀	四八一八	五二五九	四四一(增)
四、コルレス勘定	一三四一	一六九五	三五四(增)
合計	七九九六	一〇二九七	二三〇(增)

上記の統計に依り外國銀行紙幣と外國通貨物の特に增加せるを見る。

次に國立銀行本支店勘定を見るに、此の勘定科目中は本店及び各支店の流動資本及び債務、未取立勘定等を含むで居る。本店及び各支店の流動資本とは地方機關の事業に對する資本金の謂であつて此の額は大した變化はなかつた。即ち七月一日の二、五五七、〇〇〇チェルより八月一日の二、五九〇、〇〇〇チェルより二、八二二、〇〇〇チェルに即ち九二四、〇〇〇チェルの增加を示す。未取立勘定は七一三、〇〇〇チェルから一、一七二、〇〇〇チェルに即ち四五九、〇〇〇チェルの增加を爲して居る、然し此の未取立勘定の約半額か既に消費された事を見ても國立銀行の地方機關の狀態が伺ひ知る事が出來る、國立銀行の地方機關の營業財源は金額一一八、七〇〇チェルにして國立銀行貸借勘定金額の一三、六パーセントを占むるのであるが然し未だ之れを以て充分なる額とは云へない、此後益々國立銀行の地方機關の發展を計る事が必要である。

◎勞農ロシヤに於ける物價と貨幣

最高國民經濟會議機關紙「エコノミーチエスカヤ、ジーズニ」所載

嘗てファリクチル氏は『物價騰貴と其の原因』と題して、現在物價騰貴の主因は物貨そのもの丶價値の騰貴にあらずして、現在露國の貨幣制度に起因して居る、即ち國立銀行券を政府發行紙幣と共に流通せしめつゝあるは直ちに物價に影響を及ぼさゞるを得なかつたのであると喝破し、次に現存の三種の紙幣即ち政府發行紙幣、國立銀行券、大藏省中央金庫證劵の相互競爭の結果は自然金融の膨張を招導し遂にこれ等紙幣中最も保證程度の貧弱なる政府發行紙幣は依然その價値を失ひ一般物價の騰貴及び貨幣價値の底落を來したのであると論じて居る。

然るに吾人はこれを以て直ちに現在物價騰貴の眞相を充分うがち得た議論であると信ずる事は出來ない、先づ第一にこれ等三種の紙幣の中でも大藏省中央金庫證劵は法律上支拂能力を有せず、且つその使用範圍も大藏省所屬機關、國庫及び該證劵を擔保とする銀行等に制限され、故に例へは莫斯科取引所にて取引されたる額も僅かに取引總額の一、八パーセントに過ぎず、されはこの種の紙幣は同氏の論外にあるべき筈なる事明瞭なり。

次に政府發行紙幣とチエルボチツ(國立銀行券)との關係を簡單に說明せんに、『金融』と題する某氏の論文中に種々貨幣の流通狀態及び國政計畫部公定相場に依る金留に換算せる貨幣流通統計を發表して居るのを見るに左の如き高底率を示して居る。

一月一日　　一三八、七百萬金留

五月一日	一九七、五	同
六月一日	一八四、八	同
七月一日	一六六、六	同
八月一日	一八一、一	同

故に七月一日までの研究により無條件に底落傾向なりとの發表をなしたるファリクネル氏の誤謬たるは明なり、因に五、六月は農作物收獲豫想期にして自然金融の發達を阻害し、加之常時英國との通商關係停滯、穀物相場の變動、穀物需用の減少、取引緩慢等の思はしからざる原因が伴つて居つたのである。然るに七月中旬よりは穀物の相場も昇騰し市場も好況を呈し金融も自然繁盛となつた。卽ち國政計畫部公定相場を見るに次の如き高低率を示して居る。

五月一日	燕麥一布度	四八哥(金留)
七月二十一日	同	五七哥(同)
八月一日	同	四五哥(同)

これ物價騰貴の原因が單に金融關係によるのみならず市況を充分考慮せざるべからざる事を明示するものである。

勿論國立銀行券は特に莫斯科市場に於て暴威を振ひ、其他一二の地方に於てもサヴェート紙幣を壓したる現象は認め得るが、莫斯科地方のみならず全露的取引に影響を及ぼしたりとは斷じ得ざるのである。

勿論「惡貨は良貨を驅逐する」との方則に依り國立銀行券は資本金保證として貯蓄或は保險擔保として使用され從つて政府發行紙幣は流通過剩となり、これに反しチェルヴォネツの流通は益々緊縮さるゝの現象を生じ政府發行紙幣は

漸次價値を失つた――尙國內に充分流通せしめ得へき基礎を持つて居つた事は確かであつたが――

次にチェルヴヲネツの狀態を見るにチェルヴヲチツが頭を擡け出したのは最近國立銀行が大々的活動を開始してからの事にして、その發行額は既に一三、二百萬チェルヴヲネツに達して居る。今左にその相場が如何に昇騰せるかを示さむ。

月次	莫斯科に於ける一留に對する相場	國政計畫部公定相場	兩者の比率	金の公定相場と莫斯科標準相場との比率
一月	一七五	一五七、九	一一〇、八パーセント	九一
二月	二二二	二〇四、三	一〇八、八	八四
三月	二四〇	二六一、七	九一、七	七五
四月	三二〇	三三七、九	九五、六	八九
五月	四五七	四四六、四	一〇二、五	一二八
六月	五八〇	六二九、〇	九二、二	九六
七月	七七五	九八九、六	七八、三	七八
八月	一一三〇	一五三三、四	七三、七	七三

備考（當地ザリヤー紙の報する處に據れば九月二十日の相場は一チルに對する二二五〇留にまで底落せる由）

この統計に依り明かなる如く國立銀行券貯蓄用として使用されたが尙全く獨立せる有價證券として評價され、市場に於ても金の購買力と競爭して評價されて居つたのである、即ち標準相場を見るに莫斯科に於ける標準相場に對する

金の公定相場は七三パーセントにして、上記統計と全然一致し、又八月一日に於ける國政計畫部公定相場に對する國立銀行劵の相場は全露商品證劵留の七三パーセントにして、チェルヴヲネツか評價の一〇〇パーセント或はそれ以上の購買力を有することを明示するものである。

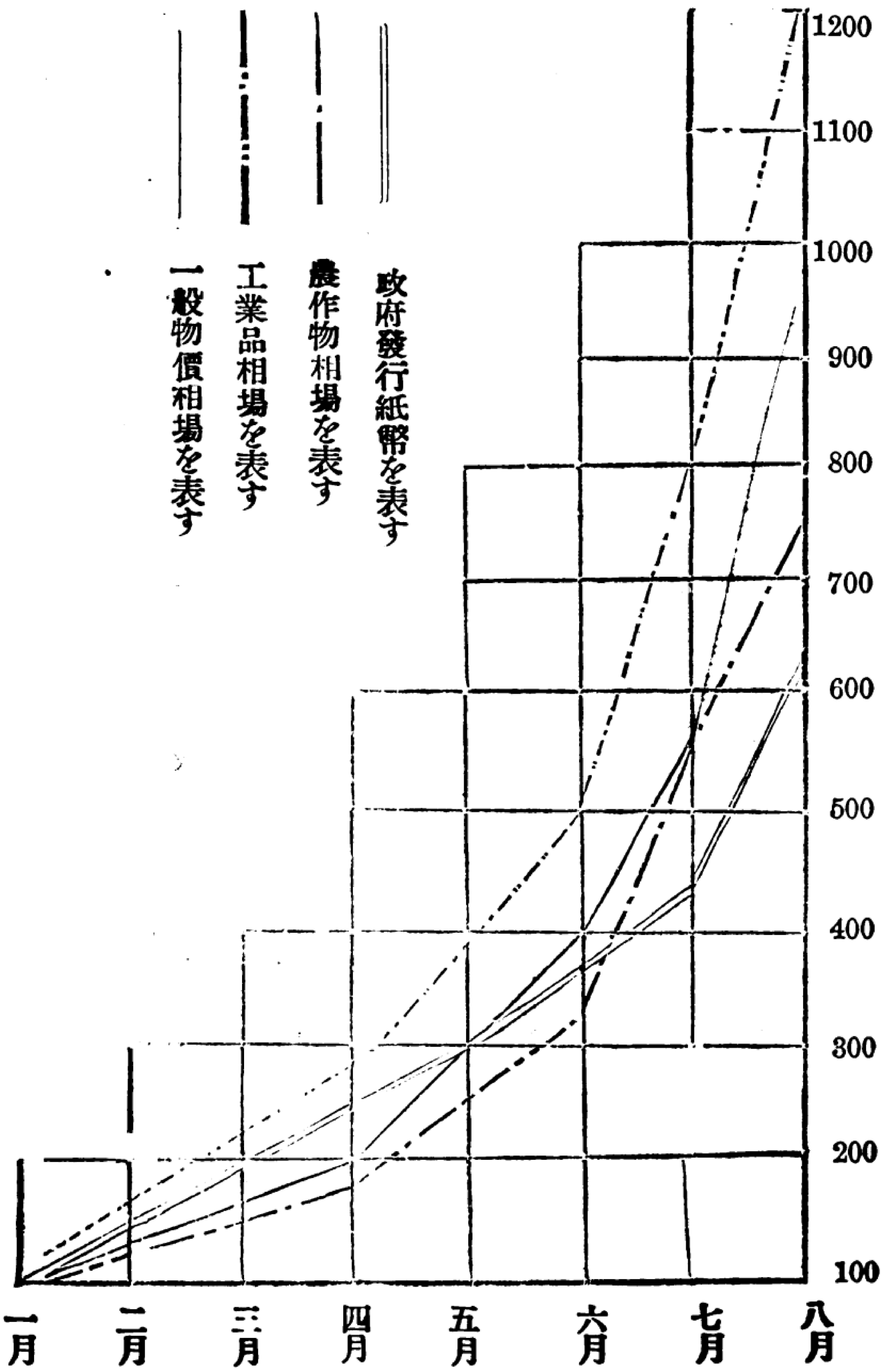
故にファリクネル氏は如斯現象を明かに看過したるものにして、チエルヴォネツの購買力及び物價騰貴に於ける貨幣に關する彼の研究は誤謬であつたと云ふべきである。

又他方よりこれを見るも純金一ゾロトニックは八一日自由相場に於て五八五留にして、一、八一五ゾロツトニックに相等するチエルホチツの價は一、〇六一、七七留とならねばならぬ、然るに實際チエルヴォチツの相場は一、一二〇留にして何等疑の餘地さへない事は明である。

次にチエルヴヲチツに反し政府發行紙幣が何故に底落したるかの原因は(一)發行過剰、(二)チエルヴォチツの影響を受け流通力(評價)を減じたる事(三)市況の關係等である。次に兩者の流通相場狀態を明瞭なる圖解を以て示さむ

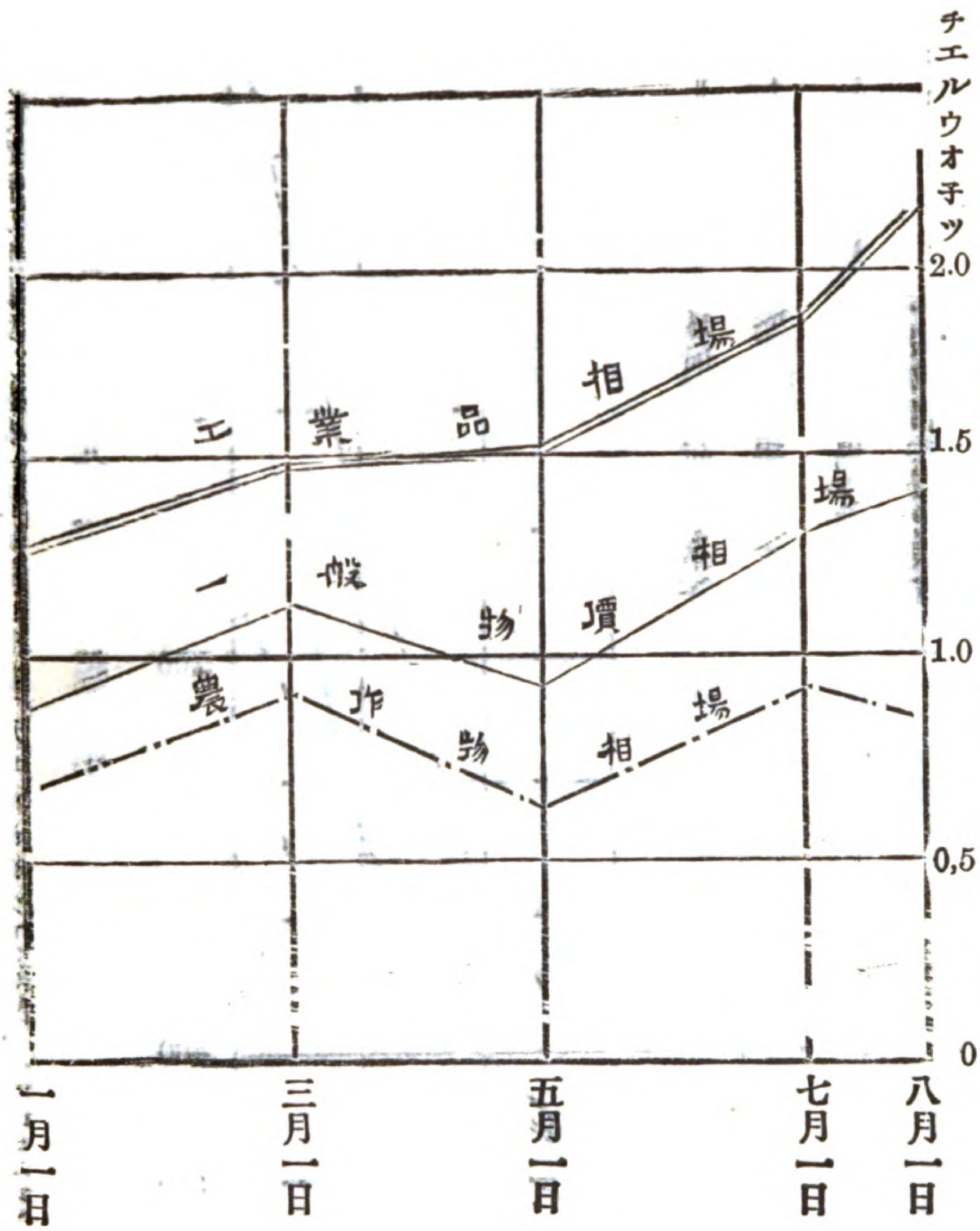
政府發行紙幣の相場及び國政計畫部制定相場（チエルボチツ工業品、標準相場）の變動

（一九二三年一月十九日一〇〇を起準とす）



この圖解によれば五月一日までは物價及び紙幣は共に低落し五月上旬より工業品相場は稍々上騰し漸次紙幣との差は甚だしくなり遂に一般物價相場より上騰するに至つた。これにより工業品の物價騰貴の原因は上述の三條件の外は市場狀態と無關係なることは明である。

次にチエルボチツに兌算せる國政計畫部　品公定相場　計を圖解にて明示さむ。



との調査に據れば八月一日の農作物價格は五月一日と同樣にて二月よりも高率なるがこれに反し工業品は殆んど二倍となつて居る。

之を要するに國營工業は殆んど專賣的なる自巳の地位を自負し地方農業經濟を考慮することなく、自巳製品の價格を勝手に定めつゝあつた、然るに如斯國民經濟の根本を無視したる工業品の價格決定は當然國民の購買力と背馳する處が多かつた。

工業品の價格は或は莫斯科に於てのみは相等であつたかも知れない、然し遼隔なる地方に於ける比較的貧困且つ工業品を求る機會のとぼしき住民の購買力を考慮せねばならつなかつた加之地方に於てかゝる國營工業品の高率に反し底廉なる手工品の生產があつたのである。

即ち吾人は前述する處に依り

(一) 露國の物價相場は貨幣の購買力と背馳する處があつた

(二) 國內に於ける物價相場の比較的平準を得るが爲めには國營工業品の現在高率なる價格を底廉なる手工業品の價格に準じて引下ぐること』との決論に達すのである。

故に現在露國の物價騰貴は以て直ちに金及チエルボチッの購買力の底落に起因するにあらず、露國工業品の價格が市況と相容れざる所に主因して居るを知る。

故に市價を調節し留及ひその他の紙幣相場を相等に支維せんとするには此點に充分留意したる政策を要するのである。

◎東支鐵道附屬地回收に關する支那側の理由

時事

緒言

今回支那地方官憲と東支鐵道との間に勃發せる鐵道附屬地問題に關しては從來支那側にて條約上より十分回收の理由を疏明せるもの無く僞之多くは露字紙を介して纔に彼等の主張する理由を略知し得たるに過ぎず然るに最近當地濱江時報及晨光の両紙は地畝處設立始末に關し法理上より稍詳細に亘り釋明する處あり論理不撤底の個所多きも參考に資するものあるべきを想ひ茲に譯出したるものなり

東支鐵道は前淸光緒二十三年に創設せられたのであるが其敷設の初に當り鐵道會社は契約第六條に「鐵道に必要の土地は支那より供給す」との語あるのに藉口して吉黑両省の沿線に於て土地を無制限に任意占有した其時吉黑兩省の交渉局は尙ほ未だ成立して居なかつたので其占有せる土地の面積は調査することが出來なかつた光緒二十九年全線竣工するに至り該會社は更に水害防禦用に供する砂石を採取するを口實とし强制的に黑龍江省交渉局總辦周冕と契約を締結したけれども未だ政府の同意を經なかつたので効力を發生することが出來ない此に於て黑龍江道尹宋小濂、吉林道尹杜學嬴を哈爾賓に派遣して鐵道會社總辨ホルワツトと土地擴張に關して商議を重ね光緒三十三年始めて吉林省購地契約十三條黑龍江省購地契約十四條を締結し吉林省内に於て東支鐵道東部線用地各驛を含み五萬五千晌(譯者註一晌我約七四三四二四段)黑龍江省内に於て同西部線用地各驛を含み十二萬六千晌を擴張し並に以後永遠に擴張しない旨を聲明した然るに此後其占有地が甚だ多きに過ぐる爲め支那人民の生計に妨あ

るの故を以て會社と商議し其結果契約に記載しある面積より適宜三分の一を減することゝなり宣統元二兩年間に於て委員を派し立會の上境界を區劃し黑龍江省內西部線各驛に於て占有せる土地を七萬五千八百餘晌とし吉林省內東部線各驛に於て占有せる土地を二萬六千三百餘晌とし南部線の哈爾賓より長春に至る各驛は毫も契約に記入しないが實際に占有せるものは七千三百三十餘晌を算し又哈爾賓の一地に於て前後三回に占有せるものか一萬〇二百九十餘晌の多きに達して居る。此れは單に各驛用地に就き曾て境界を區劃せるものに就て言へるに過きない若し各驛と各驛の間に於ける沿線の土地及未た我國と立會の上境界を區劃しないで占有せるものは幾何あるか知れない、之れを世界各國の鐵道敷設に要せる土地に比較して見るに未た此くの如く多くの土地を占有せるものはない、即ち別に目的を有し鐵道に藉口して其殖民政策を行はんと欲せるものであることは管者を待たすして之れを知ることか出來る、然るに當局の迷夢か覺めない爲め竟に其侵畧割據に任せて今日に至つたことは誠に痛嘆に堪へない次第である、然るに東支鐵道は斯くの如き多數の土地を獲得するに及ひ鐵道局に土地課を設けて之れを管理し即ち家屋の敷地を區劃し道路を開き土地を貸下け稅捐を徵收するに至り儼然たる一行政機關の職務を執ることゝなつた、嗣いて大膽にも民政署なるものを設立して鐵道附屬地內に於ける各地方の市政及其他一切の行政事務を處理する最高機關とした、當時我政府は之れに對し抗議を提出し多年を經たけれども根本の解決を見ることか出なかつた、民國九年に至り鐵道を我國に於て代管することゝなるに及ひ續訂契約を結ひ其の第六條に於て明に「嗣後會社は有ゆる一切の權利義務に對し均しく商業範圍の內に制限し有ゆる政治事項は總へて禁止すへし並支那收府は隨時嚴重に之れか取締を爲すを得ることを聲明す」と規定してある。此れに依りて始めて民政部の

名義を取消すことゝなつたけれども其取扱事項は土地課に移して之れを管理し其實權は依然露人の手に於て操縱せられて居る、斯くの如き狀態に在るは單に原訂契約に違背するのみでなく且つ國家の行政權を侵するものであるから我東三省保安總司令は此に鑑みる所かあつて土地課の取扱つて居る違法部分の職掌を取消し特別區行政長官公署管轄の下に局を設け職員を任命して其事務の引繼を行ふことゝした、當時布告を以て其專ら鐵道營業に屬し契約に違背しない部分は依然鐵道廳に保留し內外各國人民で從前鐵道廳と合法の契約を締結して居るものは總べて繼續有効であるとし、又土地課の事務員で若し地畝管理局が委任した者は從來の如く奉職することが出來る旨を聲明した、是れ即ち嚴重なる取締を爲すと云ふ中に鐵路に從事して居る外人に保護を加ふる意を寓して居るものであるが外人は其實情を察知しないで鐵道側の主張のみを傾聽して反つて種々抗議を提出した、斯くの如く

誤謬を抱いて居るから今左に土地課の職掌中に於て契約に違背し權限を侵犯せる部分を詳細に說明し誤解を釋かんとするのである。

（一）土地貸下に關する事項　東支鐵道會社契約第六條內に「凡そ該會社の鐵道敷設經營保護に必要の土地又鐵道附近に於て砂土石塊及石灰等を採取するに要する土地にして若し官有地なる時は支那政府より給與して地價を徵せず若し民有地なる時は原價に照して或は一回に支拂ひ或は每年地主に對して租借料を支拂ふものとし該會社自ら其金員を調達して給付し凡そ該會社の土地は一切地稅を納付せす該會社に於て一手に支配し其各種家屋の建築工事並に會社自ら專ら鐵道用として電線を設置することを得」云々と記載してあるので會社用地に對する制限の嚴重なることを知り得ると同時に其占有地は鐵道に必要なる用途にのみ使用することを制限し又鐵道の專用に屬する所を指明せるものであつ

て且規定は詳細且明瞭である、之れを變更するか如きことは出來ないのであるか該會社は其占有せる土地を區劃して市街を造り轉租して營利を謀るか如きは鐵道の所用に供するものでなく又鐵道の必要とする所でもないことは事實極めて明瞭である、之れを契約に違背すとせるものであつて毫も辯解の餘地はないのである只該會社が反對する理由は土地契約第二條に「土地は代價を支拂たる後直に會社の財產と爲す」云々と記載しある一語に根據し自由に處分し得るものとせるものであるが該條に於ける財產の二字は會社が代價を支拂ひたる後の土地に對し所有權あるを言へるものであつて會社が其土地の所有權を自由に處分し得べきや否やは別問題である所有權の原則に依れば所有人は其所有物に對し法律の規定範圍內に於て自由に處分することが出來て毫も制限せらるゝ所はないけれども鐵道會社の契約には既に土地の用途を明記してあるから其土地の處分に關しては當然契約の制限を受くべきものであつて普通の所有權を以て比較すべきものでない且つ鐵道會社土地契約には其首題に鐵道に用ゆべき土地購買商定章程とあり且第二條の本文にも亦「鐵道所有の土地は某處より某處に至り合計若干畝を要す」云々とある一は鐵道に用ゆべき土地であつて次は鐵道所用土地のことであるから其購入せる土地は鐵道に必要なる土地に限れるものであることは毫も疑ふ餘地がない又地價を交付したる後は直に會社の財產と爲す云々以下「原訂鐵道契約に依りて處理す」との一句がある之れに依り土地の處分に關しては原訂契約の拘束を受くべきものであること意義亦甚だ明瞭である然るに該會社は其契約に依りて購入せる土地を鐵道營業に用ひずして市街を建設し營利的に之れを貸下ぐるが如きは契約に違背して行政權を侵犯せるものゝ一である

(二)農業の改良提唱に關する事項　土地課は本項の事務

を處理する爲めに農事試驗場三ヶ所を設け並に農業講演所、乳業蜂業傳習所、農業圖書館、農業機械陳列所牛酪及乾酪模範製造所、家畜陳列所。養畜所、牛豚種敎育所、農具所撰粒所等を置いて居るが此等種々の施設は均しく農業行政の範圍に屬して居るから續訂契約第六條に謂へる政治事項であつて全く鐵道營業と關係がない該會社は貨物運輸を增加する目的であると稱するけれども實は密に露國の農民を移殖せんが爲に設けたもので契約に違背し行政權を侵犯せるものゝ二である

(三)商業登記及税捐徴收に關する事項　商業登記は原來司法範圍の事務に屬し税捐の徴收は地方行政に屬するものであつて古今内外未だ營業機關で此等の事務を處理するものはない然るに土地課は鐵道附屬地内の自治會を未だ設けない各地方に於ける商工營業者に對し均しく該課に登記せしめ開業許可證を發給し並に各項の

税捐を徴收して該地方の公共事業を經營して居る斯くの如きは明かに續訂契約第六條の規定に抵觸するものであつて此れ契約に違背し行政を侵犯せるものゝ三である

(四)建築檢査關係事項　土地課は專ら此事に關して建築科を置き自治會を設けて居ない各地方に於て家屋を建築する際は均しく圖面を作製して申請せしめ該科より係員を派遣し圖面に按して建築せしめ技術上消防上等に障害なきや否やを檢査して許否の指令を與ふるが如きは是亦地方行政事務であつて該會社が營業機關なるに拘はらず此等の事項を取扱ふは明かに續訂契約第八條に抵觸するものであつて此れ契約に違背し行政權を侵犯するものゝ四である

(五)公共事業の經營及自治會監督に關する事項　土地課の所謂公共事業とは道路の修築植樹公園街燈の經營學校の設立等に關する各種市政上の建設を指して言へる

ものであつて自治會を設けて居ない各地方に對しては均しく該課に於て此等の經營に從事して居り其の自治會を既に設けてある各地方に於ける此等の事項は自治會にて直接經營して居るけれども尙ほ土地課の監督を受けて居つて我國に於て已に市政管理局を設けて多年を經るけれども未だ此等の事務をを引渡さない之れを續訂契約第六條の規定に照すに亦符合して居ない此れ契約に違背し行政權を侵犯せるもの丶五である

(六)技術に關する事項　土地課に技術部を設けて土地貸下に關しては同部に於て測量して圖面を作製し又市街區劃の地圖も同部で取扱つて居るが土地の貸下げ市街の區劃等は既に土地課に於て取扱ふ可からざるものであれば同部も亦當然存在の理由はないものである此れ契約に違背し行政權を侵犯せるもの丶六である

以上列擧せる各項の事實に就て之れを觀れば契約に違背し權限を侵犯せること明かであつて我政府が續訂契約第六條の規定に依り之れに對して取締を加へ一方其違約占有の土地を回收し一方其行政權を侵犯せる職掌を裁撤せるは適法の處置であつて華府會議に於て九ケ國間に定むる支那に關する事件は此原則を適用すべしとある其第一條は即ち支那の主權、獨立並領土的及行政的の完整を尊重すべきを規定せるものであつて此規定は各國共均しく之れを遵守すべきものである今我國政府に於て土地課が行政權を侵犯せる爲め其行政權を裁撤したのであつて其主旨は正に立約の精神と相合致せるものであつて違約を云々さるべき理由はない彼の抗議者が濫に干涉を行へる其事こそ明に協約に違反せるものである其の已の約を守らざるを咎めずして反つて人の違約を責むるが如きは是非を顚倒せるものと言はねばならぬ東支鐵道に關する議決案に就て之れを言へば其規定せる所も亦支那政府が鐵道保護職員任用經費支出に對し注意の責を負ひ其業務をして完成せしめ以て財産の浪費を免れしめんと謂へるも

のに過ぎないのであつて其決議案を賛成せる各國に於ても亦只支那に對し各國の東支鐵道株式會社債券所有人及債權人等の有ゆる權利に毫も影響なかるべきを要求すべき權利を保留せるものであつて我國の負ふべき責任とは關係がないのである然るに此決議に違背すと謂ふが如きは亦牽强附會の主張である要するに我國が此次土地課の行政權を裁撤し並に該會社の濫占せる土地を囘收せることは均しく我政府と該會社間の關係であつて華府會議の決議にも違背して居ないのであるから第三國の關係す可からざるものである將來土地の囘收に代價を支拂ふべきや否は別に商議すべきであるけれども是亦第三國の容喙すべき餘地はないのである又民國九年道勝銀行から交通部に送れる第十號の公信に於ても東支鐵道に關する事項は露支兩國以外決して第三國が中間より抗阻し干渉するの嫌ある可らざるを聲明して居る此事は我國の主權に關するから牽强附會の意見に聽從する事は出來ない若し誤聞が傳へられると黑白の混淆が免れ難い玆に地畝管理局設立に關する顚末を叙述すれば上記の如くである(濱岡)

東支土地問題に關するシユルマン米公使の演說

九月五日東支鐵道沿線視察から哈爾賓に歸つたシユルマン公使は各種の招宴に臨んて各種の演說を行つたが六日東支鐵道主催招宴席上に於けるものは甚だ廣汎て而かも其の全部が悉く東支鐵道土地管理問題に關し支那側に取つて甚だ不利て恰も法廷に於ける裁判官の判決の如き感を起さしむるものがある隨て其の反響は大きく有利な側に立つた東支鐵道露國幹部及一般露西亞人は竊かに會心の笑みを漏らし領事團は吾が意を得たりとなして居るが之に反し支那側の狼狽は一通て無く朱慶瀾の如きは即坐に立つて卓をたゝいて辯明を試み米公使の言は斯くの如き席上て述ぶへき性質のものてない而も一方主權を尊重し平和を高唱しつゝ他方今回支那が必要に迫られ民意を尊重して實行せんとする土地移管を以て條約違反

とか無法なりとか爲すは矛盾の甚だしきもので斯くては華府會議の決議の價値も又想ふべきであると述べ支那側新聞も亦同一の論調を以て大いに其の不法を鳴し此の問題は露支會議に於て解決さるべきもの又未解決の間は支那當局に於て臨時的に處決すべきものであつて第三者たる各國が其の意見を述ぶるは末だしも干渉がましき如き言動は露支兩國に於て決して之を認容すべきものに非らず米公使が斯かる矛盾の意見を述ぶるに至つたのは露人側の宣傳に乘つた爲てあると攻擊して居る、元來土地課問題は最近其中心が奉天方面に移り當地ては表面稍々平靜に歸したかの如き觀があつた此時に當つてシュルマン公使の演說は再び一大波紋を起したものてあつて又此問題に對する米國の態度を窺知し得る好資料たるを失はない左に全譯して參考の資に供しよう

自分は東支鐵道の旅行に當り特別列車を出して貰つた好意を感謝し且同鐵道の現狀が非常に良好の域に在ることを祝福しつゝ鐵道と云ふものが北米合衆國や加奈陀やアルゼンチンの歷史に於て證明する如く新地方の開發に偉大な効果のあることに想到したのであつた尙自分は鐵道と云ふものが相當な効果を地方に表はすにも拘らず鐵道側と官權との間には避くべからざる紛爭が起ることも見逃さなかつた而して此の紛爭と云ふものは大底の場合地方の狀況に依つて主として貨物發送者に對する差別的待遇や苛重な貨物旅客運賃や改革や鐵道の與へる影響に起因して居る。

此等の事件は北米合衆國に於ては國立特別鐵道委員會が解決の任に當つたのである政權や鐵道側の勢力の現はれたことに就ては一般輿論を喚起し尙其の豫防的法律さへも出來たことがあるのを自分は記憶する而して自分の考へに依るとデモクラシィと云ふことが充分に行はれる時には運輸或は生產に關する集合資本の大きな脅威と言ふものは常に存在するのである。

然るに自分は東支鐵道に於ては貨物發送者に對する關係や土地に依つて利害のあることや又は車輛の使用に關して紛爭が起つたと云ふことを聞かない此の事は北米合衆

國では非常に良いことゝ思はれ米國人は運賃が高すぎると云はれる代りに東支鐵道が貨物を吸收する爲と事業に貢獻せんが爲取つた低率運賃が惡いと云はれて居ることに對して非常に驚くことであらう。然し東支鐵道が國策の遂行に努めて居るとの義は米國人の知る範圍に於ては事既に過去に屬し現在の管理局は嚴重に條約の精神を守つて權限を超越して居ない。

一八九六年支那政府は露支銀行と契約を結び其の條約に依つて鐵道の建設及營業をなすべき東支鐵道會社と云ふものが出來其の第十二條に依つて支那政府は右會社に鐵道を根據とする總ての權利を與へると共に如何なる場合に於ても鐵道建設後八十年間は鐵道の缺損に就ては何等の責任を負はないことになつて居る。而して會社は永い年月隨分な損失を受け而も其の損失は周知の如く露國政府で補足して來たのであつた即東支沿線にも露國政府は莫大な金額を投して居る。斯くの如く銀行の背後には露

國か有つて其の政策は大陸上莫斯科－浦鹽間に支那領土を經て鐵道を敷設することに在つた。此の露國は現在に於ては消滅し國際間に於て其の後を引き受けたものはない。此の間に於て支那は其の鐵道上に於ける司法上の權利を擴張し出した。此の狀況を調整する爲に各國は華府に會し支那に非常な優先權を與へて外國株主債券所有者及鐵道に關する債權者に對する總ての責務を支那に負はせることに決議したのである。從つて支那には鐵道建設に當つて締結された條約に依り生する鐵道の所有及管理に關する責か生して來たのである。

此の華府會議の政策に基いて英佛日米の四國は先に地方官憲の取つた處置と東支鐵道土地課を取り上げ之を新支那地畝管理局の管掌に移さんとする希望か不當であると云ふことを支那政府に通告した。此の列國の通告は鐵道事業の狀態に變化を起し其の結果正義と華府會議の決議か打破されることに基いたものである、而して尙此の通

告中には外國の利害に影影のある支那の義務觀念に就て此の支那政府の行爲に依つて列國の間に疑を生じないとも限らないと附言して居る。

斯くの如く吾々は支那及列國並東支鐵道の利害が覆へされる狀況にあると考へるのである。

自分は今日迄二十年間鐵道が管理して來た土地に關する書類か總て正當なものであり又價値かあるものかと云ふことは論じない。自分は支那官憲と東支鐵道との間に或土地を讓り渡すことに就て條約を結ぶことか必要であつたか否やと云ふことを問はない。自分は鐵道に實際あれ丈けの土地か必要であるか否か又鐵道と支那政府との間の條約に鐵道に直接必要な土地と其他の目的に使用する土地か區別されてあつたか否かの問題を追及しない。自分は此の事に關する抗議か正當であるか否かを研究しやうとしない或者に同一の句調を以て支那官憲の態度は正當であるか其の處置が惡いと自分に告げた又他の者は支那側の行爲は全く不正當だと告げた。自分は之等のことを不問にして他の論據に依るのである。

自分は誰かに依つて又或經路で非常重大な事件か起つたと云ふことゝ又吾々平和を好愛し且正當なる判斷力を持つて居るものは土地に關する紛爭に依つて支那にも鐵道にも損失が起らない樣に國際紛爭の基とならない樣にしなければならぬと言ふことを考へるのである、私は支那も外國人も鐵道も出來る丈以前に立ち返つて此の事件の發生前の狀況を考へて見る必要あると思ふ。而して此の事を滿足に決したいと思ふ然らば夫れを如何にすべきかと云ふに根本原則と各方面の異議を度外しない樣にするのである。諸君は之を不可能であると云ふか自分は強い希望と正當な判斷力を持つて居る人には何事も可能てあると考へる。文明な人々は讓歩や正義の根本主義は侵すべからずと云ふ唯一の條件を持つた妥協によつて會議の上て意見の相違を除去するのである。

諸君は如何なる原則に就て云ふのてあるかと問ふたらう私は先づ第一に次の事を答へる。即如何なる場合に於ても支那の主權の不可侵なることてある。若しも鐵道か何か支那政府との條約以外のことをしたとしたら夫れは支那主權の侵害てあつて其の事柄を調査し改めなければならぬ。自分は支那國民か其の領土上に權力を持たうとする企圖と希望とに全然同情を有するものてある。自分は華府會議の支那に關する根本目的と結果とは更に支那の政治行政及領土を保全確定ならしむることに在つたと云ふ事を滿足を以て諸君に回想させるのてある。

次て自分は條約と云ふものは之を締結したものに義務ありと云ふことは各民族によつて守らなければならぬ。道德上の原則てあることを諸君に注意しなければならぬ。自分には隣人の所に在る自分の所有物か隣人に比して倘一層欲しい。然し右の原則によつて夫れを取ることか出來ぬ商業上に於ても同樣て假令契約を破棄することか有

利てあつても實質の契約と云ふものは實行されなければならぬ。正義は何處迄も正義てあつて人々は其の要求に服從しなければならぬ。

第三に自分は不等不利な條約又は契約は相互同意の上て始めて改訂變更さるものてあるといふことに注意したい而して其の自然の經路は會議又は意見の交換である。若しも支那の地方官憲か之迄條約に基いて鐵道管理に屬して居る某土地を取り返したかつたなら其の原因を述べ問題の審議の重要なるへきを建議して鐵道本社に交渉しなければならなかつたのてあらう。又若しも今日迄鐵道の土地を鐵道か保全し來つた處の條約か將來無効てあるこしたら條約の不備な點は記錄され且總ての問題か好意的に審議される如く參考人の意見を確めなければならぬ。

第四に支那の爲にも文化の爲にも行ふへからざる一物かあることを言明して憚らぬ。夫れは即法と正義を武力に代えることてある。蓋し法と正義の保護機關は會議及審

査並問題の公平なる判斷である之に反する行動は野蠻の方法に退歩を意味するものであるから支那としては其古い立派な文化や秩序と公平を愛することと戰爭や暴力を憎むことに於て一分時たりと雖も爲し得へからさる所でなければならぬ。而も支那人の理想及感情上に反して起る此の種事件の進行は遂に非常な危險を齎らすものであらう。即何人と雖支那か條約を破棄し或は武力を以て國際的且政策的問題の解決に最上の原則であると考へて居ると自分に確信を與へ得ないのである。

自分は自分の考へて今度の問題に關する根本原則であると思ふことを總て述べたのである。支那は此の原則の設定に依つて與へられる利益に對し權利を有し又之と同樣條約も亦之を保護すべき無迫害と言ふことに對する權利を有するのである。此の原則は單に支那の主權許りでなく未だ充分に鐵道運輸の便宜と改善に使用されて居ないとは言へ鐵道か土地を管理すると言ふことにも迫害を及ぼさないのである。最重大な事柄は利害關係を有する兩國間に出來上つて居る條約を相互の同意なくして變更すると言ふことに在る。此の事に就ては他の事件に關すると同樣北米合衆國の經驗は支那に取つて立派な指針である。

過去に於て米國政府は鐵道及共同組合に土地や採金地や森林等を與へて居た現代の人々は此の政策を不正當なものと考へて居るか吾々の祖先は當時地方に不足であつた運輸事業や經濟的發達の爲に唯一無二の手段であると考へて居たのである。自分は吾々と吾々の祖先と何れか賢なるやを論しない。然し米國に於ては此の問題に就て意見の相違かあるにも拘らず既に過去に於て與へられた土地或は其の他自然の富は返却せらるべきものでないと言ふことに皆か同意をする。

然し人間界の仕事に於ては個人の立場即支那人の所謂人格の保存及一般的政事原則と云ふことを考慮に置かなけ

ればならぬ。今度の場合に於ては既に支那官憲外國人及鐵道に依つて各々手段方法か講せられて居る。而して彼等け既に或程度迄相互に連鎖を有するのであるか而も自分は平和に且堅實に問題は未だ解決されて居ないと考へる。

最も重要なのは將來何人も問題を紛糾させる樣な手段を執らないことに在る。此のことは非常な必要なことてあり又急を要することてある。

然らば如何にせば良きやとの諸君の間に對し自分は次の如く答へる自分は今度支那官憲に依つて新設されたか鐵道當局に依つて承認されない地畝局か一時其の事業を停止し支那官憲か根據と原因とを示して今日迄東支鐵道の管理に屬して居た土地の支配權を其の本社に要求する迄待つことを要すると考へる。

自分は兩者か速に且胸襟を開いて問題の審議を始めることを進言する。

而して自分は其の會議か良好なる結果を齎らすことと及會議に列する人々か事實の正當な判斷。妥協的精神。公平及正義に準據すべきことを希望するのである。

若しも談合會議の結果不幸にして爭議の滿足なる解決を得られないとすれば其の時は一つの公開された解決方法か殘るのである。而して兩者の中自己の主張か正義てあると云ふ確信か强けれは强い丈此の解決法に對する覺悟は强い譯である。

自分は總ての文明社會の基礎てあり又政策及人類文化の根據である法に依ると言ふことを以て此の方法となすのである。

契約による賠償要求に關する法律の判決を否むものは何時も先づ自分に根據の無いことを言ひ出すものである。今度の紛爭は支那政府と東支鐵道會社の間に結ばれた條約から起つたのである。而して其の解決は其の條約條文の解釋と兩者の信任する適當な且權威ある人々の爭議點

の審査によつて行はれなければならぬ。
諸君よ、此の問題は單に鐵道會社と支那一地方との間の問題でない、諸君は中華民國と歐亞米列强の役者の演ずる『ドラマ』の實見者である。此の爭は或幾十萬エーカーの土地爭ひに止まらない。諸君は非常な大問題を惹起されたのであるので此の問題は力と法との正義に關する文明世界に起つた大問題の一つである。
諸君自分は諸君に本問題の解決を審査、會議、條文ー合法的解釋に讓らんことを乞ふ時に當り文明世界の意思を高唱するのである。而して尚其の他總ての國々も此の大法則に遵ふべきを乞ふのである。(堀江)

畜産展覧會開催

去る九月二十七日から約二週間の豫定で當地馬家溝競馬場に於て畜産展覧會が開催されんとして居る。地方畜産の研究及住民の福利增進のため畜産業を發達せしむる手段方法を講究するのが目的で東省文物研究會が主催となり東支鐵道哈爾賓愛馬會愛犬會が後援である
(一)養馬部(二)養牛部(三)牧羊部(四)養豚部(五)家禽及家兎部(六)養蜂部(七)養犬部が設けられる。全体の費用か僅かに五千餘圓と云ふから無論小規模のものに違ひないが土地では始めての試みであり又蒙古の天然牧場を控へて居る事であるから相當の出品もあり且つ益する所も尠少であるまいと觀察される尚滿鐵でも公主嶺の農事試驗所が參加し有益な出品をなす筈である。(堀江)

附記　本展覧會は主催者の都合により其後無期延期となれり

資料

哈爾賓事務所 調査課資料概説

調査課資料係

緒言

本課は曩きに本社調査課及大連圖書館より約一千冊の露文及邦文圖書を讓り受け、之れに從來哈爾賓公所配屬の分及新規購入の分を加へ其總數今や二千餘冊に達した。此等は主として滿蒙及極東露領の政治經濟產業に關するものであるが尙ほ露國全体、西伯利、支那、日本、朝鮮及西部亞細亞諸國の事情に關するものも相當含まれて居る。

此外本課には別項記載の通り百數十種に余る內外の新聞雜誌と及び多數の內外文書等が備へ付けられ、而して此等は本課獨特の分類法により着々整理せられつゝある。

此の如き資料の一大蒐集は其量に於て其質に於て世間稀に見る所であつて、若し之れと本社調査課所藏の露書約五千冊とを合併する時は露國就中極東露支領土研究資料として日本は愚か露國それ自身を除く世界中にも恐らく其類を見ざる所である。本課所藏の分は右の內より主として北滿並に接壤地方に尤も關係深きものを選んだものであつて、本課は此等の資料と今後の實地踏査とにより北滿並に接壤地方の一般的經濟調査並に徹底的企業調査を進めむとして居るのであるが、他面此等地方の種々なる事象に興味を有するは啻に吾が社吾が課ばかりでなく中には部分的ではあろうが略々吾が課と同じ目的を有して而かも資料の乏欠に困つて居る公私の團体乃至個人もあろうと思はれる。

是に於て本課は此等豐富貴重なる資料を單に社內の者ばかりで無く、事務に差支なき限り篤志研究家の閱覽にも提供せんとして居る茲に本課資料概說を掲げて此等人々の利用に便せしめんとする所以である。（小林）

第一節　資料の種類

資料は左記により分類整理保管せらる

甲、外形による資料の種類は左の如し

一、圖　書　印刷、手寫を論せず書冊の體を爲せるものにして小冊子及雜誌以外のもの

二、小冊子及書類　同上纖少にして取扱に不便なるものは小冊子として便宜上書類と共に整理保管す

小冊子及類書は圖書原簿及目錄中［小］及書の字を附す

三、雜　誌　內外雜誌官公衙定期刊行物(官報、公報、社報の類)

四、新　聞　內外一切の新聞、但週刊新聞にして書冊の體を爲せるものは雜誌の部に入る

五、地　圖

六、標本及見本　但將來の計畫丈にて目下現品なし

乙、取扱上の差別による資料の種類

一、普通資料　何人に示しても差支なきもの

二、秘密資料　筆者發行者の希望により或は本課に於て秘扱の必要ありと認むるもの、此分は場所を異にして保管す。分類法は一般に同し。

第二節　資料分類法

第一節に揭げたる一切の資料は本課の分類法により整理せらる。

一、圖書及小冊子は日支英語部、露語及其他歐洲語部の二部に別ち圖書分類表の通り分類保管せらる。

但題目の全然異りたる數編を一冊とせる圖書類は現冊は第一題の類下に區分配列し第二題以下は圖書分類カード中にのみ其の名題を記す。叢書類にして大部分纏りたるものは內容の主とする所に從つて各部に一括配屬し尙ほ各卷の題目に附いては前項に準し「カード」のみ各當該部に入る。

例へば(一)滿蒙全書はAの部に一括配屬し各卷各編の題目のみ各當該部に「カード」を存す(二)滿鐵調査報告書

はＣの部に一括配屬し各卷の題目のみ各部の「カード」を存す。
叢書類にして散逸し大部分を集め得ざるものは集りたるもののみ前々項に準じ當該各部に入る。

二、雜誌は一種類毎に逐號取纏め保管し各約半年分を製本して圖書の部に編入す。
但保管場所は他の圖書類と區別せらる

三、圖書(以下小冊子、書類をも含む)雜誌所載の重要記事は凡て「カード」に取り、本課の資料分類表に據りて整理せらる。
新聞の重要記事は全部切抜き本課の分類表による切抜帳に粘附せらる。
但續きもの其他特に重要なるものは圖書と同樣「カード」に取り整理せらる。

第三節　資料の利用

本課の資料は課員、所員は勿論事務に差支なき限り邦人篤志研究家にも其の利用を提供す。

一、所員にして本課所藏の資料を利用せられんとする時は直接資料室に來り、係員に斷りの上閲覽せらる可し。
資料は凡て類別番號に依り配列されあるか故に必す舊位置に復する樣御注意。

二、資料を資料室以外に帶出さるる時は一應係員の同意を得、備付の帶出簿に相當記入せらる可し。

三、各自の机上に常置を望まるる資料に就きては係主任に相談せられたし。

四、帶出資料を紛失せられたる時は速かに係員に報知し、原則として原價を辨償のことと承知せられ度し。

五、「カード」は原則として帶出せられず。

六、資料の貸出期間は普通十五日位と承知せられたし、餘暇なくして閲讀に長日月を要するか如き場合は別に相談せられたし。

七、長期に亘り出張請暇等にて不在せらるる節は帶出中の資料は一應返付せらる可し、自身携行を望まるる場合は一應係へ相談せらる可し。

八、社外篤志家の閲覽帶出に就いては其都度係主任に相談せられたし、帶出の條件は略々所員に準ずるものと承知

せられ度し。

第四節　資料の紹介

本課は課員並に地方篤志研究家に對し有益なる資料を紹介するを以て極めて必要なる仕事と認めて居るが、現所藏二千冊の圖書、數十種の雜誌の內容を一々紹介する事は人手の關係上到底不可能である、故に從來所藏の圖書に對しては目下目錄作製中であるから出來の上夫々配付するに止め、今後購入の分の特に有益なるものゝみに就いて其內容の大畧を本誌に載することとし度いと思ふ新聞雜誌の主なる記事に就いても同樣。

最後に現在本課備付の新聞雜誌の目錄別記の通り

哈爾賓事務所調査課備付　新聞雜誌一覽表（大正一二、九、二〇現在）

露文雜誌の部

エコノミーチエスキイ、ヴエストニク、マンジユリイ	（露文）	逐號購讀	東支商業部經濟調査局
東省文物研究會雜誌	（同）	新逐號購讀	哈爾賓同會
ルースカヤ、ジーズニ	（同）	同	同
ルースキー、エコノミスト	（同）	新見本九―一二號	伯林同社
ダリネウオストーチノエ、ホジヤイストウオ	（同）	新逐號購讀	知多同社
ノーウイ、ダリニイ、ウオストーク	（同）	同	浦鹽
シビリスキエ、アグニ	（同）	同	ノーウオニコラエヴスク
アガニヨーク	（同）	新一―一一號見本	莫斯科
ノーウイ、アガニヨーク	（同）	新見本	伯林
露領亞細亞ニ於ケル教育事業	（同）	廢	哈爾賓滿洲教育會
ルースコエ、テポズレーニエ	（同）	廢	哈爾賓

エーホー	（同）	新見本一四號	哈爾賓
プロゼクトトル	（同）	新見本一〇二號	莫斯科プラヴダ社
ジーズニ、シビーリ、エゼ于ゼーリニク	（同）	見本二號	ノーウオニコラエヴスク
ソウエトスコイ、ユスチーチイ	（同）	二一一號購讀	莫斯科
クラースヌイ、ジユルナール、ドリヤ、フセーフ	（同）	新見本三─四號	ペドログラード
コンムニチーチエスカヤ、レボリユチヤ	（同）	見本四四號	莫斯科
ウオプロースイ、トルーダ	（同）	見本新三號	莫斯科
キギエナ、トルーダ	（同）	同一─二號	同
シビーリスキイ、ペダゴギーチエスキイ、ジユルナール	（同）	新見本一號	ノーウオニコラエヴスク
エコノミーチエスキヤ、ヴエドモスチ	（同）	週間新一─六號購讀	哈爾賓
ウエストニク、プーチエイ、ソーオブシチエニィ	（同）	注文中	莫斯科
トルゴヴリヤ、ロシイ、ズ、ウオストーコム	（同）	新一號購讀希望	莫斯科東方商議會所
ウエストニク、プロム井シレンノスチ、イ、トランスポルタ	（同）	新見本四─五號	同
エコノミーチエスコエ、チボズレーニエ	（同）	同一巻	莫斯科

露文新聞の部

エコノミチエスカヤ、ジーズニ	莫斯科
イズ、ウエスチヤ	同
プラウダ	同
ソウエドスカヤ、シビリ	ノーウオニコライスク
ダリ于ウオストチヌイ、プーチ	知多
クラスナヤ、ズナミヤ	浦潮

トルゴウオプロムイシレンナヤ、ガゼータ	莫斯科
ルッスキイ、ゴロス	哈　市
ノーウオスチ、ジーズニ	同
ザリヤ	哈　市
ウエチエルサヤ、ザリヤ	同
コペイカ	同
トリブーナ	同
コムメルチエスキイ、テレグラフ	同
スウエート	同
ルーポル	同
ウートロ	同

邦文雜誌の部

外交時報	東　京
支那時事	同
通商公報	同
日露實業新報	同
パンフレット通信	同
エコノミスト	大　阪
露西亞ノ財政經濟	哈　市
滿鐵弘報(資料)	大　連
同　(通信)	同

叢　書

吉長月報	長春
哈爾賓日本商業會議所報	哈市
鐵道青年	東京
大陸之產業	奉天
滿鮮縱橫評論	大連
經濟資料	同
鐵道之研究	同
北京週報	北京
平原	大連
東洋	東京
長春貨物通報	長春
朝鮮事情	京城
實業公論	東京
支那鑛業時報	大連
哈爾賓時報	哈市
露亞時報	哈市
ダイヤモンド	大阪
經濟論叢	京都
奉天商業會議所報	奉天
滿蒙	大連
鮮銀月報	京城

東拓月報	東京
森週報	哈市
正金週報	橫濱
統計月報	大連

邦文新聞の部

大阪朝日新聞	大阪
大阪毎日新聞	同
國民新聞	東京
時事新報	同
東京日日新聞	同
中外商業新報	同
滿洲日日新聞	大連
遼東新報	同
奉天毎日新聞	奉天
大連新聞	大連
哈爾賓日日新聞	哈市
北滿日報	長春
哈爾賓通信	哈市
大塚情報	同
東方通信	同

支那新聞雜誌の部

國際協報	哈市
東三省商報	同
大北日報	同
盛京時報	奉天
晨光報	哈市
民國日報	上海
濱江時報	哈市
申報	上海
新聞報	同
東陸商報	哈市
東報	天津
政府公報	北京
奉天公報	奉天
吉林公報	吉林
黑龍江公報	齊々哈爾
松江日報（最新發刊）	哈爾賓

英文新聞雜誌の部

ノースチャイナ、デリー、ニュース	天津
ルッシアン、デリー、ニュース	哈市
北京天津タイムス	天津
マンチユリヤ、デリーニユース	大連

新着圖書紹介

本年五月當調査課開設以來先づ第一に各種資料の蒐集に力を盡しつゝあるが其結果内外新舊圖書の新着せしもの既に數百に及び尙ほ日日若干册づゝの増加を見つゝあり、此等は勿論滿蒙及極東露領を中心とし西伯利歐露に亘る地理、歴史、政治、經濟其他に關するもので此方面の研究に豐富なる資料を與ふるものである、從つて此等の圖書を詳しく紹介することは社の内外自他共に尤も望ましき所であるが、當課開設早々であり、殊に資料係人手不足の爲め遺憾乍ら本號の間に合はすことが出來ず、僅かに東支鐵道近刊東省鐵路沿革史を捕へて其責を塞ぐことゝした、

東省鐵路沿革史（露名自一八九六至一九二三年東支鐵道史觀）

東支鐵道本社出版

東支鐵道は本年七月十一日を以て建設工事着手以來正に二十五年を經過したので同日哈爾賓に於て盛大なる紀念祭を擧つた、それと同時に豫ねて計畫中であつた表題著書第一卷を同社本社の名を以て出版した、第二卷以下尙ほ目下印刷中の由で第一卷のみを見た丈けで全体を批評するのは未だ時機で無いかも知れぬが、第一卷丈けでも前文本文併せて菊倍版約七百十餘頁の大册で、之に關係人沿線風物の寫眞、地圖圖表數百を有し最後に縮尺百六十八万分の一の滿洲及直接々壤地帶の大地圖を附して居る

内容に到つては是迄未だ嘗て何人も敢て手を着くることの出來なかつた鐵道建設の秘史を初めとし其網羅する所内外頗る廣汎且つ精細、而して材料の正確なるは素より云ふまでもなき所であろう、此書一度び世に出でゝ初めて是れまで朦朧たりし東支鐵道の正体を稍々明にするを得べく、之に依つて内外政治經濟諸問題の解決實施に資する所甚大なる可きものあるを疑はず、

序言によれば同會社が本書の編纂及出版を思ひ立つたのは未だ露國革命以前であつたが種々の事情に妨げられて實現に至らず現角

する内以前よりの關係者は次第に或は物故し、或は離散し、從つて貴重なる材料の亡失する虞が深くなつて來た、昨に於て會社は一九二一年十月二十二日の重役會に於て本書の編纂並に出版に關し委員會を設くることを決定し、委員長に理事クーズネツオフ、委員にドクトル何守仁、ウエセロフゾロフ、朱與忱、及ニルウス氏を任命し、而して編纂の實務は專らニルウス氏之ニ當ることゝせられた、而して一九二二年八月九日に至り編纂並に出版に關する一切の計畫が出來上つたので之に要する費用の豫算認可があつた云々、兎に角此の尨大なる書册の內容を一々紹介することは到底不可能であるにより取りあへず左に目次の大要のみを記るす、

因に第一卷實價無表紙銀拾弗、布表紙十二弗、皮表紙十五弗なり

東省鐵路沿革史第一卷目次　既刊

(以上第一卷目次終)

東省鐵路沿革史第二卷　未刊目下印刷中

目次

（以上第二卷目次終り）

註1　因に本書第一卷建設史の一部は本社調査課にて草稿を入手し翻譯中なりしを以て既に出來し居る可く尙ほ哈爾賓商業會議所に於ても本書の抄譯に從事中なりと云ふ

註2　今回の記念出版物は本書のみに止まらず管理局内各部課所に於ても夫々關係事項に關する著述を出版して居る、商業部調査課の『北滿及東支年報』同部哈爾賓營業所の『第八區案内』等は關係向に取つて便利なものであらう、第八區案内は既に當所翻譯不日上梓さるゝ筈

哈調資料既近刊目錄

號數	書名	發行年月	備考
號外	哈爾賓に於ける金融機關の現狀	大正十二年七月	極秘
第一號	露西亞共和國聯邦民法	大正十二年九月	
第二號	勞農西比伯利の近情	大正十二年九月	秘
第三號	哈爾賓に於ける日本人關係諸會社商店一覽	大正十二年九月	
第四號	北滿に於ける製粉業	近刊	
第五號	東支鐵道哈爾賓營業所第八區案內	同	
第六號	黑龍江右口泥港	同	